東海市緑の基本計画

2027 ▶ 2036

令和９年３月

東 海 市

目　次

第１章　緑の基本計画とは …… 1
1-1　緑の基本計画の目的と役割 …… 2
1-2　計画の位置づけ …… 4
1-3　対象区域 …… 4
1-4　計画期間 …… 4
1-5　緑に対する社会情勢の変化 …… 5
1-6　緑に関する法律等の改正 …… 6
1-7　広域からみた緑のネットワーク …… 8
1-8　緑のまちづくりの新たな視点 …… 9
第２章　緑の現況と課題 …… 11
2-1　本市の概況 …… 12
2-2　緑の現況 …… 15
2-3　緑に関する市民意識 …… 25
2-4　これまでの緑のまちづくり …… 28
2-5　本市の緑のまちづくりの課題 …… 38
第３章　めざす緑の将来像 …… 41
3-1　めざすべき緑の姿 …… 42
3-2　緑の将来像 …… 43
第４章　これからの緑のまちづくり …… 47
4-1　施策の体系 …… 48
4-2　基本方針 …… 50
4-3　施策の展開 …… 51
第５章　緑化重点地区及び保全配慮地区 …… 81
5-1　緑化重点地区の設定 …… 82
5-2　保全配慮地区の設定 …… 84
第６章　計画の推進に向けて …… 87
6-1　計画の指標 …… 88
6-2　数値目標の設定 …… 91
6-3　計画の推進体制 …… 92
6-4　計画の進行管理 …… 93
【参考資料】 …… 95
1　計画の策定体制 …… 96
2　用語の説明 …… 98

※　本文中、「＊」印を付けている用語について五十音順に解説しています。

※　本文中、「★」印を付けている用語についてコラムを掲載しています。

第１章　緑の基本計画とは

第１章　緑の基本計画とは

1-1　緑の基本計画の目的と役割

（1）目的と役割

緑の基本計画とは、都市緑地法*第４条に規定される「**市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画**」のことで、緑全般についての将来像を描くとともに、その実現に向けた様々な取り組みを推進していくための指針となるものです。東海市では、「東海市緑の基本計画（以下、本計画）」を平成８年（1996 年）３月に策定、平成 19 年（2007 年）３月および平成 29 年（2017 年）３月に改訂し、計画に基づいて緑のまちづくりに関する取組を進めてきました。

前回計画の目標年次（令和８年（2026 年度））となることから、上位・関連計画との整合・連携を図りながら、本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、緑に関する方向性を定めるため、緑の基本計画を改訂します。

（2）計画で対象とする緑

本計画では、公園や緑地、街路樹、社寺林、農地、緑化された広場や学校などの公共施設、緑化された事業所、河川・ため池などの水辺空間等、公共だけでなく民間も含めた都市の緑に関する空間全体を「緑」として扱います。



都市公園*：大池公園



農地



河川：大田川



太田川駅周辺

（3）緑が持つ機能と役割

緑が持つ機能と役割は、以下のようなものがあります。

機能	主な役割
環境保全機能	生物多様性*の確保、二酸化炭素の吸収、木陰の確保、 大気の浄化、騒音・振動の緩和
レクリエーション機能	休養や遊戯、運動などの余暇空間の確保
防災機能	防災活動拠点・避難場所の確保、防風、 延焼・土砂災害・水害の防止
景観形成機能	美しい都市景観・自然景観の創出、 個性と魅力ある地域づくり（歴史文化）

（4）緑地の分類

「緑地」は以下のように分類されています。

表　緑地分類

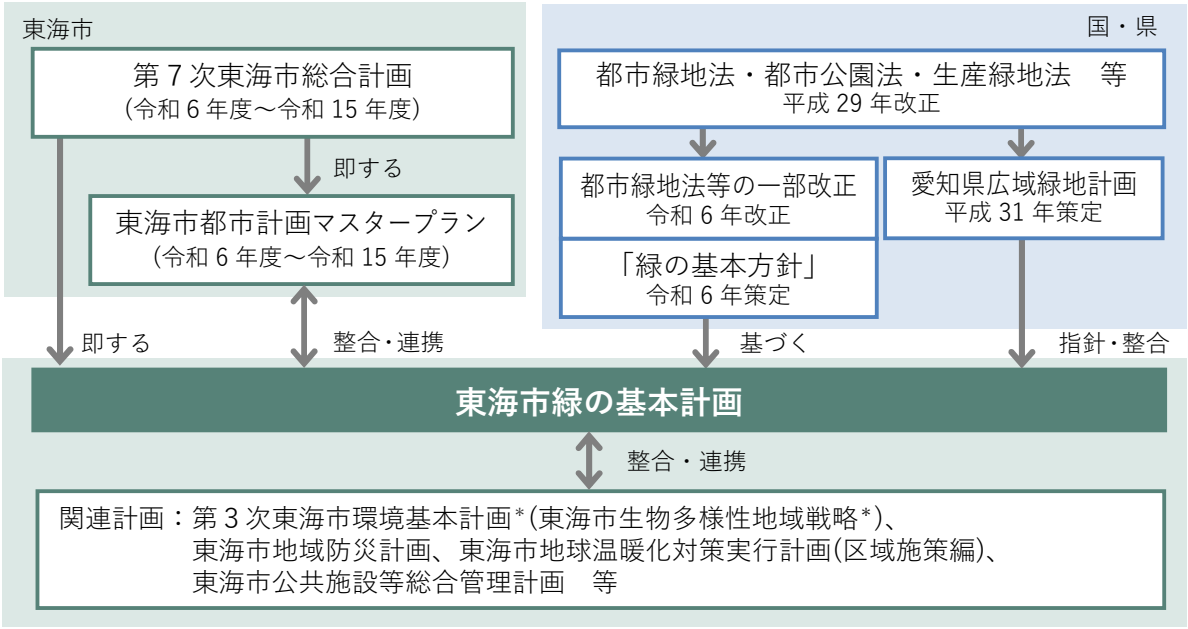
分類		該当する緑地	例
施設緑地			
	都市公園	・都市公園法*で規定される公園	
	公共施設緑地	・都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能をもつ施設	ちびっこ広場*、学校のグラウンド、街路樹　など
	民間施設緑地	・社寺境内地の緑地や工場緑化など、民有地で公園緑地に準じる機能をもつ施設	企業緑地、大学･企業グラウンド、社寺林、墓地など
地域制緑地*			
	法によるもの	・都市計画法　：風致地区* ・農業振興地域整備法[注1]　：農業振興地域*、農用地区域* ・生産緑地法*　：生産緑地地区* ・河川法　：河川区域 ・森林法　：地域森林計画対象民有林*　など	
	条例等によるもの	・保全地区・保存樹木(東海市緑化および花いっぱい推進条例) ・工場等緑化協定	

注１：農業振興地域の整備に関する法律(正式名称)

参考図書：緑の基本計画ハンドブック、令和３年度改訂版

1-2 計画の位置づけ

本計画は、国の「緑の基本方針*」に基づき、愛知県の「愛知県広域緑地計画*」を指針とし、市の「第７次東海市総合計画*」や「東海市都市計画マスタープラン*」などの上位・関連計画との整合・連携を図ります。

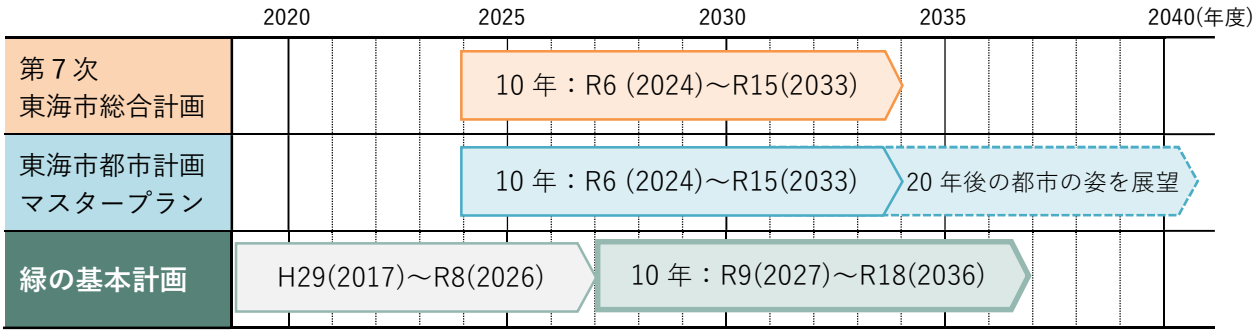


1-3 対象区域

本計画の対象区域は、東海市全域 4,342ha とします。

1-4 計画期間

本計画の計画期間は 10 年間とし、目標年次は令和 18 年度（2036 年度）とします。



1-5　緑に関する社会情勢の変化

都市における緑地は、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーションの場、良好な都市景観の形成などグリーンインフラ*として多様な機能を有しており、市民が健康で文化的な生活をする上で不可欠な基盤です。

近年、急激な気候変動や生物多様性の損失といった深刻な課題に世界中が直面する中、緑のまちづくりに関する**社会情勢が変化**しています。

1）脱炭素*社会の実現　～2050 年ゼロカーボンシティ*宣言～

- 本市は、令和 4 年（2022 年）3 月に「**2050 年を目途に温室効果ガス*の排出量実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指す**」ことを表明
- 今後、「**ゼロカーボンシティの実現**」に向けて、**市民・事業者・行政が一体となって**取り組んでいく

2）人と自然の共生　～30by30(サーティ・バイ・サーティ)*目標～

- 「**30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標**」とは、**令和 12 年(2030 年)までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全**しようとする目標
- 令和 4 年(2022 年)12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」における**グローバルターゲットの 1 つ**

3）ニューノーマル*への適応　～緑のオープンスペース*の柔軟な利活用～

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたデジタル化の進展も相まって、**市民の生活様式が大きく変化(ニューノーマル)**し、価値観も変化・多様化
- 公園や自然等に求められるニーズも変化・多様化し、**街路空間や公園緑地、水辺空間などの様々な緑のオープンスペースの柔軟な利活用**に期待

4）グリーンインフラ*の実装　～緑のまちづくりの質の向上と機能強化～

- 令和 6 年(2024 年) 6 月に国の「**緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン(案)**」が策定され、都市のグリーンインフラとして戦略的に緑の整備・保全・育成
- 公園緑地を都市の貴重な環境基盤として捉え、**雨水貯留・浸透機能の維持・向上、生物多様性の保全・創出、賑わい創出等に向け多機能性を保全・利活用**

5）持続可能なまちづくりの推進　～官民連携*による緑のまちづくり～

- 緑に関する取組は、平成 27 年(2015 年)の国連サミットで採択された **SDGs*(持続可能な開発目標)の達成**に寄与するものであり、官民連携による緑のまちづくりに期待

1-6　緑に関する法律等の改正

様々な役割を担っている都市における緑地を、**民間の知恵や活力を活かしながら保全・活用していく**ため、平成 29 年(2017 年)に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されました。

1）都市公園の再生・活性化　[2017 年]　【都市公園法等】

- 都市公園で**保育所等の設置を可能**に(国家戦略特区特例の一般措置化)
- 民間事業者による**公共還元型の収益施設の設置管理制度(Park-PFI)**の創設
  - 収益施設(**カフェ、レストラン等**)の設置管理者を民間事業者から**公募選定**
  - 設置管理**許可期間の延伸**(10 年⇒20 年)
  - **民間事業者が**広場整備等の**公園リニューアルを併せて実施**
- 公園内の **PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸**(10 年⇒30 年)
- 公園の活性化に関する**協議会の設置**

2）緑地・広場の創出　[2017 年]　【都市緑地法】

- **民間による市民緑地の整備**を促す制度の創設
  - **市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定**
- **緑の担い手**として**民間主体を指定する制度の拡充**
  - **緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加**

3）都市農地の保全・活用　[2017 年]　【生産緑地法,都市計画法,建築基準法】

- 生産緑地地区の一律 500 ㎡の**面積要件**を市区町村が**条例で引下げ可能**に(300 ㎡を下限)
- 生産緑地地区内で**直売所、農家レストラン**等の**設置を可能**に
- **新たな用途地域***の類型として**田園住居地域を創設**

また、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度(Well-being*)の向上等に向けて**都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進める**ため、令和 6 年(2024 年)11 月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されました。

4）都市における緑地の質・量両面での確保に向けて　[2024 年]　【都市緑地法等】

- **国主導による戦略的な都市緑地の確保**
  - 緑地の保全等に関する**国の基本方針の策定**
  - 都市計画における緑地の位置付けの向上
- **貴重な都市緑地の積極的な保全・更新**
  - 緑地の**機能維持増進事業について位置付け**
  - 緑地の**買入れを代行**する**国指定法人の創設**
- **緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み**
  - **民間事業者等による緑地確保の取組**の**認定制度(TSUNAG)**の創設
  - **都市の脱炭素化に資する都市開発事業**の**認定制度**の創設

令和 6 年（2024 年）に策定された、**国の「緑の基本方針」**の概要を示します。

■緑の基本方針

全体目標	将来的な都市のあるべき姿 **人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、 Well-being が実感できる緑豊かな都市** ・国全体として都市計画区域*を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち**市街地については緑被率*が 3 割以上**となることを目指す

▼

個別目標	**① 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル*都市** 国の地球温暖化対策計画において、森林等の吸収源対策の一つとして「都市緑化等の推進」が位置づけられ、その取組目標として、 ● 令和 12 年度(2030 年度)における都市緑化による吸収量約 120 万 t-CO_2/年の達成 ● 令和 12 年度(2030 年度)までに特別緑地保全地区等の指定面積 1,000ha 増加 ● 令和 12 年度(2030 年度)までに民間事業者等による緑地確保の取組 300 件認定 を掲げ、官民連携による緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進し、環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市の実現を目指す。 **②人と自然が共生するネイチャーポジティブ*を実現した都市** 国全体でネイチャーポジティブを実現し、都市においても人と自然が共生した地域づくりを推進していくための 30by30 目標の達成に向け、 ● 令和 12 年度(2030 年度)までに特別緑地保全地区等の指定面積 1,000ha 増加 ● 令和 12 年度(2030 年度)までに民間事業者等による緑地確保の取組 300 件認定 ● 地域の貴重な緑地を生態系ネットワーク*として有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進し、生物多様性の主流化によるネイチャーポジティブの実現を目指す。 **③Well-being が実感できる水と緑豊かな都市** 国全体として都市における緑地の量の確保を引き続き推進し、 ●令和 7 年度(2025 年度)までに水と緑の公的空間確保量 15.2 ㎡/人を目指す。 ● 緑地の質・量の確保を図り、健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンス*の向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮 具体的には、緑地の雨水貯留・浸透機能を活用し都市における安全・安心を確保／緑地の保全・活用等の活動に参画する市民や NPO*法人・民間企業等と官民連携を進めること／人のネットワークを形成するための仕組みづくり／主体的に活動に関わる人材の育成など、緑地を活用することにより、Well-being が実感できる水と緑豊かな都市の実現を目指す。

1-7　広域からみた緑のネットワーク

本市は、愛知県西部のほぼ中央、知多半島の西北端に位置し、愛知県西部における緑と水のネットワークの一翼を担っています。

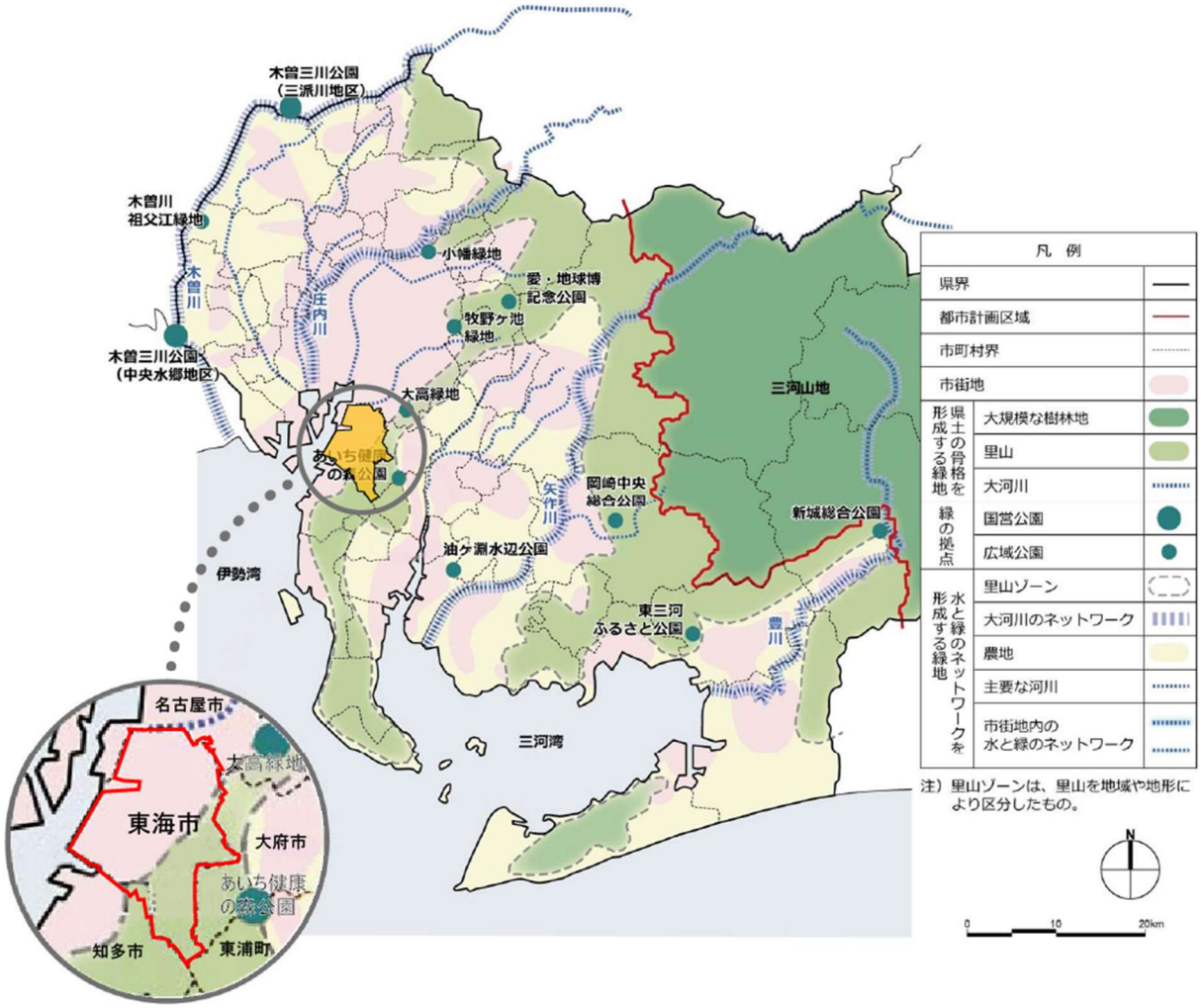


図　広域的な緑地の配置図

（出典　「愛知県広域緑地計画」一部加工）

1-8　緑のまちづくりの新たな視点

近年の緑を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、東海市のこれからの**緑のまちづくりの新たな視点**を整理します。

視点１　脱炭素と気候変動へ対応する緑のまちづくり

温室効果ガスの排出増大等による地球温暖化*の進行は、気候変動等により市民の暮らしや地域の経済活動に深刻な影響をもたらしています。

また、緑地は植物の光合成による**二酸化炭素の吸収源としての役割**を担うとともに、屋上緑化*等による建物等の表面温度の上昇や蓄熱の防止、街路樹等の木陰による地表面温度の低減を通じて、**ヒートアイランド現象*を緩和し、都市内に冷涼な空間をつくる機能**を有しており、猛暑日が増加している夏季の気温上昇に対する**暑熱対策の機能**等、**気候変動対策としての緑地への期待**が高まっています。

視点２　生物多様性の確保

人類が生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつあるとも言われており、**人間活動によって世界的に生物多様性が失われ、生態系サービス★が悪化**し続けています。

緑地は、生物の生息地として地域固有の生態系を支える基盤であり、市民がその生態系を学び、保全等に関わることのできる身近な場所です。**ネイチャーポジティブの実現に向けて、良好な自然的環境を有する緑地の保全・再生**が求められています。

視点３　Well-being の向上

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、身近な緑豊かで開放的な緑地は、健康的な生活に欠かせない貴重なオープンスペースとして、その価値が再認識されました。

緑地は、**大気や水質の改善、騒音の低減、異常気象やヒートアイランド現象の影響の緩和**を通じて**都市生活における環境に起因する健康リスクの軽減に寄与**すること、また、**ストレスの緩和やリラックス効果、身体活動、住民の相互交流の促進、コミュニティの醸成**等を通じて **Well-being を支え、精神的・身体的な健康の増進、認知・免疫機能の向上、死亡率の低下等にも寄与**することが報告されています。

視点４　都市のレジリエンスの向上

緑地は、**火災時の住宅への延焼を抑制し、防災活動拠点・避難場所等となること**に加え、**雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止**など**気候変動適応策の機能**を有しており、**グリーンインフラや流域治水*の観点から都市のレジリエンスを高めるインフラとして再認識**されています。

視点５　歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用

緑地は、**地域の気候・風土に応じた多様性を有すること**で、本市の歴史や文化を形成する礎となるとともに、**四季を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出**し、**地域の個性や次代を担う子どもたちの感受性を育み、生活にゆとりと潤い**をもたらしています。

また、緑地は、市民が**地域固有の自然環境や歴史・文化を学ぶことができる環境教育・生涯学習の場としての機能**も有しており、その**学びを地域に還元していくことができる場**としても期待されています。

視点６　都市における生産機能、循環型社会*への寄与

緑地の一つである農地は、新鮮な農産物の供給、防災や都市環境の保全、住民交流の場等の多様な機能を有し、**都市における生産機能として適正に保全し、有効活用すること**が求められています。

また、緑地で発生した剪定枝・落葉等を堆肥化により有効活用するなど、**循環型社会に寄与**することも期待されています。

視点７　ESG 投資*（持続可能な投資）の拡大、気候・自然関連情報開示への対応

企業における SDGs や環境への意識の高まりを背景に ESG 投資が拡大するとともに、気候・自然関連の情報開示の取組が浸透し、環境問題を含む社会課題解決を企業価値の創造につなげていく動きが活発化しています。

今後、都市のカーボンニュートラルやネイチャーポジティブを実現するためには、**公有地のみならず、民有地における緑地の確保等を図ることも重要**であり、**ESG 投資等の流れを踏まえた民間企業による緑地確保や緑化の取組を促進**する必要があります。

第２章　緑の現況と課題

第２章　緑の現況と課題

2-1　本市の概況

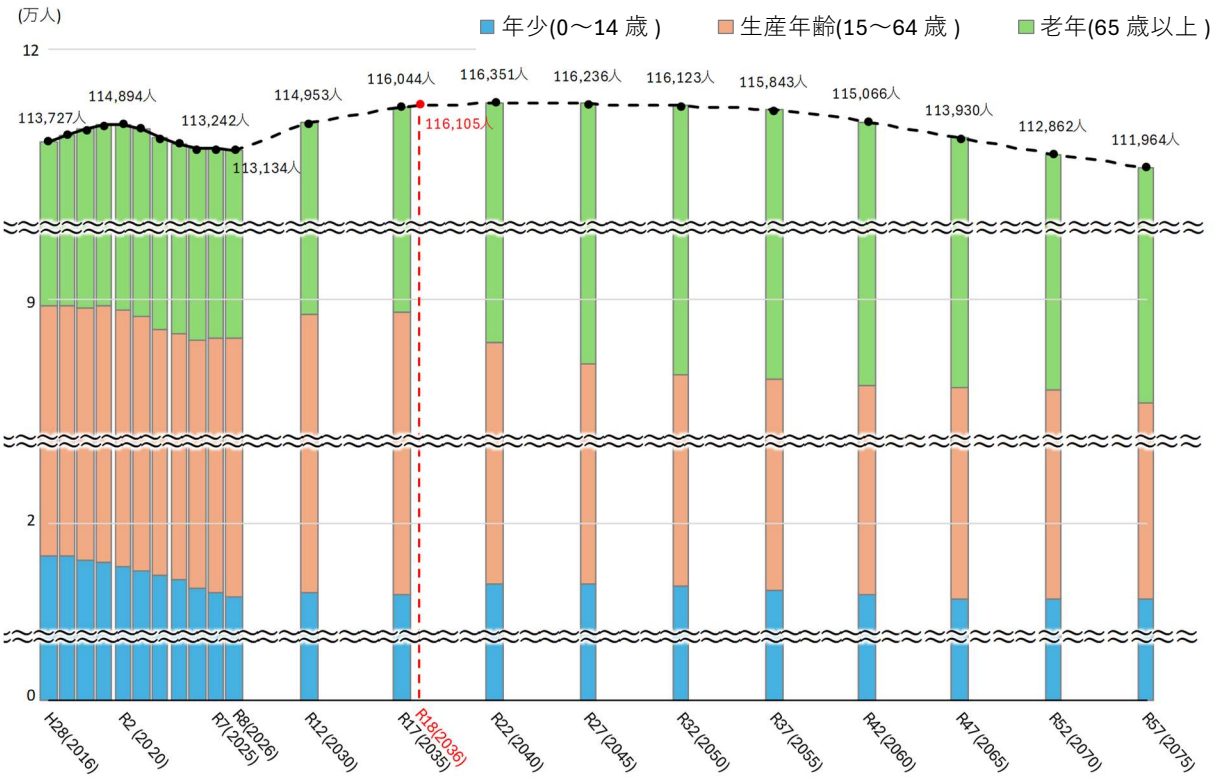
（1）人口

本市の人口は、第３期東海市総合戦略*に基づき以下のとおり設定します。

宅地開発などの需要が拡大しているとともに、多くの人々が暮らしやすさと本市の魅力を実感できる施策を展開していくことで、人口増加がしばらくの間継続し、その後、人口減少に転ずると予測されます。

なお、緩やかではあるものの人口増加の期間において、少子高齢化が進行するものと予測されます。

年　次	現況 R8 年(2026 年)	目標年次 R18 年(2036 年)
人　口	113,134 人	116,000 人



出典：H28 から R8 までは、各年度の 4 月 1 日時点の住民基本台帳
出典：R12 から R57 までは、第 3 期東海市総合戦略

（2）都市計画

本市の市街化区域*面積は、令和 7 年(2025 年)3 月 31 日現在約 3,066ha で、行政区域面積約 4,342ha の約 71％を占めています。平成 29 年(2017 年)と比較すると、市街化区域が約 97ha、第 1 種低層住居専用地域が約 24ha 増加しています。

市街化区域が増加した主な理由として、土地区画整理事業*地や民間開発地の一部が市街化調整区域*から市街化区域に編入されたことが挙げられます。

表　都市計画区域面積

種　別	H29(2017)		R7(2025)		増減(ha) R7-H29
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
都市計画区域	約 4,343	100.0	約 4,342	100.0	約-1.0
市街化区域	2,969	68.4	3,066	70.6	＋97.0
第 1 種低層住居専用地域	115	2.6	139	3.2	＋24.0
第 2 種低層住居専用地域	2	0.1	1.9	0.0	-0.1
第 1 種中高層住居専用地域	651	15.0	655	15.1	+4.0
第 2 種中高層住居専用地域	-	-	0.6	0.0	+0.6
第 1 種住居地域	471	10.8	483	11.1	+12.0
第 2 種住居地域	78	1.8	88	2.0	＋10.0
準住居地域	24	0.6	24	0.5	0.0
近隣商業地域	81	1.9	95	2.2	+14.0
商業地域	16	0.4	16	0.4	0.0
準工業地域	92	2.1	104	2.4	+12.0
工業地域	175	4.0	185	4.3	＋10.0
工業専用地域	1,264	29.1	1,275	29.4	＋11.0
市街化調整区域	約 1,374	31.6	約 1,276	29.4	約-98.0

出典：平成 29 年：東海市都市計画図(平成 28 年(2016 年)6 月 30 日告示)
令和 7 年：東海市都市計画図(令和 7 年(2025 年)9 月 27 日告示)を全国都道府県市町村別面積調(令和 8 年(2026 年)4 月 1 日を基に編集)

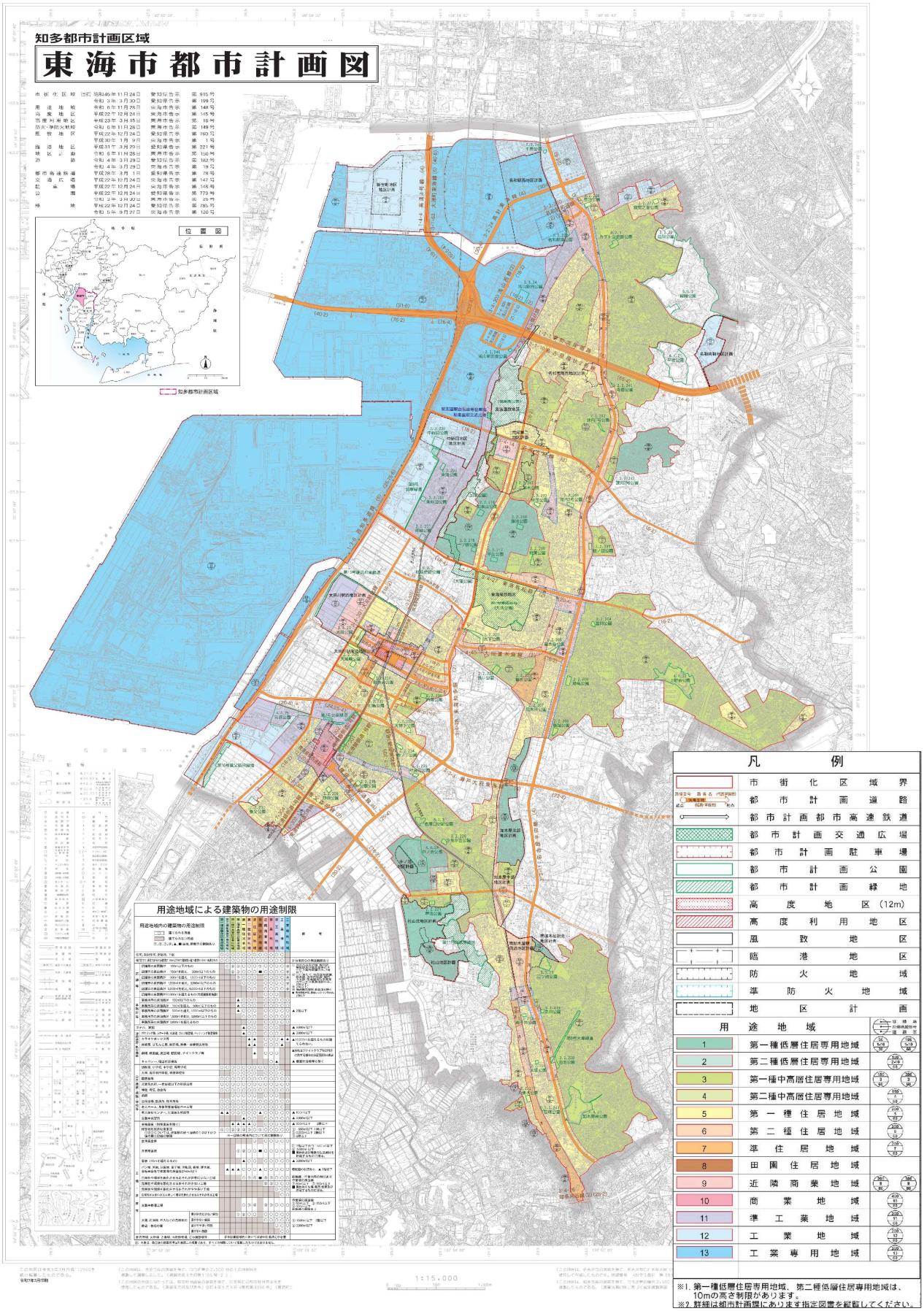


図 東海市都市計画図（令和 7 年(2025 年)9 月 27 日告示）

2-2　緑の現況

（1）緑被地*

本市の緑被地は、市全体では約 1,175ha(緑被率 27.1%)で、その内訳は、市域の約 7 割を占める市街化区域で約 502ha(緑被率 16.4%)、市街化調整区域で約 673ha(緑被率 52.7%)となっており、市全体の緑被地の 6 割近くが市街化調整区域にあります。

平成 27 年(2015 年)からの推移を比較すると、市域全体で約 54ha の緑被地が減少(－1.2pt)しており、その内、市街化区域は約 115ha の緑被地が増加(＋3.4pt)し、市街化調整区域は約 169ha の緑被地が減少(－8.6pt)しています。

市全体の緑被地が減少した主な原因は、土地区画整理事業や民間開発が挙げられます。

表　緑被地の推移

		市全体		市街化区域		市街化調整区域	
		緑被地	緑被率	緑被地	緑被率	緑被地	緑被率
前回計画策定時	H27時点	1,229ha	28.3%	387ha	13.0%	842ha	61.3%
現況値	R7.6.30時点	1,175ha	27.1%	502ha	16.4%	673ha	52.7%
増減		**－54ha**	**－1.2pt**	**＋115ha**	**＋3.4pt**	**－169ha**	**－8.6pt**

注：緑被率は現行計画策定時とは緑被地の算出方法が異なり、精度が向上している。

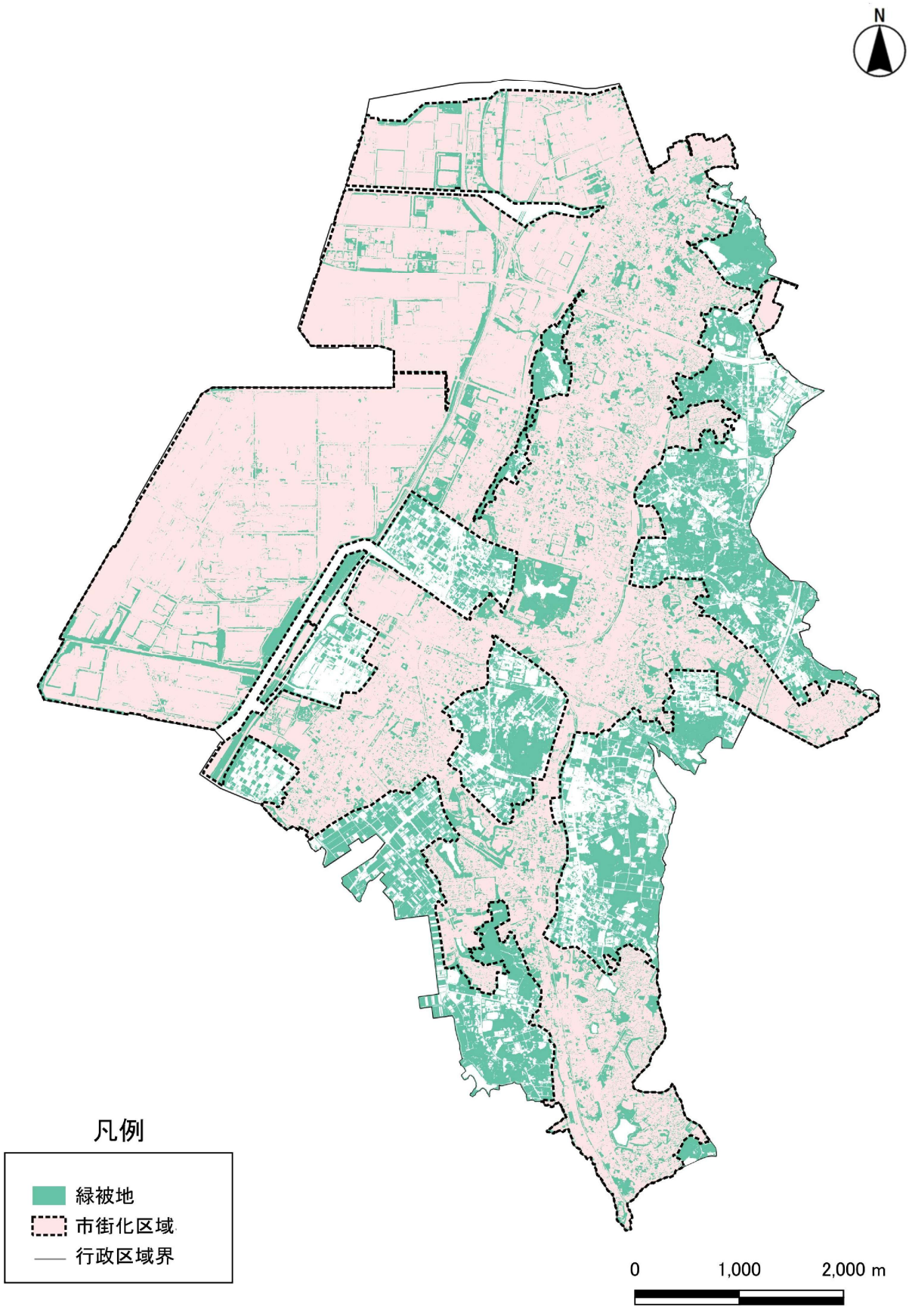


図　東海市の緑被地（令和 7 年(2025 年)6 月 30 日時点）

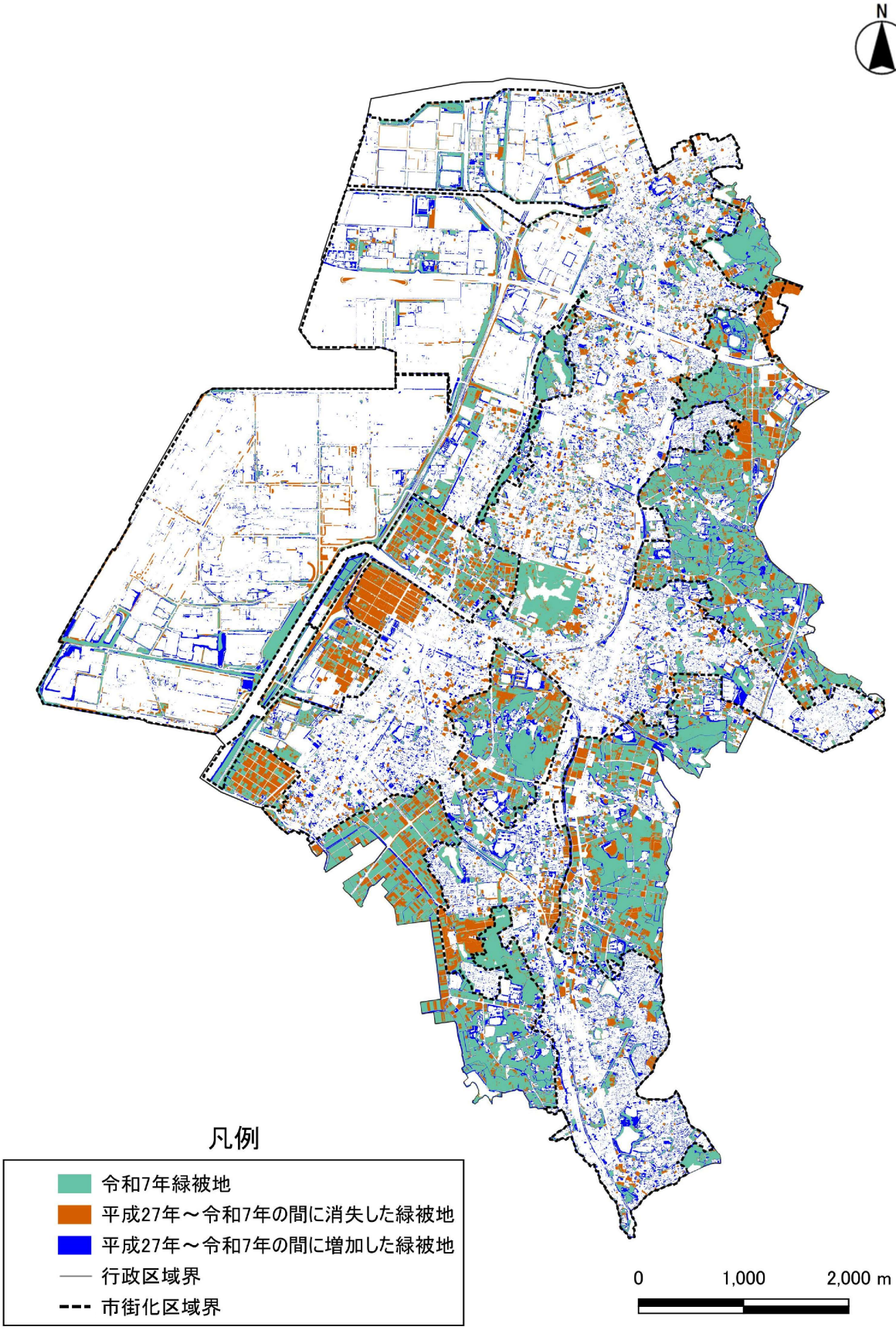


図　緑被地の経年変化（平成 27 年(2015 年)～令和 7 年(2025 年)）

（2）緑地

① 都市公園

令和 7 年度(2025 年度)時点で、都市公園の整備状況(供用開始済み)は、街区公園*が 49 箇所 11.84ha、近隣公園*が 4 箇所 6.6ha、地区公園*が 5 箇所 30.3ha、総合公園*が 1 箇所 0.6ha、特殊公園*が 2 箇所 0.7ha、都市緑地*が 2 箇所 19.56ha、大池公園等の緩衝緑地*が 5 箇所 57.1ha、緑道*が 4 箇所 4.04ha、広場公園*が 1 箇所 0.80ha となっています。

市全体では、73 箇所 131.54ha が整備され、供用開始部分の市民 1 人当り都市公園面積は 11.6 ㎡/人となっており、都市公園の誘致圏は、工業専用地域を除く市街化区域の大半を網羅しています。

都市公園法運用指針(第 7 版)(令和 6 年(2024 年)12 月 国土交通省都市局)では、住民 1 人当り面積 10 ㎡以上とすることが望ましいとされ、本市では 11.6 ㎡/人となっており、整備水準を満たしています。

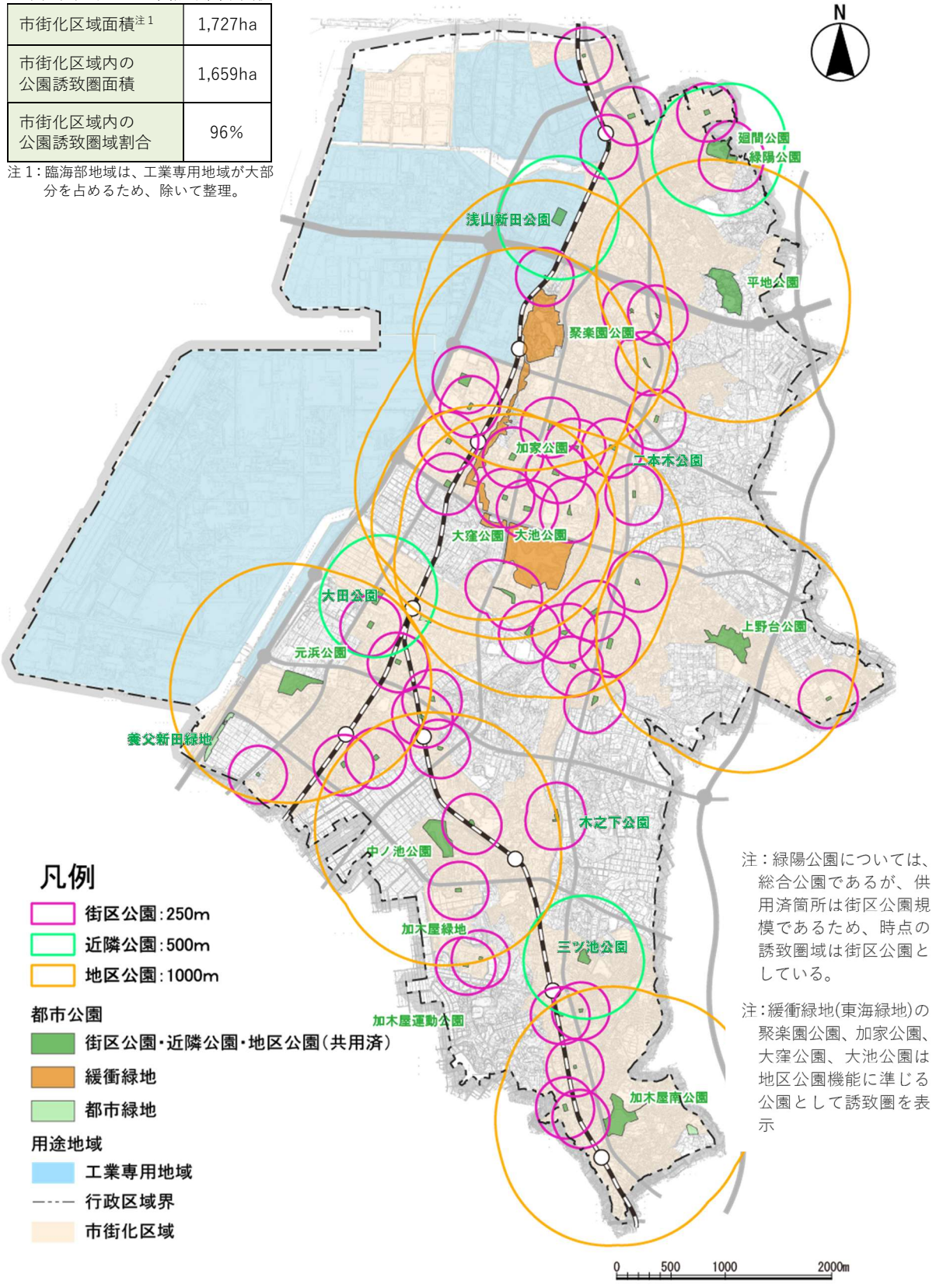
■ 供用済都市公園の整備状況（令和 7 年（2025 年）現在）

種　別			前回計画策定時 H29(2017)		現況値 R7(2025)	
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
基幹公園	住居基幹公園	街区公園	47	11.09	49	11.84
		近隣公園	3	3.00	4	6.60
		地区公園	5	30.3	5	30.3
	小　計		55	44.39	58	48.74
	都市基幹公園	総合公園	0	0.0	1	0.60
		運動公園	0	0.0	0	0.00
	小　計		0	0.0	1	0.60
	計		55	44.39	59	49.34
その他公園	特殊公園		2	0.70	2	0.70
	都市緑地		2	13.96	2	19.56
	緩衝緑地		5	56.80	5	57.1
	緑道		4	3.99	4	4.04
	広場公園		1	0.78	1	0.80
	計		14	76.23	14	82.2
合　計			69	120.62	73	131.54
住民基本台帳に基づく人口			113,727 人（H28.4.1）		113,242 人（R7.4.1）	
市民一人あたり公園面積			10.6 ㎡/人		11.6 ㎡/人	

■市街化区域内の公園誘致圏域面積

市街化区域面積[注1]	1,727ha
市街化区域内の公園誘致圏面積	1,659ha
市街化区域内の公園誘致圏域割合	96%

注1：臨海部地域は、工業専用地域が大部分を占めるため、除いて整理。



注：緑陽公園については、総合公園であるが、供用済箇所は街区公園規模であるため、時点の誘致圏域は街区公園としている。

注：緩衝緑地(東海緑地)の聚楽園公園、加家公園、大窪公園、大池公園は地区公園機能に準じる公園として誘致圏を表示

図　都市公園の誘致圏域（令和８年(2026 年)４月１日時点）

② 地域制緑地

a）法によるもの

本市における地域制緑地の法指定状況等をみると、都市計画法に基づく風致地区が約 59ha、生産緑地法に基づく生産緑地地区が約 16.5ha、農業振興地域整備法に基づく農用地区域が約 377.86ha、保安林*が約 1.64ha、森林法に基づく地域森林計画対象民有林が約 60.93ha となっています。

■地域制緑地の指定状況

項　目	前回計画策定時 H29(2017)	現況値 R7(2025)
	面積(ha)	面積(ha)
風致地区	58	59
生産緑地地区	30.5	16.5
農用地区域	475.44	377.86
保安林 注1	1.64	1.64
地域森林計画対象民有林	62.63	60.93

注 1：保安林は、地域森林計画対象民有林と重複する面積 6.10ha を除く。

b）条例等によるもの

条例等による地域制緑地の指定状況等をみると、「東海市緑化および花いっぱい推進条例」に基づく保全地区が約 14.6ha(市街化区域内 3.4ha、調整区域内 11.2ha)、保存樹木が 449 本指定されており、この条例により、貴重な民有樹林の環境を維持するとともに、失われつつある緑地を回復し、市民の緑に対する関心を高めています。

また、工場や事業所等の緑化を積極的に推進するために工場等緑化協定を 55 社(緑地面積約 15.8ha)と締結しています。

■ 条例等の指定状況

項　目		前回計画策定時 H29(2017)	現況値 R7(2025)
東海市緑化および 花いっぱい推進条例	保全地区	18.5ha	14.6ha
	保存樹木	472 本	449 本
工場等緑化協定	協定事業所	60 社	55 社
	緑地面積	18.9ha	15.8ha

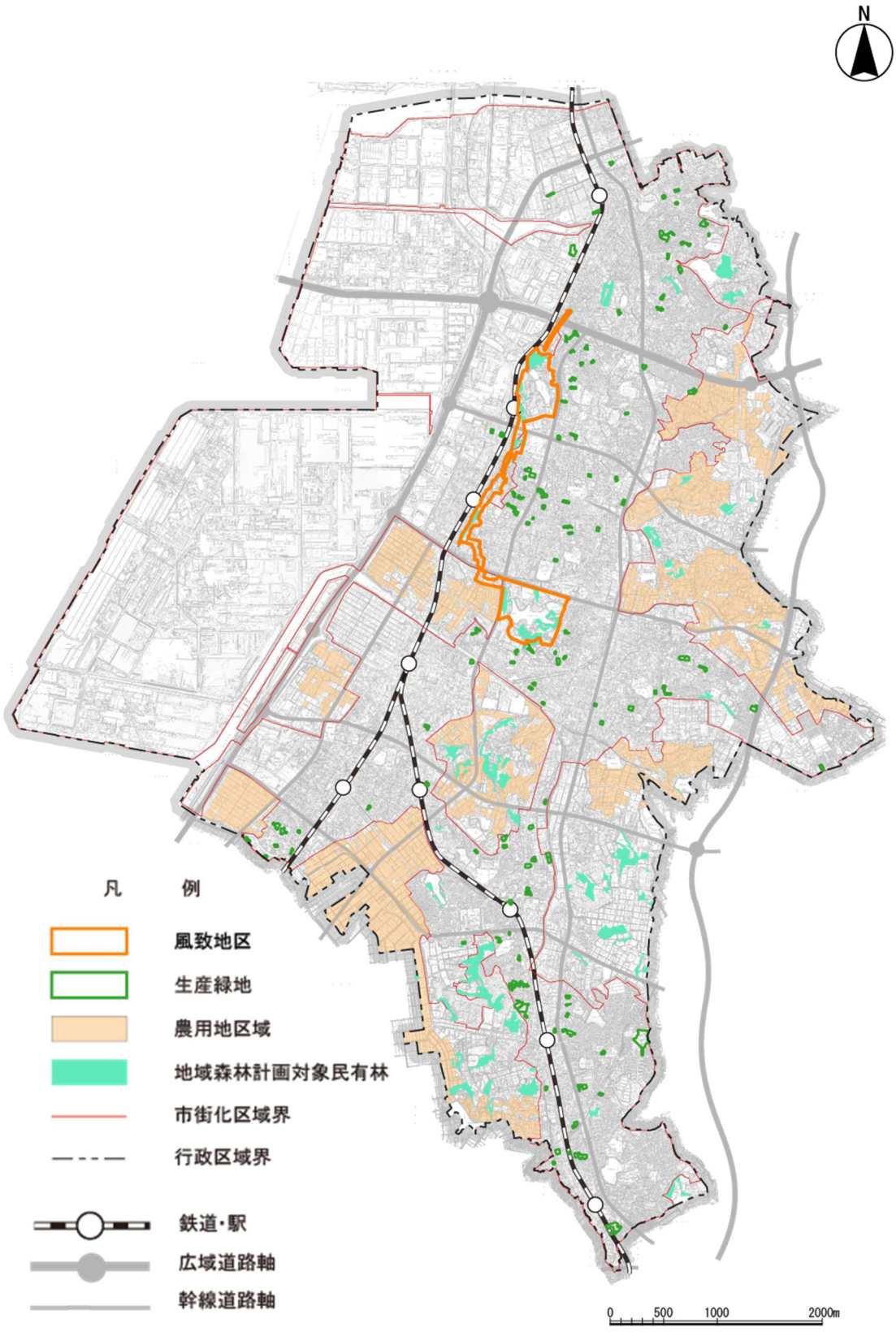


図　地域制緑地（法によるもの）現況図

③ 認定された緑地

臨海部の工場群は本市の大きな特徴であり、その一部は、「知多半島グリーンベルト★」として、環境省より「自然共生サイト★」（日本におけるOECM*）の認定を受け、あらゆる主体が連携した管理が行われています。

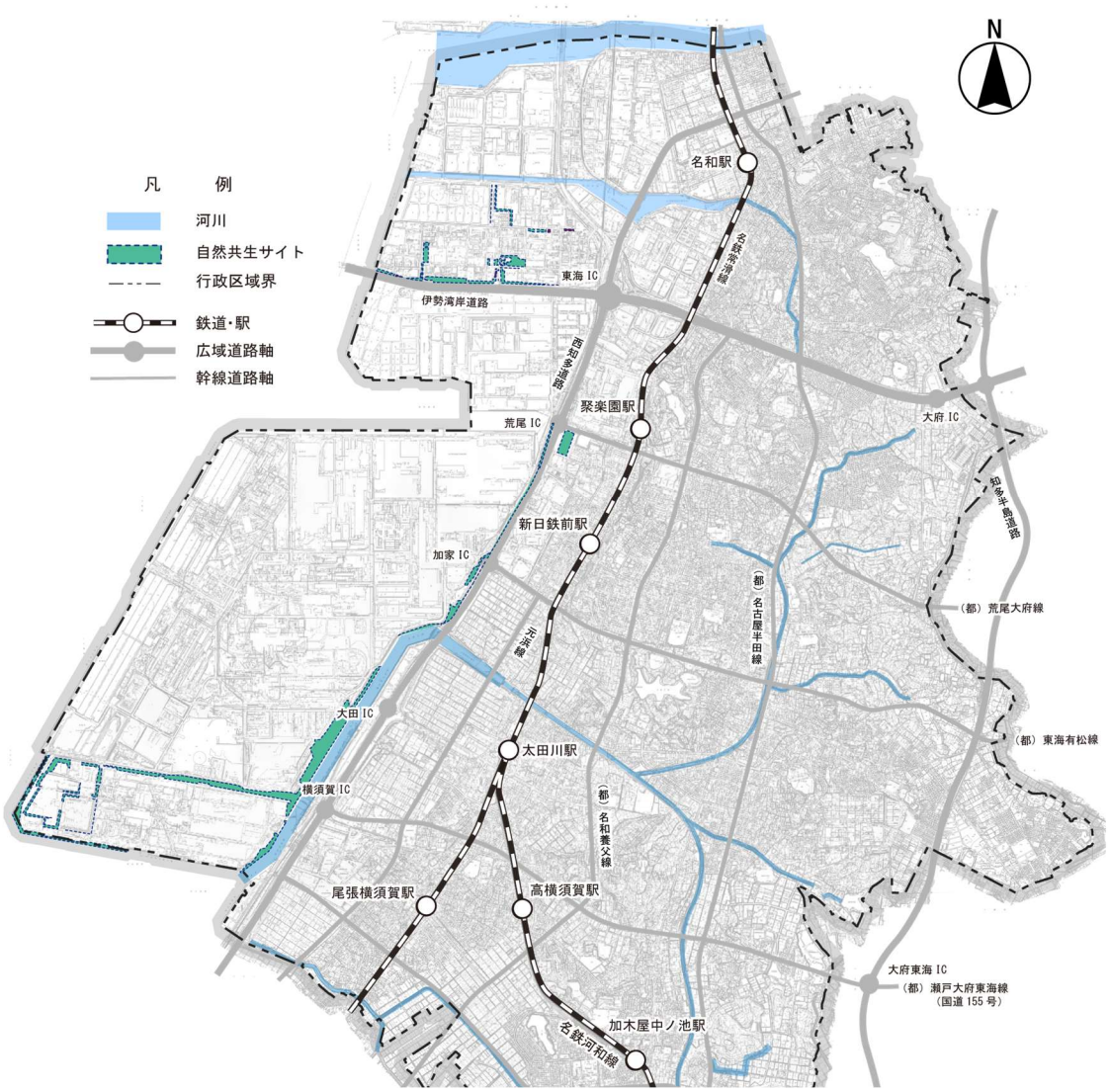


図 自然共生サイト区域（知多半島グリーンベルト(東海市)）

【コラム】知多半島グリーンベルト

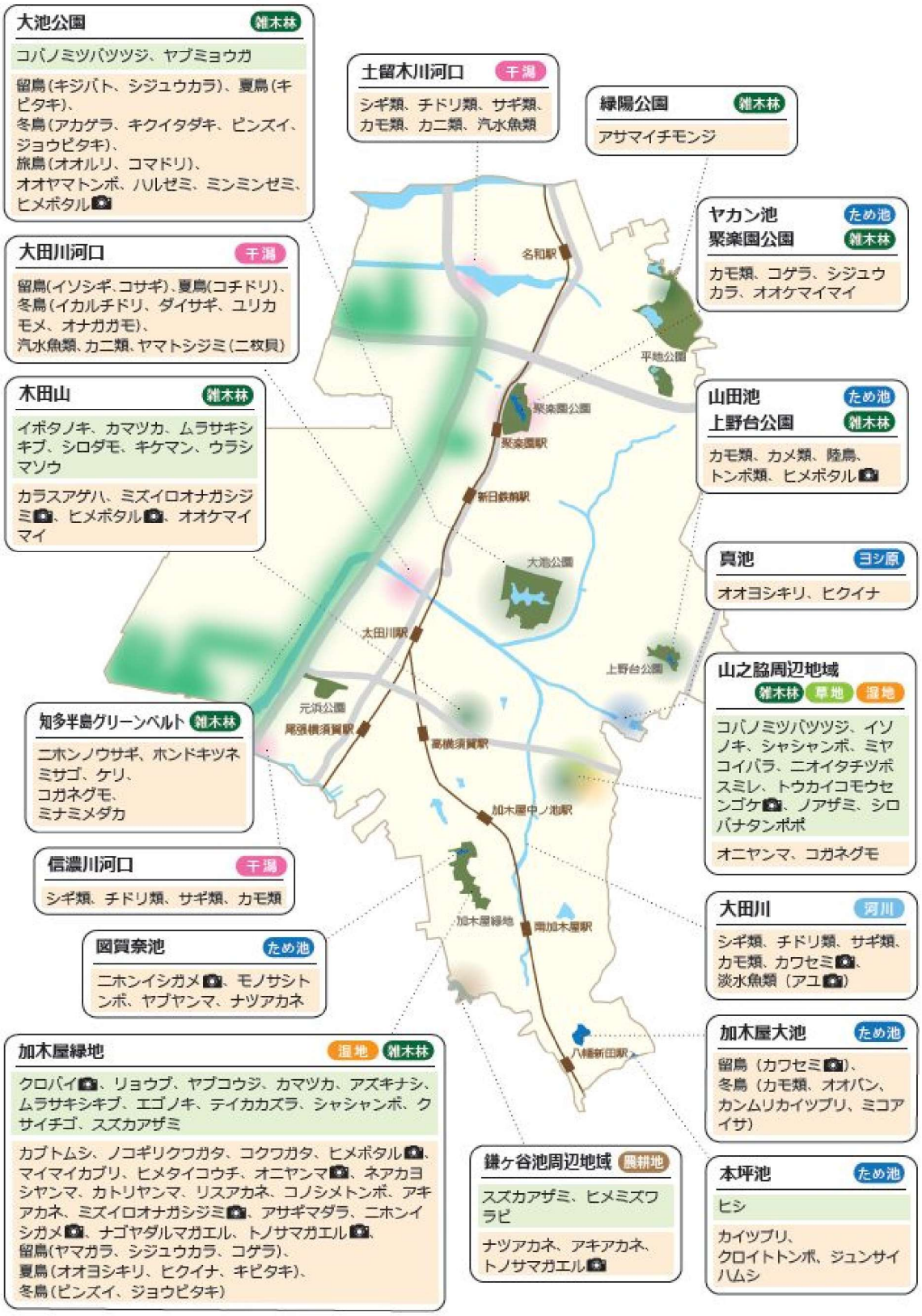
知多半島グリーンベルトは今から 50 年以上前に海を埋め立てて造られた東海市から知多市等にまたがる臨海工業地帯に位置し、この地に進出した企業が、住宅地と工業地帯を分けるために設置した緩衝緑地帯です。東西約 100m、南北約 10km にわたる広大な緑地帯の木々は、半世紀の間に高さ 15m にも成長し、大気の浄化や騒音・振動の緩和等に役立っています。



（3）動植物相

本市では以下のような動植物の分布が確認されています。

■ 自然環境の概況マップ



出典：「第 3 次東海市環境基本計画」（令和 7 年(2025 年) 3 月）

■ 本市に生息・生育する生きもの



出典：「東海市第 3 次環境基本計画」（令和 7 年(2025 年) 3 月）

（4）絶滅のおそれのある野生生物

「レッドデータブックあいち*2020」および「レッドリストあいち*2025」によると、本市の周辺では以下の野生の生物が絶滅のおそれがあるとされています。

分類群	種名
維管束植物	アリマグミ、イシカグマ、イシモチソウ、イヌイ、イヌハギ、イトトリゲモ、ウキシバ、ウスバシケシダ、ウンヌケ、エゾミソハギ、エビネ、オオアブノメ、オオシロガヤツリ、オオトリゲモ、オオバクサフジ、カセンソウ、ガガブタ、キキョウ、キヌヤナギ、キンラン、コミゾソバ、サイコクヌカボ、サギソウ、サンショウモ、シバナ、シマジタムラソウ、シラタマホシクサ、シロネ、セイタカハリイ、タシロラン、トウオオバコ、トチカガミ、ナガバノウナギツカミ、ナンカイヌリトラノオ、ハクサンボク、ハマアカザ、ハマボウ、ヒメコウホネ、ヒメタイヌビエ、ヒメナミキ、ヒメミミカキグサ、ヒルムシロ、マツバラン、マメナシ、マルバアカザ、ミカワシンジュガヤ、ミズタガラシ、ミヤマワレモコウ、ムサシモ、ムラサキミミカキグサ、ヤブサンザシ
両生類	ナゴヤダルマガエル、ヤマトサンショウウオ
爬虫類	シロマダラ、ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ヤマカガシ
哺乳類	スナメリ、ニホンノウサギ、ニホンリス
昆虫類	オオアメンボ、タガメ、ヒメタイコウチ、ムツボシツヤコツブゲンゴロウ
クモ類	オオトリノフンダマシ、カネコトタテグモ、キシノウエトタテグモ、ワスレナグモ

注 1：「レッドデータブックあいち 2020」について約 5×5km メッシュのうち東海市を含む 3 メッシュを整理対象とする。また、「レッドデータブックあいち 2020」において、東海市（41a）に掲載されている種も整理対象に含める。
注 2：維管束植物については、「レッドリストあいち 2025」も整理対象に含める。
注 3：絶滅（EX）「レッドデータブック」は除く。
注 4：環境省が平成 31 年（2019 年）1 月に公表した全国版レッドリストに掲載されている種（「国リスト」）は除く。

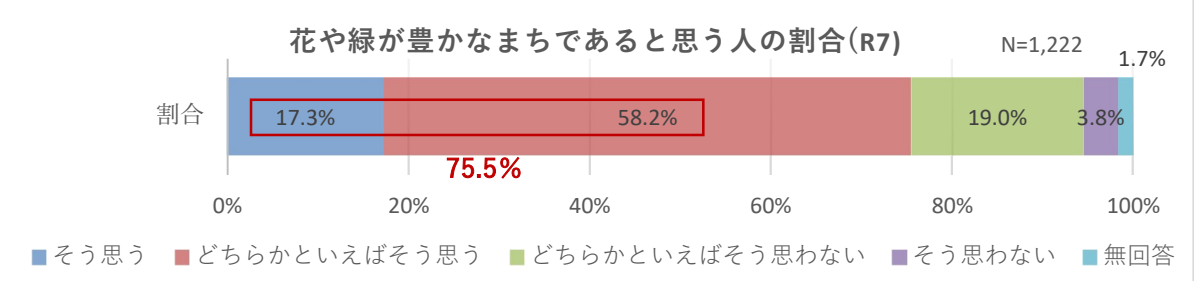
出典：「レッドデータブックあいち 2020」、「レッドリストあいち 2025」

2-3　緑に関する市民意識

市民アンケート結果から、緑に関する市民意識を分析・整理します。

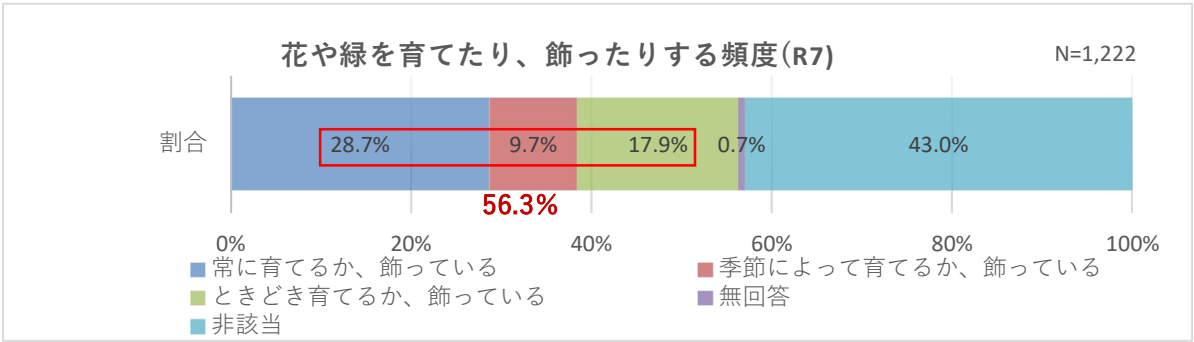
花や緑について	・多くの市民が、本市は花や緑が豊かなまちだと思っており、花や緑を育て、飾ることで、花や緑が身近に感じられる暮らしをしていると考えられます。

1　花や緑が豊かなまちであると思う人の割合



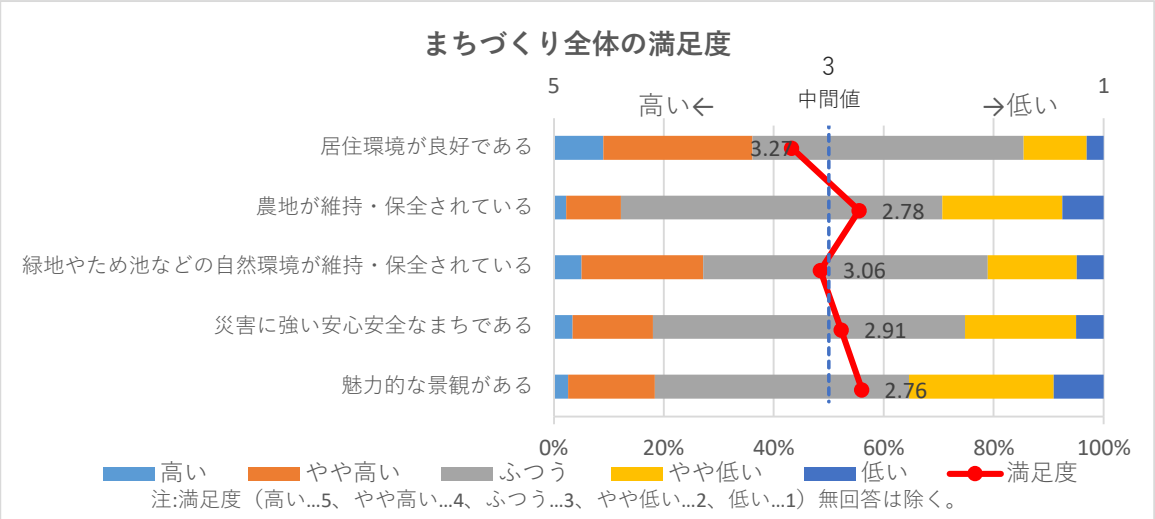
出典：第 7 次東海市総合計画に関するアンケート調査(令和 7 年度(2025 年度)調査)

2　花や緑を育てたり、飾ったりする頻度



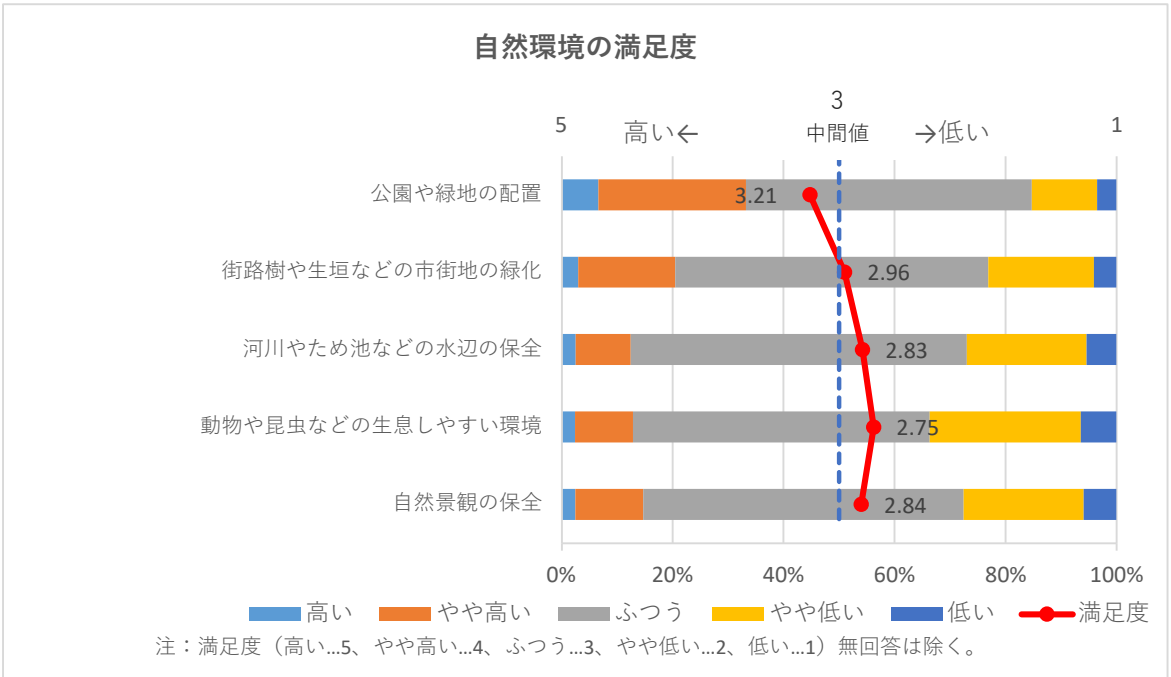
出典：第 7 次東海市総合計画に関するアンケート調査(令和 7 年度(2025 年度)調査)

まちづくりの満足度	・緑が大きく関係するまちづくりの満足度は、「居住環境」および「緑地やため池など」は中間値(ふつう：3)より高くなっていますが、「魅力的な景観」や「農地」、「災害に強い安心安全なまち」は中間値より低くなっています。



出典：東海市都市計画マスタープラン市民アンケート調査(令和 4 年度(2023 年度)調査)

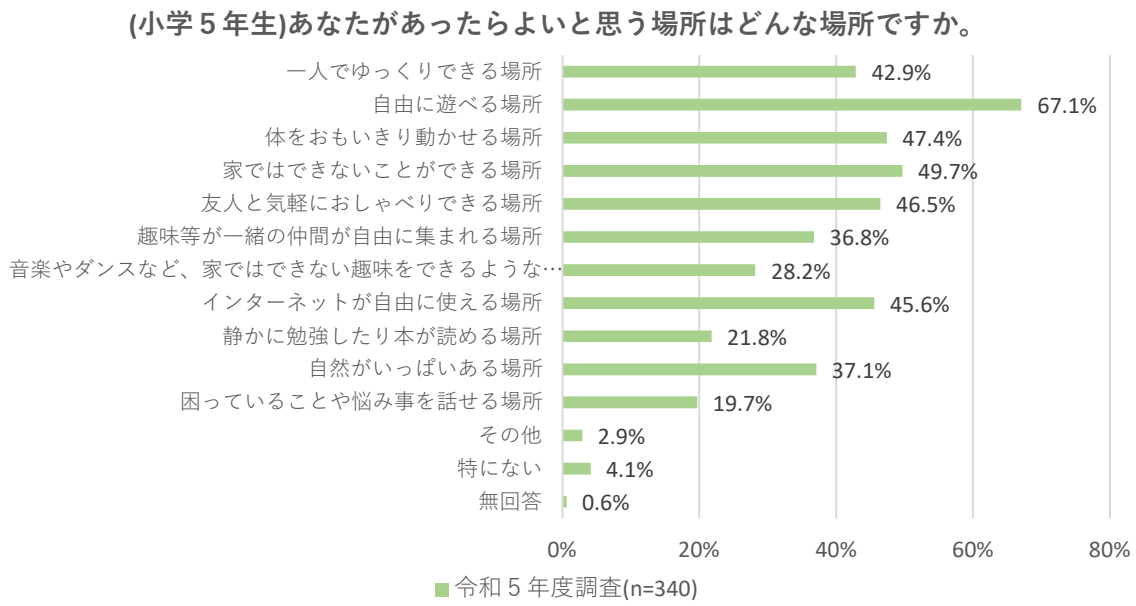
自然環境の満足度	・自然環境の満足度は、「公園や緑地の配置」は中間値より高くなっていますが、その他の項目は中間値より低くなっています。



出典：東海市都市計画マスタープラン市民アンケート調査(令和 4 年度(2023 年度)調査)

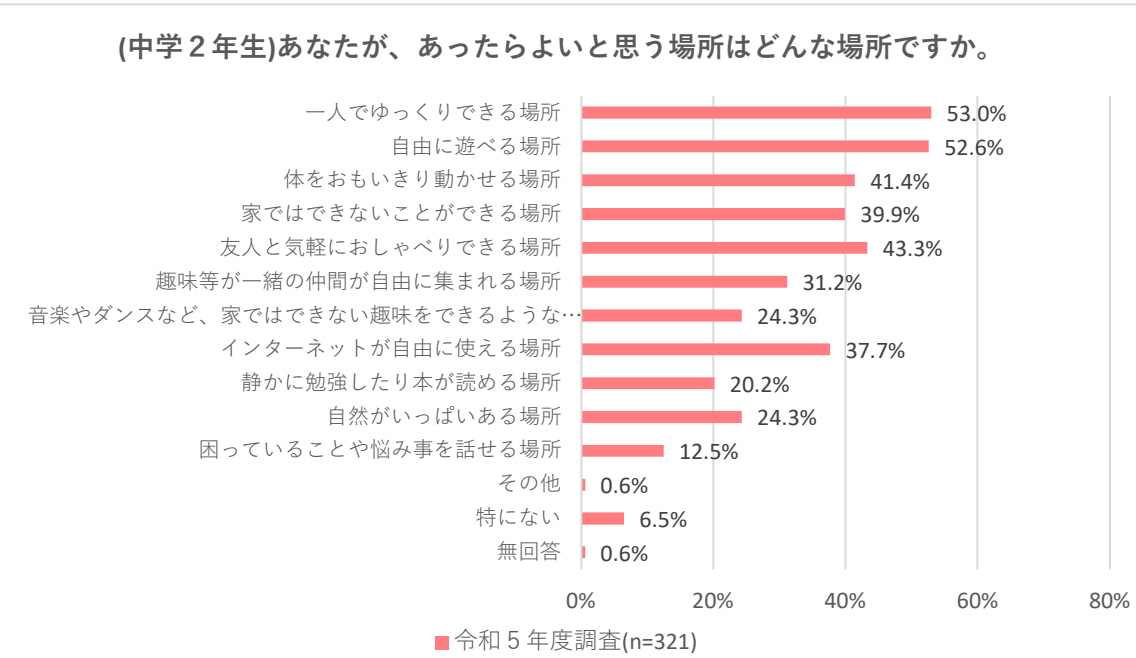
子どもの居場所づくり	・小学生や中学生の子どもたちのあったらよいと思う場所について、公園緑地をはじめとする緑のもつレクリエーション機能により提供できるものは多いと考えられます。

1 あったらよいと思う場所(小学５年生)



出典：東海市こども計画に関するアンケート調査(令和５年度(2024 年度)調査)

2 あったらよいと思う場所(中学２年生)



出典：東海市こども計画に関するアンケート調査(令和５年度(2024 年度)調査)

2-4　これまでの緑のまちづくり

（1）保全地区等交付金交付事業

良好な自然環境を保護し、美観風致を維持する上で必要と認める地区又は樹木について、市から所有者に依頼し、承諾が得られた地区又は樹木を、東海市緑化審議会*の意見を聴いた上で、「保全地区・保存樹木★」に指定し、その保存又は育成に係る費用の一部を補助しています。

保全地区及び保存樹木は、土地利用の変更に伴う伐採や譲渡、松くい虫等の病虫害による枯死等により減少しています。

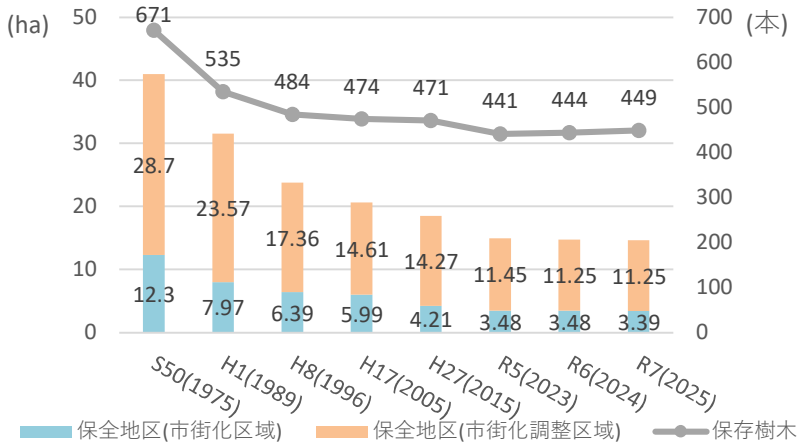


図　保全地区・保存樹木の推移



写真：保存樹木

（2）都市公園の新規整備

前回計画策定時(平成 29 年(2017 年))以降、アンケートなどにより市民意見を取り入れたり、防災機能を持たせたりした新規公園の整備を進め、4 公園の整備を実施しました。



二本木公園(街区公園)



木之下公園(街区公園)



廻間公園(近隣公園)



緑陽公園(総合公園)

（3）既存都市公園の再整備・拡大整備

大池公園のゴムチップ舗装の園路、加木屋緑地のクロスカントリーコースなど、市民の健康づくりのための環境整備を行いました。

加木屋緑地のクロスカントリーコースは、木チップが敷いてあり、足腰にやさしいコースになっています。初心者から上級者まで多くの方に楽しめるコースとなっています。



写真：大池公園ウォーキングコース



写真：加木屋緑地クロスカントリーコース

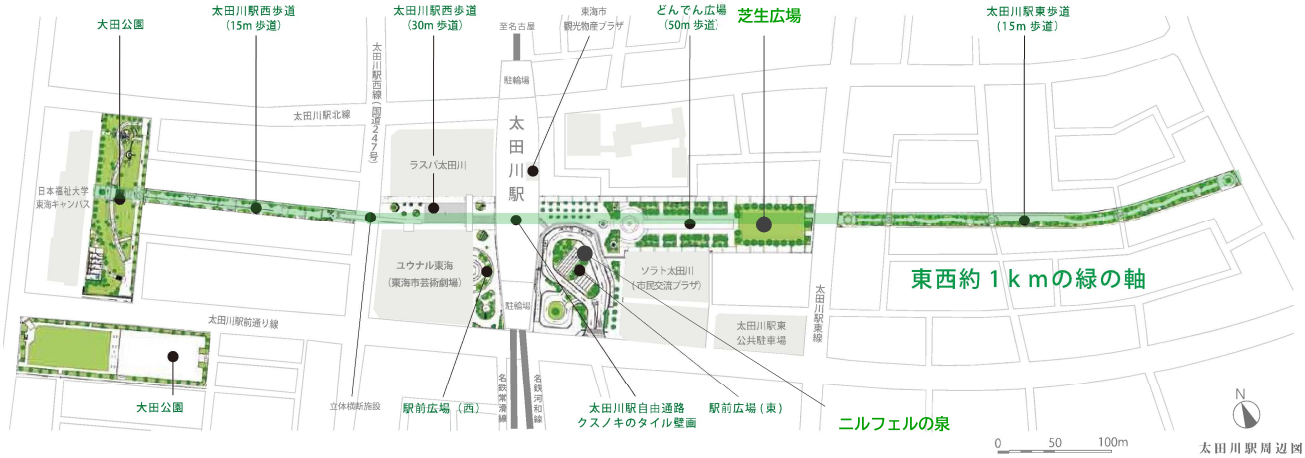


図 加木屋緑地 クロスカントリーコース　マップ

（4）太田川駅周辺の整備

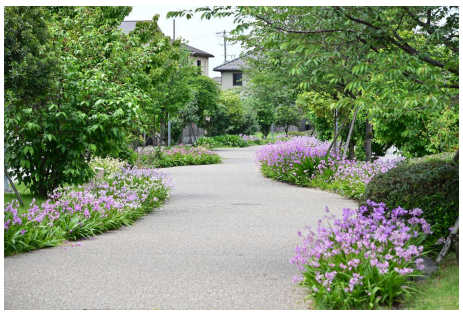
名鉄太田川駅周辺の中心市街地を本市のシンボルとしてふさわしい地区とするため、「緑あふれる美しい空間づくり」を進めてきました。

西から大田公園、太田川駅西歩道、駅前広場、ニルフェルの泉、どんでん広場、芝生広場、太田川駅東歩道へと駅の東西約１kmにおよぶ緑あふれる高質な駅前空間を一体的に整備し、市民の憩いやにぎわいの場となっています。




太田川駅西歩道（15ｍ歩道）


駅前広場（東）


太田川駅東歩道（15ｍ歩道）


大田公園


写真　芝生広場


写真　ニルフェルの泉


写真　どんでん広場

（5）施設改修

「公園施設長寿命化計画*」に基づいた遊具等の計画的かつ効果的な施設改修や更新によって、公園施設の安全確保や機能保全を実施しました。



写真　大池公園(遊具の更新)



写真　池下公園(遊具の更新)

（6）アダプトプログラム

市内の公共施設(道路、公園、各施設の花壇など)を市民が里親となって清掃、除草、花の植付け、水かけなどの管理を行うボランティア活動です。

平成 16 年度(2004 年度)から開始し、平成 29 年度(2017 年度)からの 10 年間で登録者数が 42 組から 58 組と増加し、この活動により、まちの美化や緑化推進、都市環境に対する市民意識の向上が図られています。



写真　アダプトプログラム活動の様子

（7）花壇コンクール

花のまちづくり運動の一環として、花と緑いっぱいのまちづくりのより一層の推進を図り、明るく住みよい生活環境づくりに寄与することを目的として、花壇コンクールを年１回、４月に開催しています。

表 開催部門

	部門	対象となる花壇
①	個人花壇の部(上級・一般) 注：上級は過去５年間(春・秋)で最優秀賞の受賞経験がある方を対象。	個人で手入れしている家庭や店舗等の花壇。地植え、鉢・プランター及びコンテナを中心とした花壇も含む
②	共同花壇の部(上級・一般)	町内会・自治会や各種団体、グループ、職場等で管理している花壇
③	保育園・学校花壇の部	保育園・学校の花壇



図・写真 令和７年度(2025 年度)花壇コンクール入賞花壇マップ

（8）ふるさと再生プロジェクト

加木屋緑地において、ホタル、オニヤンマ、アサギマダラ等の多様な生きものの持つ魅力や自然環境を守る大切さを学びながら、『ふるさとの自然』を積極的に保全・再生し、次世代に継承していくことを目的とした、観察会や植樹会を開催するプロジェクトを進めています。



写真 フジバカマにとまるアサギマダラ

表 近年の活動実績

年　度	取　組
令和 3 年度(2021 年度)	計 4 回開催(ヘイケボタルの観察、秋の七草植栽、夏の生きもの観察、フジバカマ植栽、アサギマダラ観察、春の草花植栽、池の生きもの観察、カブトムシの森づくり植樹)
令和 4 年度(2022 年度)	計 4 回開催(ヘイケボタルの幼虫放流、フジバカマの苗づくり、草花や花木の植栽、ヘイケボタルの観察、アサギマダラ観察、カブトムシ・クワガタの森づくり)
令和 5 年度(2023 年度)	計 4 回開催(ヘイケボタル幼虫放流とフジバカマのポット苗づくり、ホタルの成虫と水辺の観察、秋の七草フジバカマの植栽、アサギマダラの観察と菜の花の植栽、加木屋緑地の池干し)
令和 6 年度(2024 年度)	計 4 回開催(ヘイケボタル幼虫放流とフジバカマのポット苗づくり、ホタルの成虫と水辺の観察、秋の七草フジバカマの植栽、アサギマダラの観察と菜の花の植栽、春の生きもの観察と花木の植栽)
令和 7 年度(2025 年度)	計 4 回開催(ヘイケボタル幼虫放流とフジバカマのポット苗づくり、ホタルの成虫と水辺の観察、秋の七草フジバカマの植栽、アサギマダラの観察と菜の花の植栽、春の生きもの観察と花木の植栽)



写真 ふるさと再生プロジェクト活動の様子

（9）大池公園さくら再生プロジェクト

大池公園のさくらを次世代に引き継いでいくため、「市民の手で、愛着をもってもらいながら、さくらの手入れを行い、樹勢を回復させる」、「新たにエリアごとにテーマを設定し、開花時期が異なる多種類のさくらの植栽を行い、シンボル的な景観を演出する」など、市民が誇れる「さくらの名所」として、次世代に引き継いでいくため、令和 2 年度(2020 年度)から「大池公園さくら再生プロジェクト」を実施しています。

表 これまでの取組

年　度	取　組
令和 2 年度(2020 年度)	ワークショップ計 3 回開催(さくらの将来像、再生計画など)
令和 3 年度(2021 年度)	ワークショップ計 4 回開催(さくらの手入れなど)
令和 4 年度(2022 年度)	ワークショップ計 4 回開催(さくらの健康、施肥と名札付けなど)、ボランティア活動 計 18 回実施
令和 5 年度(2023 年度)	ワークショップ計 4 回開催(さくらの健康診断、土壌改良、エドヒガンの植樹など)、ボランティア活動 計 17 回実施
令和 6 年度(2024 年度)	ワークショップ計 4 回開催(さくらの観察、ヤエザクラの植樹など)、ボランティア活動 計 15 回実施、記念植樹会(ジンダイアケボノ 15 本)、クラフトワークショップ
令和 7 年度(2025 年度)	ワークショップ計 4 回開催(ヤエザクラの植樹、土壌改良、剪定、健康診断など)、ボランティア活動 計 15 回実施

出典：東海市公式 HP より




写真 芝生広場周辺のさくらの健康診断




写真 樹勢不良のさくらに対する土壌改良

（10）ランの道

名鉄太田川駅から東へ延びる歩道(太田川駅東歩道)「ランの道」(延長約600m)には、シランやセッコク系デンドロビウム、フウランなど、12 種類のランが約 7,000 株植栽されています。

毎年、季節のランを楽しむためのイベントとして「ランの道ウォーク」を開催するとともに、市の特産であるランを活用した花いっぱいのまちづくりを推進するため、ランの専門家の指導のもと、地元の「大田まちづくりの会」との協働で、市民参加による「ランの道づくり植栽会」を開催しています。



写真　ランの道ウォーク



図　ランの道ウォークイベントチラシ



写真　ランの道

（11）東海市エコスクール

身近な環境問題についての理解を深め、環境に配慮した行動を積極的に実践できる人づくりを目的として、観察や体験を主体に開催する環境学習講座です。市民、事業者、NPO の「私たちを取り巻く様々な環境問題は、私たち一人ひとりが行動しなければ解決しない」という共通の思いから平成 20 年(2008 年)4 月に「東海市エコスクール」は誕生しました。

東海市エコスクールでは、「楽しく」「体験・体感」「発見・気付き」を大切に、豊かな感性をのばし、自ら進んで環境問題に取組む事のできる人が生まれるよう、さまざまな講座を開催しています。

表　これまでの取組

年度	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
講座数	23 講座	29 講座	31 講座	33 講座	35 講座

【主な講座の実施状況】



写真　セミの羽化を見てみよう！



写真　東海市自然探検隊
～夏の上野新川で生きものを調べよう～



写真　環境ひろば　自然工作体験



写真　農作物から環境を学ぼう

（12）デジタルサイネージ*

緑に関する取組や成果のほかに、緑や自然環境を守り育てていくことの大切さなど、情報発信を効果的に実施するため、東海市役所及び大池公園管理事務所のエントランスにデジタルサイネージを設置しました。



【コラム】緑の都市賞

本市のこれまでの都市全般や地域の総合的な緑化の取り組みや、都市や地域の個性を活かした特色ある施策展開、市民等との連携などの実績と成果が高く評価され、平成 28 年度に行われた『第 36 回 緑の都市賞』の緑のまちづくり部門において、最上位の「国土交通大臣賞」を受賞しました。

緑の都市賞は、昭和 56 年に創設され、明日の緑豊かな都市づくり・まちづくりを目指し、樹木や花、水辺などの「みどり」を用いた環境の改善、景観の向上、地域社会の活性化、青少年の育成等に取り組み、卓越した実績と成果をあげている市民団体、企業、公共団体等の団体を顕彰するもので、快適で地球に優しい生活環境の創出を推進することを目的としています。


第36回 緑の都市賞

国土交通大臣賞

緑のまちづくり部門

東 海 市

愛知県東海市

花と緑の豊かな
まちなみをつくる

東海市は、西は伊勢湾、北は名古屋市に接しており、名古屋駅及び中部国際空港までそれぞれ 20 分以内という利便性の高さから、直近５年間で人口が５千人程増加するなど都市化・宅地化が進んでいる、人口 11 万人の都市である。

総合計画（H26～H35）では「花と緑の豊かなまちなみをつくる」を施策に掲げるとともに、緑の基本計画（H19～H28）で設定した、環境、健康、景観、安全、市民参加に関する基本方針に基づき、緑の保全と創出に取り組んでいる。加木屋緑地は、市内でまとまりのある自然林がなくなりつつある中で、約13.9haを平成20年に都市計画決定し、市が買収することで、生物の生息地としての保全を図るとともに、自然とふれあう場、クロスカントリーコースなど健康づくりの場として整備を行い、平成 26 年に完成したものである。市の中心市街地に位置する太田川駅の周辺を市の玄関口として総合的に整備するため、平成 4 年度から土地区画整理事業等を実施してきているが、緑をいかした高質な駅前空間づくりのシンボルとして、駅前広場と一体に整備した幅員 50m及び 30mの太田川駅の東西に延びる歩道があり、東側はケヤキ並木、西側は全天候型の大屋根などデザインにも配慮した緑あふれる楽しい駅前空間が特徴となっている。これら一部を公園との兼用工作物とすることにより、地域の様々なイベントの開催など、市民の憩いの場として利活用されている。

このほかにも、都市環境の改善、防災対策など多機能な役割を持つ環境保全林の整備を進めており、特に市の西部の臨海工業地帯と内陸部の住宅地の緩衝緑地帯の整備を、市民や福祉団体などの協力を得て進めるなど、市民及び企業の参加による森づくりや緑化活動を進めている。

このように、緑の基本計画等に基づき、都市の骨格となる緑の保全と創出を着実に推進し、実現に至っている点が高く評価された。

2-5　本市の緑のまちづくりの課題

社会情勢の変化や法改正、緑のまちづくりの新たな視点を受け、緑の現況や緑に関する市民意識、これまでの緑のまちづくりを踏まえ、本市の緑のまちづくりの課題を整理します。

課題１　環境への負荷が小さい緑のまちづくり

気候変動等による影響をこれ以上深刻化させないこと、さらには影響を緩和していくために、**環境への負荷が小さい緑のまちづくり**が必要です。

本市では、今後行われる開発等に対して、緑地の減少を最低限に留め、代替となる緑地を確保するなど、温室効果ガス等の吸収能力を低下させないことが課題です。

本市では、樹木の維持管理費用の増大や管理者の高齢化、人手不足により、老木化が進んできており、温室効果ガス等の吸収能力の低下が懸念されることから、既存緑地の適切な樹木の更新等により、温室効果ガス等の吸収能力を維持・向上させることが課題です。

課題２　人と自然が共生する緑のネットワークづくり

人間活動により生物多様性が失われると生態系サービスが悪化し、暮らしや社会経済に影響を及ぼします。

生物多様性を確保するために、市民の理解を得て、**人と自然が共生する緑のネットワーク**を保全・創出し、未来へ継承していくことが必要です。

本市では、今後も開発等による緑地の減少が想定されるため、代償ミティゲーション*などにより、生物の生息・生育・移動等の環境に配慮することが重要です。

本市においても、外来種*が確認されており、地域の生態系に影響を与える懸念があることから、在来種を守ることが課題です。

本市の里山*では、維持管理費用の増大や管理者の高齢化、人手不足により、大木化した樹木が過密になり日光が遮断されるなどで、人が手を入れることで保たれていた特有の環境が失われ、その環境を生息・生育場所としていた動植物が減少することが懸念されることから、適切な樹木の維持管理により、動植物の生息・生育等の環境を保全することが課題です。

本市の農地では担い手の高齢化や人手不足により、遊休農地*が増加することが懸念されることから、農地の保全や活用により荒廃させないことが課題です。

課題３　花と緑につつまれた市民が快適で安心・安全に暮らせるまちづくり

気候変動による猛暑や災害の激甚化、デジタル技術の発展による市民の生活様式の変化、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化等により、市民ニーズは多様化しています。

緑は、それ自体が精神的な安らぎを与えることに加え、緑のオープンスペースとして様々な活動の場にもなります。

多様化する市民ニーズに応えるため、**花と緑につつまれ、市民が快適で安心・安全な暮らしができるまちづくり**をしていくことが必要です。

近年の猛暑に対応していくためには、木陰や親水空間といった緑を活かした都市の冷涼な空間を創出することが課題です。

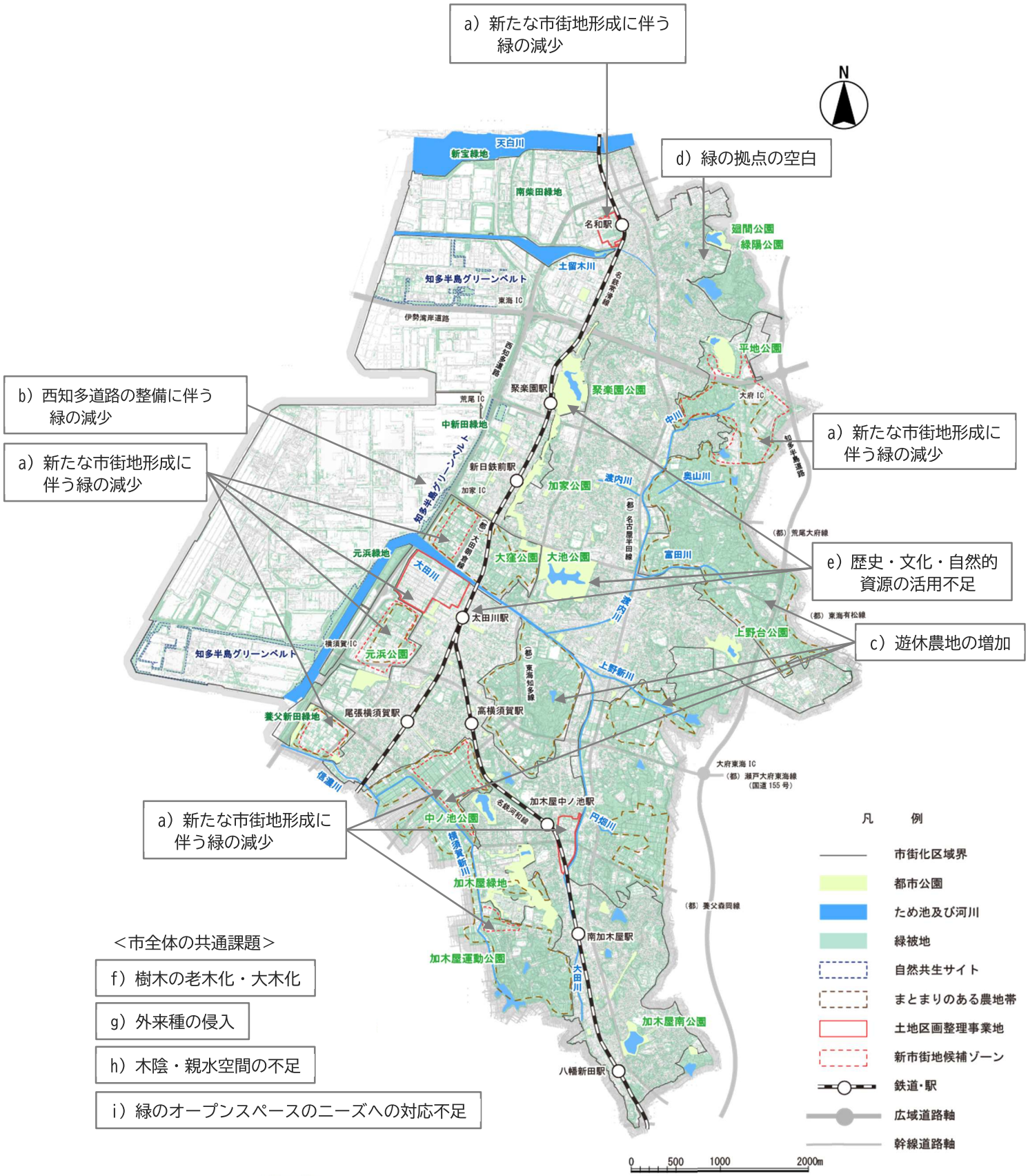
激甚化する災害に対応していくためには、災害時における防災活動拠点・避難場所等の緑のオープンスペースを適切に配置し、都市の防災機能を向上させることが課題です。

本市では、街路樹等においても、維持管理費用の増大や人手不足のため、大木化や老木化が進み、都市景観を悪化させたり、視認性の悪化による交通安全上の危険や倒木・落枝の危険を発生させたりする懸念がでています。適切な街路樹等の維持管理により、良好な都市環境を確保することが課題です。

本市では、将来的な人口減少・少子化の到来に備え、若者や子育て世代の流入促進を図り、そのまま住み続けたくなるように、公園をはじめとする魅力ある緑地等を適切に配置することで、人口の流入促進を図ることが課題です。

高齢化が進む社会に対応して、市民の健康寿命を延ばすために、緑の持つレクリエーション機能を向上させることや、本市のさらなる賑わい創出のために、歴史や文化、景観等の既存ストック*の魅力を向上させることが求められます。

本市の臨海部西側には工場地帯があり、西知多道路沿いおよびその周辺の緑地等は居住ゾーンへの緩衝緑地の役割を担っていますが、今後、西知多道路の整備やその周辺の開発等により、緑地等が減少することが想定されるため、代替となる緑地を整備するなどにより、都市環境への影響を最小限に抑えることが課題です。



課題区分	記号
課題① 環境への負荷が小さい緑のまちづくり	a), b), c), f)
課題② 人と自然が共生する緑のネットワークづくり	a), b), c), f), g)
課題③ 花と緑につつまれた市民が快適で安心・安全に暮らせるまちづくり	a), b), c), d), e), f), h), i)

図　現況課題図

第３章　めざす緑の将来像

第３章　めざす緑の将来像

3-1　めざすべき緑の姿

本市は、愛知県西部のほぼ中央、知多半島の西北端に位置し、愛知県西部における緑と水のネットワークの一翼を担っています。

本市では、市民や地域、団体など多様な主体によって「つながり」の輪を広げ、市民一人ひとりの笑顔と希望があふれるまちを展望し、第７次東海市総合計画で『ともにつながり　笑顔と希望あふれるまち　とうかい』を将来都市像に掲げています。

本計画における**“緑”**は、安心・安全を支え、まちの魅力をつくり、人々の心を潤す緑として、未来へつないでいく大切な緑です。そこで、本計画では、**『めざすべき緑の姿』**として緑の将来像を以下のように描きます。

国 **緑の基本方針**	【将来的な都市のあるべき姿】 **人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、** **Well-being が実感できる　緑豊かな都市** 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市 人と自然が共生するネイチャーポジティブ都市 Well-being が実感できる 水と緑豊かな都市
東 海 市	【総合計画：将来都市像／都市計画マスタープラン：都市づくりの理念】 **ともにつながり　笑顔と希望あふれるまち　とうかい**
	【第３次東海市環境基本計画：東海市の環境ビジョン】 **人と自然が未来をつくる　持続可能な環境都市　とうかい**
	【東海市生物多様性地域戦略：戦略の目標】 **自然環境が保全・再生され、さまざまな生きものが生まれ育ち、** **人と自然が共生するまち**
	【第３次緑の基本計画：緑の将来像】 **未来につなぐ　緑の都市づくり**

めざすべき緑の姿

みどりでつなぐ 人と自然が共生するまち とうかい

環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

地球温暖化を止めるため、二酸化炭素を吸収する樹林地・草地・湿地・ため池など、緑の多い環境を守り、増やすことでカーボンニュートラルを実現した環境にやさしいまちになっています。

人と自然が共生するネイチャーポジティブ都市

生物多様性の損失を止めて、豊かな自然を回復させ、市民一人ひとりが自然の恩恵を認識しながら暮らしや社会の持続可能性を確保しています。

Well-being が実感できる 水と緑豊かな都市

花と緑があふれるまちなみや、魅力あふれる公園が身近にあることで、心も体も健康で、社会的・経済的にも幸福感が実感できるまちとなっています。

3-2　緑の将来像

（1）緑のまちづくりの将来イメージ

めざすべき緑の姿の実現した『**緑のまちづくりの将来イメージ**』を以下に示します。



環境への負荷が小さい
カーボンニュートラル都市



人と自然が共生する
ネイチャーポジティブ都市





Well-being が実感できる
水と緑豊かな都市

（2）緑の将来像図

緑がもつ多様な機能を発揮することができるよう、本市の特徴や課題を踏まえて「**緑の将来像図**」を示します。

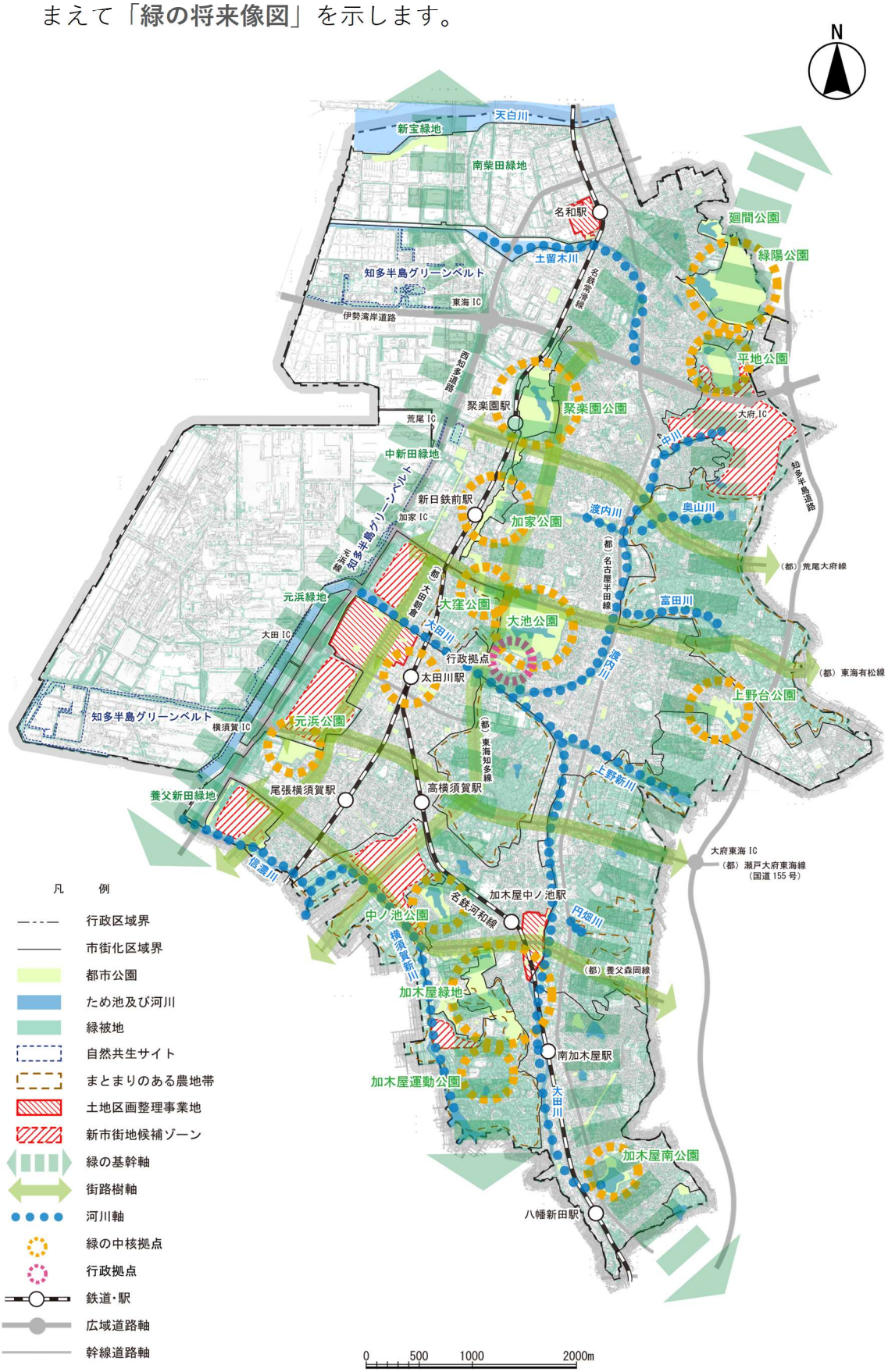


図 緑の将来像図

骨格を担う緑

緑の軸

緑の基幹軸

- **臨海部(緩衝ゾーン)の緑の軸**
  新宝緑地、南柴田緑地、中新田緑地、元浜緑地、養父新田緑地、
  企業緑地（知多半島グリーンベルト他）等
  ⇒ **環境保全機能**・防災機能・景観形成機能
- **中央部(居住ゾーン)の緑の軸**
  聚楽園公園、加家公園、大窪公園、大池公園、中ノ池公園、加木屋運動公園周辺、
  加木屋緑地、農地、社寺林、ため池等
  ⇒ 環境保全機能・**レクリエーション機能**・防災機能・景観形成機能
- **東部(農業緑地ゾーン)の緑の軸**
  緑陽公園、平地公園、上野台公園、加木屋南公園、農地、ため池等
  ⇒ **環境保全機能**・レクリエーション機能・防災機能・景観形成機能

その他の軸

- **幹線道路*の街路樹の軸**
  (都)荒尾大府線、(都)東海有松線、(都)瀬戸大府東海線(国道 155 号)、
  (都)養父森岡線、(都)大田朝倉線、(都)東海知多線　　注：(都)…都市計画道路*
  ⇒ 環境保全機能・**景観形成機能**
- **河川沿いの緑の軸**
  土留木川水系(土留木川)
  大田川水系(大田川、渡内川、中川、奥山川、富田川、上野新川、円畑川)、
  信濃川水系の河川(信濃川、横須賀新川)
  ⇒ **環境保全機能**・防災機能・景観形成機能

緑の拠点

中核拠点

- **主要な公園緑地等**
  緑陽公園、平地公園、聚楽園公園、加家公園、大窪公園、大池公園、上野台公園、
  太田川駅周辺、元浜公園、中ノ池公園、加木屋緑地、加木屋運動公園周辺、
  加木屋南公園
  ⇒ 環境保全機能・**レクリエーション機能**・防災機能・景観形成機能

その他の構成要素

- **その他の公園緑地(近隣公園、街区公園、ちびっこ広場等)**
  ⇒ 環境保全機能・レクリエーション機能・防災機能・景観形成機能
- **公共施設緑地(市役所、学校、保育園、市民館等)**
  ⇒ 環境保全機能・レクリエーション機能・防災機能・景観形成機能
- **民有地緑地(企業緑地、社寺林等)**
  ⇒ 環境保全機能・防災機能・景観形成機能
- **農地(水田、畑地、果樹園等)**
  ⇒ 環境保全機能・防災機能・景観形成機能
- **ため池、水路等**
  ⇒ 環境保全機能・防災機能・景観形成機能

第４章　これからの緑のまちづくり

第４章　これからの緑のまちづくり

4-1　施策の体系

めざすべき緑の姿を実現するため、以下の施策の展開を図ります。

めざすべき緑の姿	基本方針	取組の方向性
みどりでつなぐ　人と自然が共生するまち　とうかい	【基本方針１】 みどりをまもり 未来につなぐ （緑の保全）	1-1　骨格を担う緑の保全
		1-2　生物多様性の保全
	【基本方針２】 みどりをつくり 暮らしをつなぐ （緑の創出）	2-1　軸をつなげる緑の空間の整備
		2-2　都市緑化の推進
		2-3　生態系ネットワークの形成
	【基本方針３】 みどりをいかし 人をつなぐ （緑の活用）	3-1　緑の空間の機能向上
		3-2　多様な主体による緑のまちづくり

具体的な施策展開
1-1-1　西知多道路沿線の緩衝緑地の保全
1-1-2　都市公園の保全
1-1-3　公共施設緑地の保全
1-1-4　民有地の植生やため池の保全
1-1-5　街路樹等の保全
1-1-6　河川沿いの緑の保全
1-1-7　農地の保全
1-2-1　生物の生息・生育環境の保全
2-1-1　新たな緑の中核拠点となる公園の整備
2-1-2　新たな市街地形成にかかる公園緑地の整備
2-1-3　街路樹の設置推進
2-1-4　河川沿いの緑の創出
2-2-1　公共施設の緑化推進
2-2-2　法制度を活用した民有地の緑化推進
2-2-3　事業所等における緑化推進
2-2-4　住宅地等における緑化推進
2-3-1　生物の生息環境をつなぐ回廊の形成
3-1-1　歴史的・文化的・自然的資源を活用した公園緑地の整備
3-1-2　公園の防災・減災機能*の強化
3-1-3　地域課題に対応した公園機能等の再編
3-1-4　公園の管理運営への民間活力の導入
3-1-5　公園の柔軟な利活用
3-2-1　花と緑があふれるまちづくり
3-2-2　人と自然が共生するまちづくり

4-2　基本方針

めざすべき緑の姿『みどりでつなぐ 人と自然が共生するまち とうかい』の実現に向けて、以下の３つの基本方針を設定します。

（１）３つの基本方針

基本方針１　みどりをまもり　未来につなぐ(緑の保全)

市内に残る貴重な緑地や水辺を保全し、ふるさとの自然環境を継承します。

- 豊かな植生の緑地や水辺を保全し、二酸化炭素吸収量を維持するとともに、ヒートアイランド現象緩和、水害の防止など気候変動対策に努めます。
- 市民や多様な主体との連携により放置された樹林地*の手入れや樹勢回復、若木への更新を進めることで樹林地の機能増進を図り、二酸化炭素吸収量を増大します。
- 生物の生息・生育の場となる緑地や水辺を保全し、生物多様性を確保します。
- ふるさとの自然、景観、快適な生活環境を形づくっている、身近な緑地や農地を保全し、市民の宝として次世代に引き継ぎます。

基本方針２　みどりをつくり　暮らしをつなぐ(緑の創出)

新たな緑を創出し、緑のネットワークを強化し、緑の質の向上を図ります。

- 新たな緑地整備や公共施設及び民有地の緑化推進により、二酸化炭素の吸収源を増大します。
- 生物の生息・生育の場や動物の移動経路を新たに創出し、生物多様性を向上します。
- 新たな緑地整備により、木陰をつなげて都市に涼しい空間や風の道を創出します。
- 中核拠点となる公園や新市街地への公園緑地の整備を進め、都市の快適性、防災性を高めます。

基本方針３　みどりをいかし　人をつなぐ(緑の活用)

みんなで花や緑を育てて、つながりの輪を広げ、ふるさとへの愛着を高めます。

- 市民や多様な主体との連携により、在来種*を主体とした植栽や、ビオトープ*整備等、多様な生物が生息・生育できる自然環境の保全・再生に取組みます。
- 市民や多様な主体との連携により、公園緑地の管理運営やリニューアルを進め、緑に対する愛着を高めます。
- 花と緑の育成や環境学習を通じて、市民の交流や生きがいづくりを推進します。

4 - 3　施策の展開

めざすべき緑の姿を実現するため、3 つの基本方針と 7 つの取組の方向性に基づき、24 の施策を展開します。

基本方針 1　みどりをまもり　未来につなぐ(緑の保全)

1 - 1　骨格を担う緑の保全



本市の骨格を担う緑の軸及び緑の拠点となる公園緑地等は、生物多様性の確保やカーボンニュートラルへの貢献、Well-being の実感など、大切な役割を担っています。これらの緑の保全を図り、美しく豊かな自然環境を次の世代に継承していきます。

1-1-1　西知多道路沿線の緩衝緑地の保全

西知多道路沿線の企業緑地や公園緑地等の緑は、南北に連続して多種類の樹木が密生する樹林帯（「環境保全林」）を形成しており、臨海部の産業ゾーンと中央部の居住ゾーンとの緩衝緑地として、大気の浄化や振動・騒音の緩和等により、生活環境の改善に重要な役割を担うだけでなく、二酸化炭素の吸収源として、カーボンニュートラル（脱炭素）への貢献や、生物の生息・生育環境や移動経路として、地域の生物多様性確保や生態系ネットワーク形成など、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現にも重要な役割を担っています。特に、東海市から知多市などにまたがる西知多道路沿いの企業緑地は、「知多半島グリーンベルト」として、緩衝緑地の大部分を占めています。

これらの緩衝緑地については、西知多道路の整備★状況や周辺の土地利用状況を見据えながら緑地の確保のため、沿道の企業や団体、西知多道路の管理者である愛知県と連携して維持管理を行い、限られた空間の中で環境保全機能、景観機能といった緑の多面的な機能を効果的に発揮できるように努めます。

【コラム】西知多道路整備

・西知多道路とは東海市から常滑市までの間で、整備を進めている自動車専用道路です。「中部国際空港」と「伊勢湾岸自動車道」「名古屋高速道路」を連絡し、名古屋都市圏の自動車専用道路網と一体となることで、知多地域の交通円滑化、更には空港アクセスの知多半島道路と合わせたダブルネットワーク化により、中部国際空港との連結強化、安全で確実な物流の支援などに寄与する延長約 18.5km の高規格道路です。

・東海市においては、「伊勢湾岸自動車道」「名古屋高速道路」を連絡する東海 JCT、新設 IC である大田 IC を整備しています。



図 西知多道路概略図

出典：愛知県 HP「日本と世界を結ぶ西知多道路」パンフレット



図 大田 IC 完成イメージ

出典：愛知県 HP 西知多道路出張所

1-1-2　都市公園の保全

大池公園や聚楽園公園、加木屋緑地等の大規模な都市公園は、これまで緑の量の確保のため、もともとの樹林地を保全するとともに、多くの樹木を植栽し、豊かな緑を育成してきたことから、生活環境の改善に大きく寄与しており、多様な動植物の生息地・生育地としても重要な役割を担っています。

しかしながら、近年は樹木の大木化、老木化が進み、過密で暗い樹林地が増えてきています。そのため、倒木・落枝の危険や景観の悪化による公園の安心・安全で快適な利用への支障や、二酸化炭素吸収能力の低下、生物多様性の減少等が懸念される状況となっています。

このことから、公園の樹林地は、これまで通りの緑の量を確保するとともに、機能維持増進を図るため、老木を伐採し、若い木に植え替える等、樹林地の更新を進めます。

また、更新しなくてもよい樹木自体については、隣接地の土地利用等への影響に十分配慮しながら、定期的に適切な維持管理(高木の剪定、低木の刈込、除草、施肥等)を行うことで機能の維持を図ります。なお、剪定枝・落葉等を堆肥化して有効活用するなど、循環型社会への寄与を検討します。

これらの緑地の保全や機能改善により、二酸化炭素吸収量を維持し、ヒートアイランド現象の緩和や、水害の防止など気候変動対策に努めます。

大池公園のさくらや聚楽園公園のもみじ、元浜公園のバラ、上野台公園のカキツバタ等、市民が身近な公園で年間を通して四季折々の魅力あふれる花の景観を楽しめるように、専門家の指導を得ながら草花・花木の植栽や、適切な育成管理を行うことにより、身近な花の見どころを保全し魅力向上を図ります。特に、大池公園での「大池公園さくら再生プロジェクト」、加木屋緑地での「ふるさと再生プロジェクト」、アダプトプログラムによる花壇管理などは市民と協力して実施していきます。

公園では、樹木だけでなく遊具等の公園施設についても、市民が安心・安全で快適に利用できるよう、適切に維持管理する必要があります。限られた財源等で効率的に維持管理をしていくため、予防保全*の観点を取り入れながら長寿命化や適切な時期の更新を進めていきます。

指定管理制度の活用により事業者のノウハウを取り入れた公園の維持管理を実施していきます。



写真　大池公園



写真　聚楽園公園



写真　元浜公園



写真　加木屋緑地



写真　上野台公園

1-1-3　公共施設緑地の保全

都市拠点・広域交流拠点となる太田川駅周辺の中心市街地は、本市のシンボルとしてふさわしい地区とするため、「緑あふれる美しい空間づくり」を目指し、緑の空間を整備してきました。

今後も、この緑豊かな潤いのある空間で来街者を迎えられるように、ケヤキ並木、市の木クスノキのシンボルツリー等の多くの樹木やアジサイが咲く緑の小径、芝生広場、花壇等の植栽の適正な維持管理や補植等により良好な景観を保全するとともに、「ランの道づくり植栽会」を含め、市民や地域との協働により、さらなる魅力向上を図ります。

市役所や鉄道駅周辺、公立西知多総合病院、学校、集会所等の公共施設の緑地については、既存の樹木が大木化、老木化の進行により、今後、景観性の悪化や、倒木・落枝等の危険が懸念されることから、適正な維持管理（高木の剪定、低木の刈込、施肥等）、新しい樹木への植え替え、補植等により、緑の保全に努めることで、市民が日常生活の中で、花と緑を身近に感じられるまちの実現を目指します。剪定枝・落ち葉等を堆肥化して有効活用するなど、循環型社会への寄与を検討します。

指定管理制度の活用により事業者のノウハウを取り入れた維持管理を実施していきます。

1-1-4　民有地の植生やため池の保全

市内に点在する社寺林やため池およびその周辺のまとまりのある民有地の植生は、地域の市民により大切に維持され、ふるさとの景観や自然環境として親しまれてきたものであり、地域の宝として保全し次世代へ継承していくことが期待されます。

豊かな植生の緑地は二酸化炭素の吸収が期待でき、気候変動対策にも有効です。

しかしながら、近年は樹林地の所有者や管理者の高齢化に加え、樹木が大木化、老木化していることから、樹林地の適正な管理が困難となって荒廃していくことが懸念されます。また、開発等により、樹林地やため池が消失することも懸念されます。

このことから、まとまりのある民有地の植生やため池については、都市緑地法の「保全配慮地区」等の保全制度★の活用や「東海市緑化及び花いっぱい推進条例」の「保全地区」・「保存樹木」の普及啓発に努め、指定等による保全を促していきます。

【コラム】民間の樹林地を保全する各種制度

○特別緑地保全地区制度　／都市緑地法第 12 条

・良好な自然的環境を有する緑地の保全を図るため、建築行為などの一定の行為を制限することで現状凍結的に保全する制度で、豊かな緑を将来に継承することができます。都市計画法の地域地区として、都道府県や市町村が計画決定を行います。

指定状況：全国 701 地区(R7.3.31 時点)　例：名古屋市、春日井市、瑞浪市、土岐市

○緑地保全地域制度　／都市緑地法第 5 条

・里地や里山など、都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用と調和を図りながら保全する制度です。一定規模以上の建築や土地の形質変更などを行う際は届出が必要となります。

指定状況：全国 0 地区(R7.3.31 時点)

○緑地協定制度　／都市緑地法第 45 条、第 54 条

・土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力により、まちを良好な環境にすることができます。

締結状況：全国 1,524 件(R7.3.31 時点)内、愛知県は東海市を含め 16 件

○保全配慮地区　／都市緑地法第 4 条 2 の 6

・良好な自然環境を有する緑地の保全に配慮した土地利用を促進する地区で、土地利用の規制を行う地区ではありません。地域の自然環境や景観との調和を図りながら、緑地の保全を推進します。

例：鎌倉市、大阪市、鹿児島市、西尾市

○機能維持増進事業

・緑地が有する機能の維持増進を図るために行う再生・整備。樹木の更新や適切な維持管理を通じて、生物多様性の保全や良好な景観の形成など、多面的な機能の向上を図ります。

【コラム】保全地区・保存樹木

・保全地区・保存樹木とは、東海市緑化及び花いっぱい推進条例に基づき、良好な自然環境を保護し、美観風致を維持する上で必要と認める地区又は樹木を、所有者の承諾を得て指定するものです。指定の際は、あらかじめ東海市緑化審議会の意見を聴かなければならないとされています。

・保全地区等の所有者は、樹木等の枯死又は損傷を防止し、育成に努めなければなりません。また、何人も、保全地区等が大切に保存されるよう協力しなければなりません。

	保全地区	保存樹木
指定基準	土地の面積が 400 平方メートル以上で、樹木が集団して生育し、かつ、健全であること。	次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上優れていること。 ア　1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 1 メートル以上あるもの イ　株立ちした樹木は、高さ 3 メートル以上あるもの ウ　はん登性樹木は、枝葉の面積が 30 平方メートル以上あるもの
補助額	・市街化区域 100 平方メートルにつき、年額 2,000 円 ・市街化調整区域 100 平方メートルにつき、年額 500 円	1 本又は 1 株につき　年額 1,000 円

1-1-5　街路樹等の保全

街路樹等は、地域の美しい景観形成に大きな影響を与える要素の一つであるとともに、木陰の形成により地表面温度の低減をもたらし、夏季の気温上昇に対する遮熱対策やヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素の吸収源としての役割を担っています。

このことから、街路樹等の保全については、交通安全上の見通しの確保等に十分配慮しながら、定期的に適切な維持管理（高木の剪定、低木の刈込、抜枝、除草、施肥等）を行うことで機能の維持を図ります。なお、剪定枝・落葉等を堆肥化し有効活用することを検討します。

また、近年は高木の大木化、老木化により倒木や落枝の危険性や見通しの阻害、周辺施設の損傷等の維持管理上の問題が生じていることから、点検、診断を定期的に行い、危険木・支障木と判定された高木については状況に応じて伐採、植え替え等を行います。

ただし、街路樹の設置基準に適合していない箇所については、危険木や支障木の伐採後は、新たに中高木の植え替えは行わず、植栽帯が設置基準に適合していない箇所を除き、低木等を植栽し、緑のネットワークの形成に努めます。



写真　太田川駅前通り線

【コラム】街路樹の設置要件

・良好な公共空間の形成、沿道における良好な生活環境を確保するため、道路構造令では植樹帯の設置等の規定を以下のように定めています。

〇設置要件

・第４種第１級、第２級(都市部の道路のうち、計画交通量の比較的多い道路)には植樹帯を設ける。その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設ける。

・地形の状況等の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。

〇幅員

・1.5ｍを標準とする。都市部や景勝地を通過する幹線道路等については、道路の構造、交通の状況、沿道の土地利用の状況などを総合的に勘案して決定する。

出典：「道路構造令について（1）～道路構造令の概要～」〔国土交通省〕（一部追記）

1-1-6　河川沿いの緑の保全

河川沿いの緑は、水と緑が調和した景観形成や雨水を一時的に貯留し河川に一気に流れ込むことを抑制する防災への寄与、生物多様性の確保等、重要な役割を担っています。

一方で、河道内で植生が繁茂しすぎたり、樹木が河道内に倒れて橋梁等に引っかかったりすると、河川の本来の目的である水を安全に流すことを妨げてしまう恐れがあります。

このことから、河川沿いの緑については、定期的に適切な維持管理（草刈り、樹木剪定等）および危険木の伐採、植替え等を行い、河川の治水機能および緑の多様な役割をもつ機能の両方の維持に努めます。

また、河川の改修工事等の際には、「多自然川づくり★」の考え方を踏まえ、既存の緑地等が失われないよう配慮します。

【コラム】「多自然川づくり」とは

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

「多自然川づくり」は、全ての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理・更新、災害復旧等の河川管理における全ての段階・過程を対象とします。

【多自然川づくりのポイント】

〇川づくりにあたっては、単に自然のものや自然に近いものを多く寄せ集めるのではなく、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用すること。

〇その河川が本来有している流量や土砂のダイナミズム等の河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくりとすること。

〇生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出することはもちろんのこと、地域の暮らしや歴史・　文化と結びついた川づくりとすること。

〇調査、計画、設計、施工、維持管理・更新、災害復旧等の河川管理全般を視野に入れた川づくりとすること。

出典：「多自然川づくり基本方針」〔国土交通省〕令和 6 年(2024 年)6 月改定

1-1-7　農地の保全

農地は、農作物の生産機能の他、自然環境機能、景観機能、防災機能といった多面的な機能を有するグリーンインフラとして重要です。特に近年の豪雨災害に対しては、流域治水*の観点から、農地の持つ防災機能の１つである雨水を一時的に貯留することに加えて「田んぼダム★」として活用することで治水面への寄与が期待されています。

農用地区域、生産緑地地区の指定による保全に加え、支援などによる遊休農地*対策により多面的な役割を担う農地の保全・維持管理に努めます。

【コラム】「田んぼダム」とは

「田んぼダム」とは、流出量調整器具を活用して水田に降った雨水の流出を抑制することで実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。

【「田んぼダム」のポイント】

① 「取組」であり、「施設」ではない

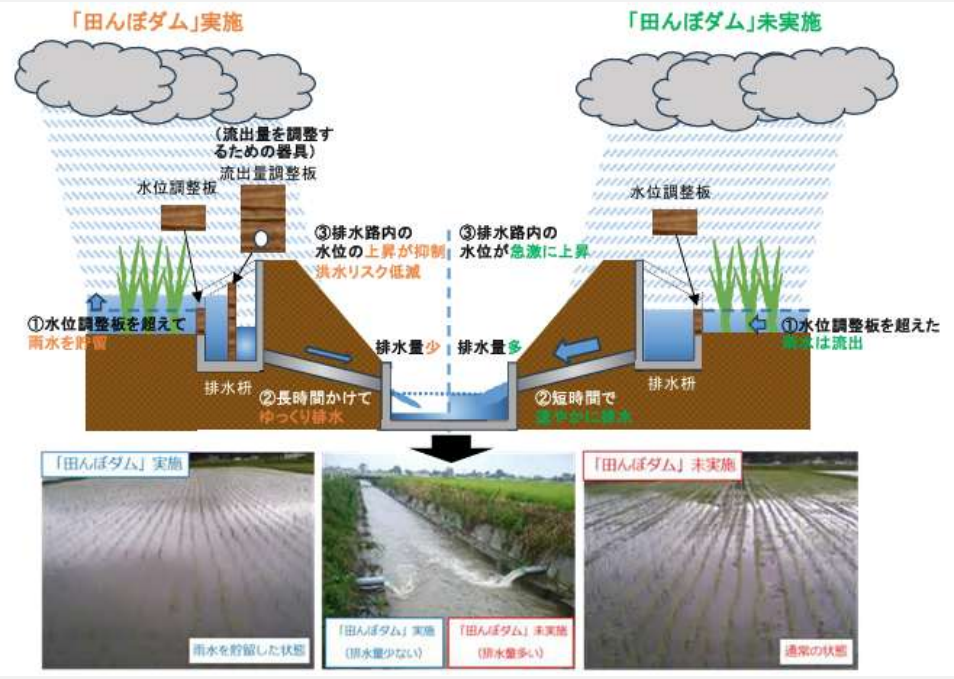
「田んぼダム」は、水田の排水枡に調整板などを設置する「取組」であり、ダムや遊水地のような「施設」ではありません。取組を継続することで効果を発揮し続けることができるため、市町村等の行政機関を中心として、継続的な支援の実施や様々な関係者が協働して行う地域全体の取組として実施することが重要です。また、「田んぼダム」は 10 年に 1 回程度の確率で発生する規模の降雨から機能し、30 年から 50 年に 1 回程度の確率で発生する大規模降雨に対して効果を発揮します。このため、農家の皆さまの営農に支障がない範囲で実施し、持続可能な営農を維持することが、地域全体にとって重要な要素となります。

② 水田に降った雨を貯留する取組

「田んぼダム」は、水田に降った雨を一時的に貯留する取組です。遊水地などのように、排水路や河川から水田に水を引き入れるものではありません。排水枡に流出量調整器具を設置し、意図的に水田からの排水量を調整します。特に大雨時において、地域内の水田から河川への急激な水の流出を抑制することで、湛水被害の軽減や洪水リスクの低減を目的としています。

③ 作物の生産に影響を与えない範囲で行う取組

「田んぼダム」は、作物の生産に影響を与えない範囲で、農業者の協力を得て実施する取組です。小麦や大豆等の湛水の影響を強く受ける作物を作付けする水田では行えません。また、農作業への影響や取組の労力・費用を最小限にするための工夫が欠かせません。



出典：『「田んぼダム」の手引き』〔農林水産省〕令和 8 年(2026 年)3 月

1 - 2　生物多様性の保全



公園緑地や公共施設の他、企業緑地、農地や河川沿い・ため池周辺のまとまりのある樹林地･草地等の植生は、地域に根ざした多様な生物の生息･生育空間や移動経路となっており、人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現する緑のまちづくりに寄与しています。

生物多様性を保全することは、人が食料や水、心地よい気候、花や緑によるストレス緩和･リラックス効果といった自然の恵みを受けることにつながります。

第３次東海市環境基本計画に基づき、生物調査結果を踏まえ、周辺環境を含む生態系ネットワークのつながりに配慮しながら、樹林地や草地、水辺等の自然環境を、市民・地域・団体・事業者・行政が連携して守り、自然環境の保全・再生に取り組むことで、生物多様性を確保し、次世代に引き継いでいきます。

1-2-1　生物の生息・生育環境の保全

加木屋緑地や大池公園、緑陽公園予定地等の公園緑地は、樹林地や草地、ため池等が一体的に保全されており、生物多様性に恵まれたふるさとの自然とふれあうことができる場所としての側面を持っており、市民に親しまれています。

公園緑地の樹林地は、各公園の生物多様性に配慮したゾーニングを行い、長期的な植生管理計画を作成し、適切に進めていきます。また、ビオトープの専門家や自然観察指導員等の指導を得ながら、在来種の保護･増殖に配慮した植生管理や外来種の駆除活動を行うことにより、地域に根ざした多様な生物が生息・生育できる自然環境の保全・再生に努めます。なお、加木屋緑地では、「ふるさと再生プロジェクト」により市民参加による保全活動を進めます。

本市を流れる河川は、河道内や河岸法面に連続性のある草地が形成されており、とくに生物の生息･生育環境や移動経路として生物多様性の確保や生態系ネットワークの形成に重要な役割を担っています。このことから、河川沿いの緑の草刈り等の維持管理を行う際には、河川の治水面を優先しながら、生物の生息・生育環境や移動経路の確保を図るため、適切な施工時期や施工方法を検討します。

12 社の企業と行政、学生、専門家、NPO が協力し形成している緑地帯である「知多半島グリーンベルト」は環境省により生物多様性の保全が図られていると認定された「自然共生サイト★」になっており、ビオトープ整備や

外来種の駆除活動等を行っています。

今後は企業の ESG 活動*を含めこのような取り組みが増えるよう、「自然共生サイト認定制度」、「あいち生物多様性企業認証制度★」、「優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)★」等の認定制度の普及啓発により、あらゆる主体の連携による生物多様性の保全を図っていきます。

農地も多様な生物の生息・生育環境としての役割を担っていますが、化学農薬・肥料の使用により生物多様性が減少しているとされています。

生態系サービスの重要性の普及啓発とともに、低農薬・有機栽培など生物多様性保全に効果の高い営農を支援するなど、環境保全型農業の推進に努めます。

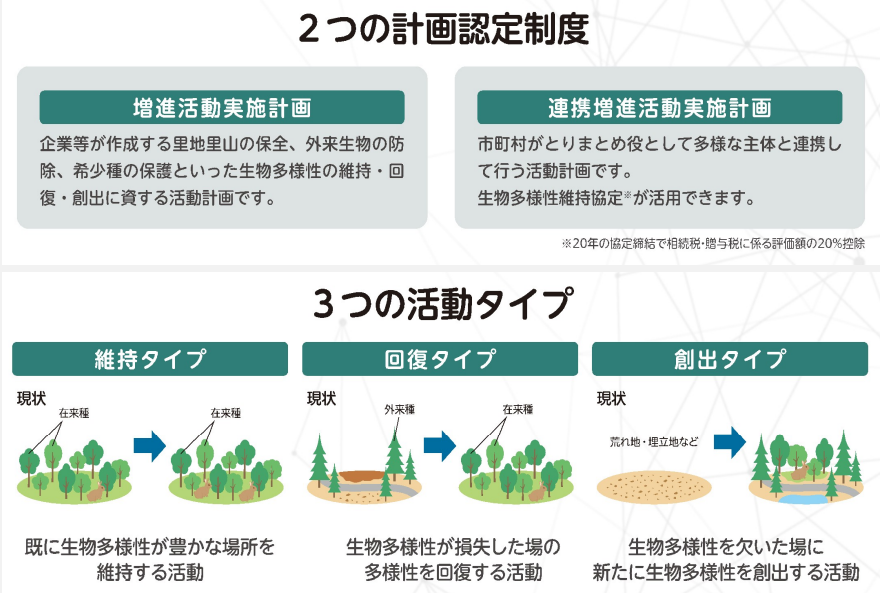
開発等により希少な動植物の生息・生育環境の消失が考えられる場合、「あいちミティゲーション★」の考え方に基づき、自然環境の保全や再生を促すことに努めます。

【コラム】自然共生サイト

ネイチャーポジティブ実現に向けた取組として、令和 7 年（2025 年）4 月に施行された地域生物多様性増進法に基づき、企業、自治体、NPO、市民団体など多様な主体が取り組む生物多様性の維持・回復・創出に関する活動計画を主務大臣（環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定する制度です。

認定された活動の実施区域を**「自然共生サイト」**と呼びます。

維持タイプとして認定を受けた場合には、今後、自然共生サイトのうち保護地域との重複を除いた区域を、OECM（Other Effective area-based Conservation Measures：保護地域以外で生物多様性保全に資する区域）として、国際データベースに登録することを予定しています。回復・創出タイプとして認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）で OECM として登録することを予定しています。



【コラム】優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）

都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-being の向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度です。

■民間事業者が緑地を整備・管理するメリット

①利用者の Well-being の向上

緑地を利用する人に居心地の良い空間を提供し、従業員や来訪者の身体的・精神的な健康と幸福感を高めます。

②地域コミュニティとの関係構築

地域住民やステークホルダーとの交流の場として緑地が機能し、地域社会との良好な関係を築くきっかけづくりとなります。

③社会課題解決への貢献と企業のイメージアップ

地球環境や地域の社会課題の解決に貢献するとともに、企業のブランドイメージの向上につながります。

【コラム】あいち生物多様性認証企業制度

愛知県では、「あいち生物多様性戦略 2030」(2021 年 2 月策定)に基づき、企業、大学、環境保全団体、行政等の多様な主体の連携による生物多様性保全の取組を促進するため、優れた活動を実践する企業を認証する「あいち生物多様性企業認証制度」を実施しています。

認証は、組織の方針、体制等に加え、「まもる」「つなげる」「つかう」「ひろめる」の 4 つの視点から、企業の生物多様性に関する取組を評価するものです。

■認証メリット

①県自然環境課 Web ページに掲載

②認証書の授与

③認証企業マークの使用

④入札等における加点

【コラム】生態系サービス

私たちの暮らしは、食料や水の供給、気候の安定など、自然（生物多様性）から多くの恩恵を受けています。これらの恵みを「生態系サービス」と呼びます。

表 生態系サービスの 4 つの機能

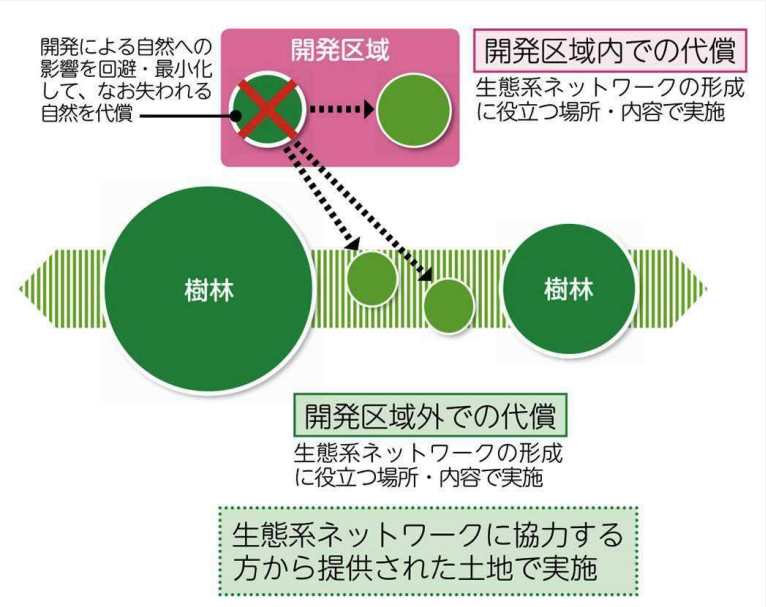
機能	概要
① 供給サービス	食料、燃料、木材、繊維、薬品、水等、農林水産業等を通じてもたらされている人間の生活に重要な資源を供給するサービス
② 調整サービス	森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス
③ 文化的サービス	精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会等を与えるサービス
④ 基盤サービス	上記①～③を支えるサービスであり、植物の光合成による炭素隔離、土壌形成、栄養循環、水循環等がこれに当たる

出典：「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO2)」（環境省 HP）

【コラム】あいちミティゲーション

あいちミティゲーションとは、ミティゲーションの考え方に基づいて、土地利用の転換や開発などにおいて、自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代償することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す、本県独自のしくみです。

あいちミティゲーションでは、開発区域内や開発区域外で代償を行う場合に、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で実施します。開発区域外での代償では、生態系ネットワークに協力する方から土地の提供を受け、多様な主体の参加とコラボレーション（協働）によって実施します。



出典：「あいちミティゲーション」（愛知県 HP）

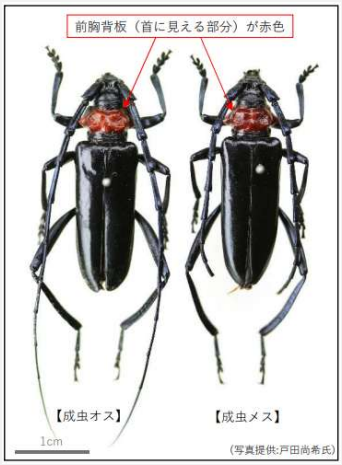
【コラム】外来種 「クビアカツヤカミキリ」

クビアカツヤカミキリは、バラ科の樹木(サクラ、梅、モモ、スモモ、ハナモモ等)に卵を産み、幼虫が樹木の内部を食い荒らすことで樹木を衰弱及び枯死させます。また、繁殖力が非常に強く、倒木による被害をはじめ観光・農業被害、景観への影響等が深刻化する恐れがあります。

市が、令和８年７月に市管理地を調査した結果、市内の広い範囲でクビアカツヤカミキリの被害を確認しており、物理的防除や薬剤散布などの対応を行っています。

樹木の日頃の確認や早期の駆除により、倒木による人的・物的被害や、伐採費用などを抑制することができます。

クビアカツヤカミキリ及びその被害を見つけた場合は、市役所生活環境課に情報提供フォームまたは電話で報告し、対応を実施してください。　　（写真 クビアカツヤカミキリの成虫）



基本方針 2　みどりをつくり　暮らしをつなぐ(緑の創出)

2 - 1　軸をつなげる緑の空間の整備

本市の骨格を担う緑の軸と拠点を新たに整備し、魅力ある緑地を創出し、社会課題解決につながるように、緑のまちづくりを推進します。

2-1-1　新たな緑の中核拠点となる公園の整備

本市の北部には、現状で樹林地や草地が広がっているものの、レクリエーション機能、防災機能を備える公園がありません。そこで、緑陽公園を中核拠点として、環境保全機能に配慮しながら、これらの機能を兼ね備えた緑の空間として整備していきます。

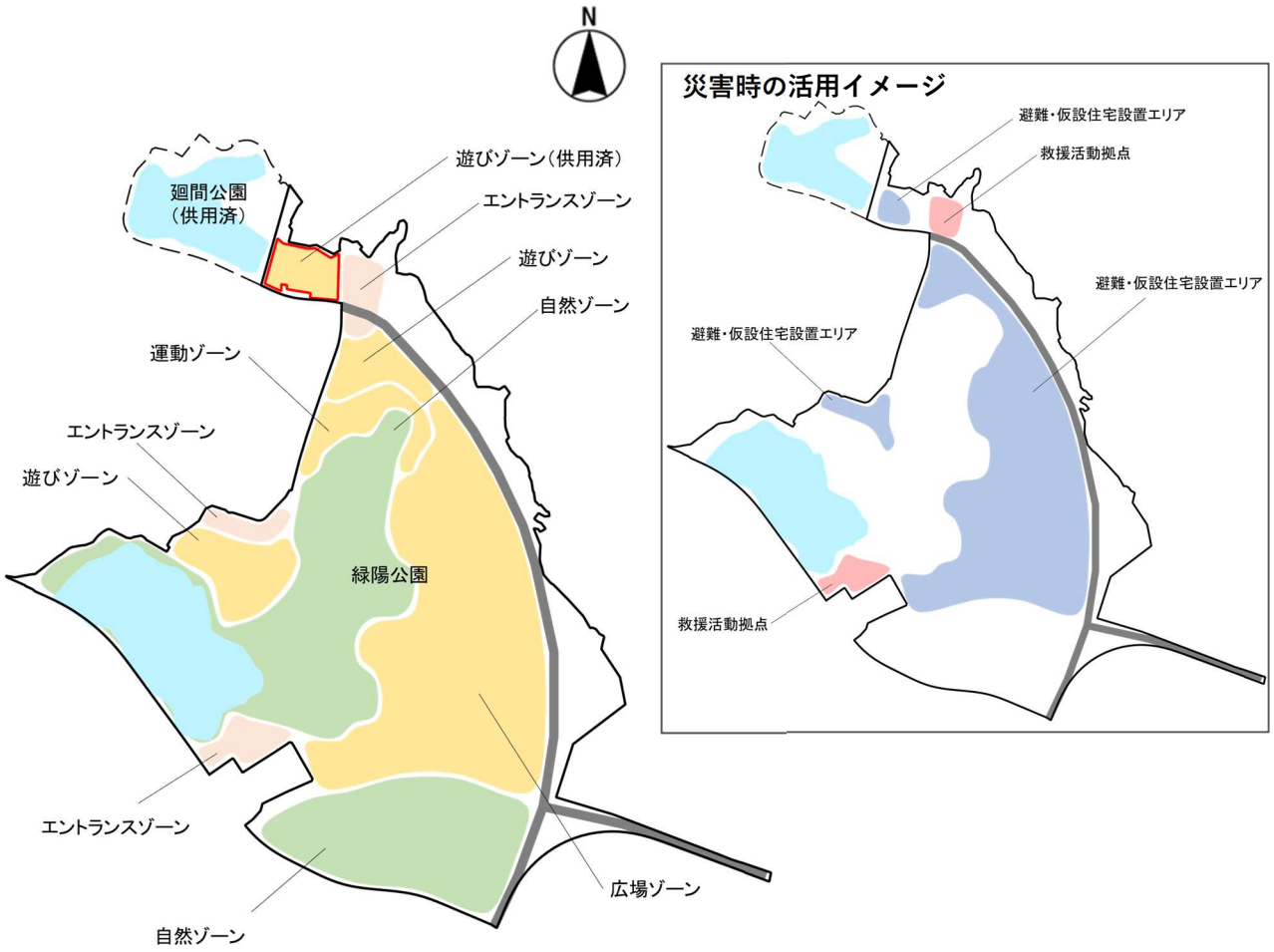


図　緑陽公園のゾーニングイメージ

2-1-2　新たな市街地形成にかかる公園緑地の整備

都市計画マスタープランや立地適正化計画*に基づくコンパクトシティ*化を進めるにあたり、鉄道駅や幹線道路といった交通ネットワーク*の交通結節点*周辺において、土地区画整理事業地内や新市街地候補ゾーンをはじめとして、低未利用地の開発をしていくことが考えられます。

これらの開発の際には、二酸化炭素の吸収源の確保、治水のための雨水流出抑制、都市景観の形成、防災活動拠点・避難場所等としてのオープンスペースの確保、災害対応施設の導入、こどもの遊び場、健康づくりの場などのグリーンインフラの多面的機能を効率よく発揮できるように適切な配置と機能を備えた公園緑地を整備していきます。

本市は、西部の臨海部に工場地域があり、その東側に樹林地と農地を挟んで居住地域が広がっています。この樹林地と農地は、工場地域と居住地域を分ける緩衝緑地として、都市環境の向上に貢献していますが、農地については、西知多道路と鉄道網に近いことから、広域的な交通利便性に優れ、開発が想定されています。

このような役割を担っていた地域を開発する場合には、その機能を確保できるよう「環境保全林」の配置に配慮していきます。

また、太田川駅周辺は津波による浸水が想定されており、津波に対する減衰効果も期待できる「環境保全林」の整備を進めます。



図　新たな市街地及び公園の配置

2-1-3　街路樹の設置推進

整備が予定されている幹線道路で、街路樹が設置可能な区間については、景観形成、遮熱対策、木陰の形成のために、街路樹の設置推進を図ります。

2-1-4　河川沿いの緑の創出

河川沿いは水や緑と日常的にふれることのできる空間であることから、花・水・緑にあふれる快適な移動空間として「エコプロムナード」の整備に努めます。

河川の改修工事等を計画する際には、「多自然川づくり」を踏まえ、親水空間を含めた緑の創出に配慮します。



写真：エコプロムナードの整備例

2-2　都市緑化の推進



都市の緑地は、都市のヒートアイランド現象の緩和や防災・減災につながるとともに、花と緑にあふれた潤いのある街並み景観形成や四季折々に楽しめる草花・花木およびそこに訪れる鳥や昆虫などの小動物を身近に感じられる環境創出により、精神的・身体的な健康の増進、リラックス効果、にぎわい空間形成による市民相互の交流促進、コミュニティの醸成、いきがいづくり等にも寄与しており、市民の安全安心で快適な生活に欠かせないものとなっています。

より多くの市民が都市の緑が持つ多様な機能を享受できるようにするため、官民連携による都市緑化の推進に努めます。

2-2-1　公共施設の緑化推進

公共施設を新設・改築等する際には、緑被面積をなるべく多く確保するとともに、限られた空間の中で環境保全機能、レクリエーション機能、景観機能といった緑の多面的な機能を効果的に発揮できるように緑地等の創出・再整備に努めます。

特に新たな市街地に整備される公共施設は、都市景観やにぎわい空間の形成が図れるように、屋上・壁面緑化*のみでなく、花壇や植物による日陰だな等の整備に努めます。

「アダプトプログラム」も含めて、地域の市民・企業・団体等の多様な主体のボランティア協力を得ながら、共同花壇の花の育成等を推進します。

2-2-2　法制度を活用した民有地の緑化推進

都市計画法に基づく地区計画*の指定や、都市緑地法に基づく緑化重点地区や緑化協定などの法制度等★を活用して民有地の緑化の推進に努めます。

【コラム】民有地の緑化を推進する各種制度

〇緑化地域制度　／都市緑地法第 34 条

・緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。

指定状況：全国 4 地区(R7.3.31 時点)　例：世田谷区、横浜市、名古屋市、豊田市

〇地区計画制度　／都市計画法 12 条の 4

・既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりをもった「地区」を対象に、その地区の実情に応じたきめ細かいまちづくりを進めるための都市計画制度です。土地利用や緑化などに関する規制を強化・緩和することができます。

〇緑化重点地区　／都市緑地法第 4 条第 2 号第 10 号

・緑化地域以外の区域で、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区のことで、緑の基本計画において区域を定めます。緑化重点地区を定めることで、市民緑地認定制度*などの制度が活用できるようになります。

〇緑地協定制度　／都市緑地法第 45 条、第 54 条

・土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力により、まちを良好な環境にすることができます。

締結状況：全国 1,524 件(R7.3.31 時点)内、愛知県は 16 件

〇市民緑地認定制度　／都市緑地法第 60 条

・民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。対象区域は、緑化地域または緑化重点地区が定められたエリアです。

・みどり法人や都市再生推進法人などが設置管理する認定市民緑地だと、税制優遇などの支援措置を受けることができます。

2-2-3　事業所等における緑化推進

事業所や工場、店舗等の事業地においては、工場立地法*に基づく緑化義務で整備された緑地とは別に、「工場等緑化協定」の締結、企業の ESG 活動の呼び込みにより緑地確保に努めます。

事業者等による事業所等の生垣設置や建築物緑化等の緑化推進を補助等により支援します。

緑地面積を確保するとともに、環境保全機能、レクリエーション機能、景観機能といった緑の持つ多面的な機能を効果的に発揮できるように、事業者等への緑地の整備と適正な維持管理の働きかけに努めます。

2-2-4　住宅地等における緑化推進

住宅等を建築する際には、生垣設置や建築物緑化等の補助等により緑化を支援します。

「東海市共同住宅型集合建築物における緑化に関する指導要領」に基づく指導により緑地の確保に努めます。

また、地区計画を定める等により民間開発や土地区画整理事業により住宅地が開発される際には、市と事業者が連携し、「緑地協定」や「街並みガイドライン★」等も含め、その地区の特性に合わせた民有地緑化推進に努めます。

【コラム】住宅の緑化事例

住宅地等において、緑化を推進することで、以下の効果が期待できます。

〇緑豊かな景観の形成
〇ヒートアイランド現象緩和
〇生物多様性(鳥類、昆虫等)
〇健康増進、リラックス効果



(緑化前)　(緑化５年目)

写真　あいち森と緑づくり事業補助金にて実施した事例

【コラム】住宅地開発における「街並みガイドライン」

市内の民間開発による住宅地において、景観の連続性や統一性のある美しい街並みや緑豊かな住宅地を形成することで、潤いのある生活環境をつくり、地域の価値を高めることができます。そのため、住宅メーカー各社が自主的に「街並みガイドライン」を策定して、全ての宅地に、道路沿いへの生垣の設置や、シンボルツリーを含め高木３本、低木１㎡の植栽をすること等を分譲の条件としている事例があります。こうした取組には、建築物等緑化補助金や生垣等緑化補助金を活用することができ、緑豊かな街並みの形成に寄与しています。



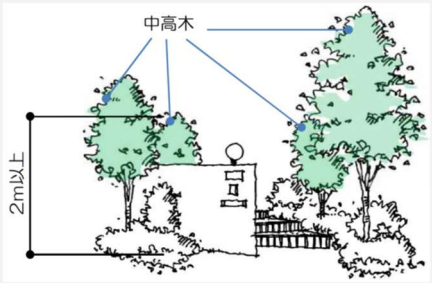






写真　あいち森と緑づくり事業補助金にて実施した事例
（東海市加木屋町北社山地内）

2-3 生態系ネットワークの形成



第３次環境基本計画に基づき、周辺環境に配慮しながら、生物の生息・生育環境や移動経路を新たに創出し、つないでいくことで、生態系ネットワークの形成を推進します。

2-3-1 生物の生息環境をつなぐ回廊の形成

生態系ネットワークの形成にあたっては、生物が安定的に生息できる環境を確保し、連続性のある帯状や飛び石状の緑の回廊*でつなぐことにより、生物の移動や遺伝子の交流を可能とすることが重要です。

本市では、公園緑地や公共施設のほか、企業緑地、農地や河川沿い・ため池周辺のまとまりのある樹林地・草地等により生態系ネットワークを形成しています。

しかしながら、開発等により生物の生息地・生育地が消失し、つながりが分断されると、生物の移動が困難となり、遺伝子のバリエーションが失われることで個体の生命力が弱くなったり、繁殖機会が減ったり、餌の凶作等に対応できなくなったりすることで、生物の個体数が減り、生物多様性が失われる懸念があります。また、道路での轢死（ロードキル）につながる生物の道路への飛び出しによる交通安全への支障や餌を求めて人の生活圏にくることによる農作物への被害、野生生物による感染症リスクなど市民の生活にも影響が生じる懸念もあります。ただし、形成される回廊によっては、市民の生活への悪影響を増加させてしまうリスクもあります。緑の回廊の形成では、生物の移動経路と市民の生活圏との住み分けが重要です。

開発等において、生物の移動経路に配慮され、新たな回廊の形成が図られるよう生態系への配慮に関する普及啓発に努めます。

飛び石状の街路樹や小規模な緑地であっても、小さな鳥やチョウ、トンボ等の生物にとっては、回廊として機能しています。

このことから、小規模な緑化でも多様な生物の生息・生育環境が創出できるよう、生物が好む樹木や草花の植栽や、ビオトープ、在来種を活用した花壇等により回廊が形成されるように、行政として公共施設への設置に努めるとともに、市民への生物の生息環境に関する普及啓発に努めます。

市内のみでなく愛知県や知多半島など広域的な視点による回廊が形成されるよう「知多半島生態系ネットワーク協議会★」との連携を図ります。

【コラム】生態系ネットワークによる生物の生息環境の創出

・本市には、知多半島の生態系ネットワークを支える重要な緑地である「知多半島グリーンベルト」をはじめ、公園や学校、道路沿いの緑地、農地、などが市内に点在しています。こうした緑地を連続的につなげることで、生物の移動経路が確保され、生物多様性の維持・向上につながります。また、河川やため池などの水辺と緑地がネットワークを形成することで、多様な生物が生息・移動しやすい環境が創出されます。

○生物多様性ポテンシャルマップ*からみる生態系ネットワーク

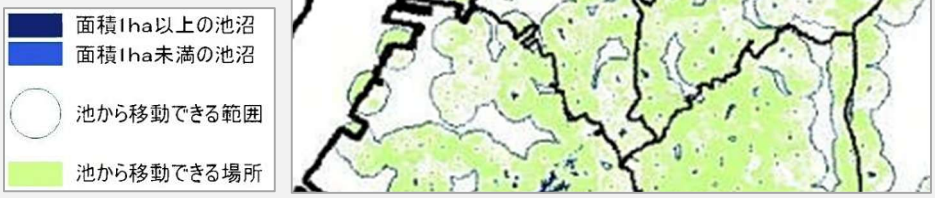
・指標種の一つである止水性イトトンボ類は、里地・里山から田園、都市部までの池沼環境に生息し、水辺のネットワークの状態を表す生物です。飛翔能力が高くないため、生息地が分断されると移動が困難になります。一方で、公園や学校、道路沿いの緑地、水辺空間などが連続的につながることで、生息域を広げることができます。

【イトトンボの生態と生息環境】

・幼虫(ヤゴ)は、主に水生植物が繁茂した池沼や湿地に生息しています。
・成虫は水辺に隣接した草地や灌木内ですごします。
・イトトンボ類は、池や湖の間がおおむね 1km 以内であれば行き来できることが知られており、その移動には周辺の緑地が重要な役割を果たします。



写真 オオイトトンボ



出典(図) ：止水性イトトンボ類の生物多様性ポテンシャルマップ
(愛知県 HP、2020 年(令和 2 年)3 月 16 更新)

【コラム】知多半島生態系ネットワーク協議会

・知多半島生態系ネットワーク協議会は、大学、企業、NPO、行政など多様な主体が連携し、知多半島地域において「生態系ネットワークの形成(生物の生息・生育空間を適正に配置し、つながりを確保すること)」を推進し、将来にわたって生物多様性の確保に寄与することを目的として活動しています。

・知多半島には、ため池や湿地、里山、海岸など多様な自然環境が広がっており、多くの生物が生息しています。一方で、開発や環境の変化により、生物の生息環境の分断が課題となっています。協議会では、こうした自然環境をつなぎ、生物が移動しやすい環境づくりを進めることで、生物多様性の保全に取り組んでいます。

基本方針 3　みどりをいかし　人をつなぐ(緑の活用)

3 - 1　緑の空間の機能向上

多様化するニーズに対応できるよう、既存ストックを活用して緑の空間の機能向上を推進します。

3-1-1　歴史的・文化的・自然的資源を活用した公園緑地の整備

大池公園には、公園の中心にある池の周辺に配置されたさくら並木・花しょうぶ園・梅林などがあります。聚楽園公園には、東海市のシンボルの一つである聚楽園大仏や公園の中心にある池の周辺に配置されたもみじ並木があります。

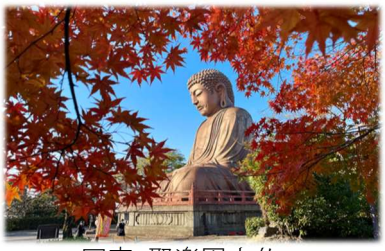


写真　聚楽園大仏

これらは、美しい眺望を形成するポテンシャルを有しており、観光資源として活用した地域振興の取組として、祭りを開催したり、夜間にはライトアップ等を実施したりすることで、多くの人に緑とのつながりを深めてもらうよう努めています。

今後、より広域的に多くの人への機会創出のために、周遊性の向上も目的とした園路の整備(配置変更、移動円滑化のための再整備含む)や駐車場の整備を進めます。

本市には、万葉集で詠まれた可家の湊★があったことから、その跡地において、御洲浜公園として面影を感じられる



図　御洲浜公園の整備イメージ

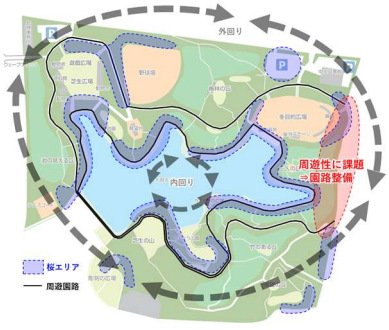


図　大池公園の園路整備イメージ

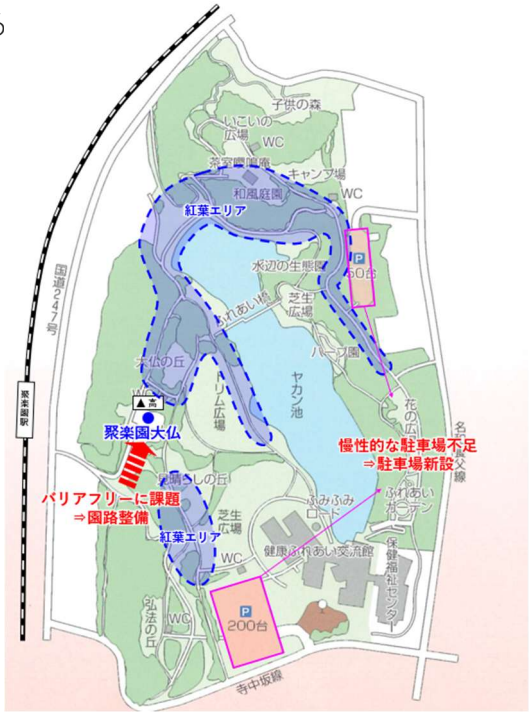


図　聚楽園公園の再整備イメージ

【コラム】可家の湊

・可家の湊(かけのみなと)は、古代の本市の姿を伝える場所です。愛知県の名の由来となった「あゆち潟」が眼前に広がる可家の湊は、遠浅の海に接した入江のような場所であったと考えられており、歌にも詠まれる風光明媚な場所でした。

・可家の湊は奈良時代に編さんされた最古の和歌集である『万葉集』に登場します。

『味鴨の可家の湊に入る潮のこてたずくもか入りて寝まくも』

この歌は、「味鴨の群れが住む可家の湊に満ちてくる潮のように、あなたの床に入って寝たいものだ」（出典:東海市教育委員会）という意味とされており、現代ではもううかがい知ることができない、当時の情景が目に浮かんできます。

・かつて広い入江だった可家の湊は、江戸時代初めには海から離れた池になっていました。その池を利用して横須賀御殿の庭園である御洲浜（おすはま）が作られたことから「御洲浜の池」と呼ばれるようになりました。



図 御洲浜復元図
出典『横須賀御殿学術調査研究報告書』



写真 御洲浜の池(昭和 43 年)

【コラム】御雉子山（おきじやま）

・加木屋緑地は御雉子山（東海市内の最高点：標高 59.2m）を最高点として、その南に 50m 超の山頂が 2 つ連なっています。

・図賀奈池（ずがないけ）周辺の地名は雉子野（きじの）といい、昔、キジを始めとした多くの野鳥が生息していたため、雉子野と名付けられました。寛文年間、横須賀御殿へ来た尾張二代の藩主徳川光友（1625 年～1700 年）も、しばしばここで鷹狩りをしたので、近くの山に「御」の称をつけ、御雉子山という名称になりました。



出典 加木屋緑地案内図、クロスカントリーコース案内図

3-1-2　公園の防災・減災機能の強化

近年は震災などにより、防災機能の重要性が高まっています。公園の広場等は、オープンスペースとして災害時の防災活動拠点・避難場所として活用することができます。

本市においても、「東海市地域防災計画*」に防災上の位置づけをした公園を複数設置しています。これらの公園において、有事の際にその役割を発揮できるよう適切な維持管理をするとともに、災害時の利用計画に合わせて施設の更新時には災害対応のものへの転換を進め、公園の防災・減災機能の強化に努めます。また、防災訓練など市民・地域との連携に努めます。

【コラム】公園の災害対応施設





イメージ：かまどベンチ(左)、防災パーゴラ(右)



写真：災害対応トイレ(緑陽公園)

表 地域防災計画に位置付けられている都市公園

救助施設、設備等	公園数
広域避難場所	7公園
一時避難場所	7公園
大規模地震防災活動拠点	3公園
救援部隊活動拠点	5公園
ライフライン復旧	3公園
応急仮設住宅建設可能箇所	28公園
ドクターヘリ離発着場	3公園

出典　「東海市地域防災計画　附属資料（令和7年度（2025年度）修正)」

3-1-3　地域課題に対応した公園機能等の再編

本市は、本計画の計画期間内においては人口が増加することを想定していますが、計画期間後は人口が減少し少子高齢化が進むことが予測され、限られた財源等を有効に活用するために、都市機能*や居住の誘導によるコンパクトシティ化を進めています。

少子化抑制のための子育てしやすい社会環境づくりとして、身近な公園はこどもの遊び場等の重要な役割を担っています。

高齢化が進む社会においては、健康寿命を延ばすことが求められ、健康づくりの場として公園の役割は重要です。

公園は交流や憩いの場としての機能を有していることから、誰もが使いやすいようなユニバーサルデザイン★や、あらゆる人が等しく公園を楽しめるようにインクルーシブデザイン★を取り入れることも重要です。

近年の猛暑に対しては、樹木の木陰や芝生広場などのオープンスペースによる風の通り道の形成、親水空間などが都市に冷涼な空間を創出するために有効であり、これらを公園の構成要素として取り入れることが重要です。

これらを踏まえ、将来的な都市構造や市民のニーズ、地域課題に対応し、適切な公園の配置や、公園の機能向上が図れるよう、公園機能の再編を推進します。

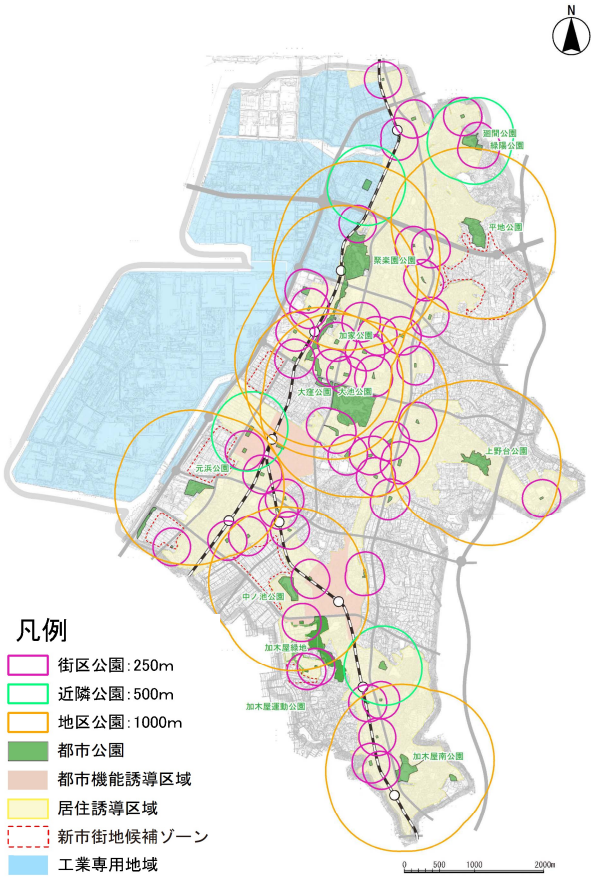


図　都市公園の誘致圏

【コラム】インクルーシブ・ユニバーサルデザイン

・年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい空間づくりを進める考え方です。公園においては、多様な人々が安心して集い、交流し、楽しむことができる環境の整備を推進します。

【ユニバーサルデザイン】

○できるだけ多くの人が利用しやすいよう、配慮して空間や施設を設計する考え方です。

【インクルーシブデザイン】

○誰も排除することなく、年齢や性別、障がいの有無、文化的背景など、あらゆる違いを尊重しながら、多様な利用者一人ひとりに寄り添った空間づくりを進める考え方です。

3-1-4　公園の管理運営への民間活力の導入

民間事業者の参入によって市民サービスや魅力の向上等が期待できる公園については、民間活力を活かした公園づくりの検討を進めていきます。

公募設置管理制度(Park-PFI)★などの官民連携手法の導入により、市の財源負担の軽減を図るとともに、民間事業者のノウハウによる効率的な運営とサービス向上、公園施設の整備やリニューアルに努めます。

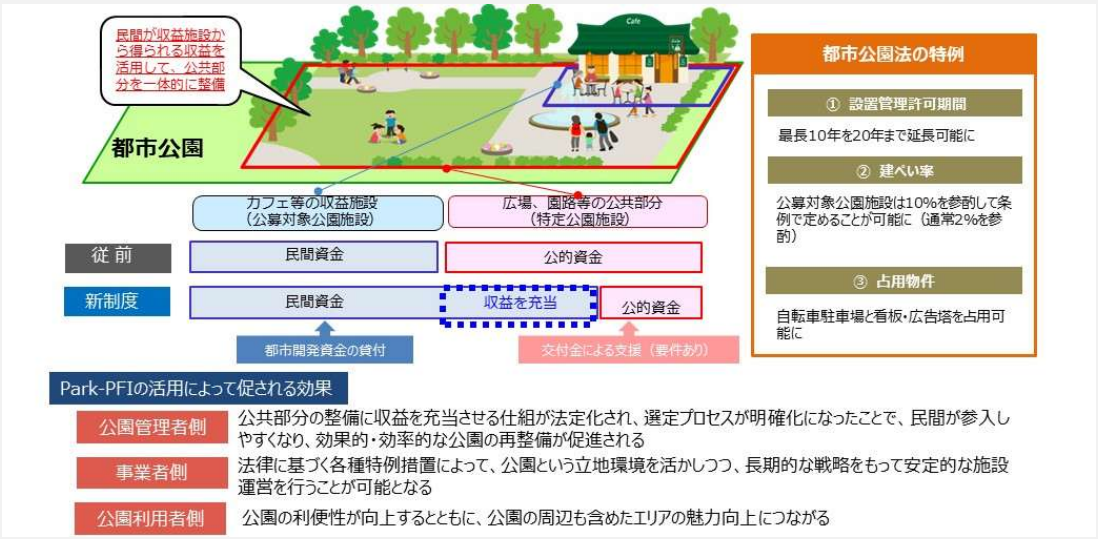
【コラム】官民連携手法

手　法	概　要
○ PFI 事業	民間事業者の資金や経営能力、技術力を活用して公共施設の整備や管理運営を行う手法です。効率的かつ効果的な施設整備や、低廉で良質なサービスの提供が期待されます。
○ 公募設置管理制度（Park-PFI）	民間事業者がカフェや売店などの収益施設を設置・運営し、その収益を活用して園路や広場などの公園施設を整備する制度です。公園の魅力向上と市の財政負担軽減の両立が期待できます。
○ 指定管理者制度*	地方公共団体が公の施設の管理を行わせるために、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度です。民間のノウハウを活かした効率的な管理やイベント開催などにより、利用者サービスの向上が期待できます。
○ 設置管理許可制度	公園管理者以外の民間事業者が、売店や飲食施設などの公園施設を設置・管理する制度です。公園利用者の利便性向上やにぎわい創出に活用されています。

○公募設置管理制度(Park-PFI)の概要

・都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続きです。

・事業者が設置する施設から得られる利益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用されます。



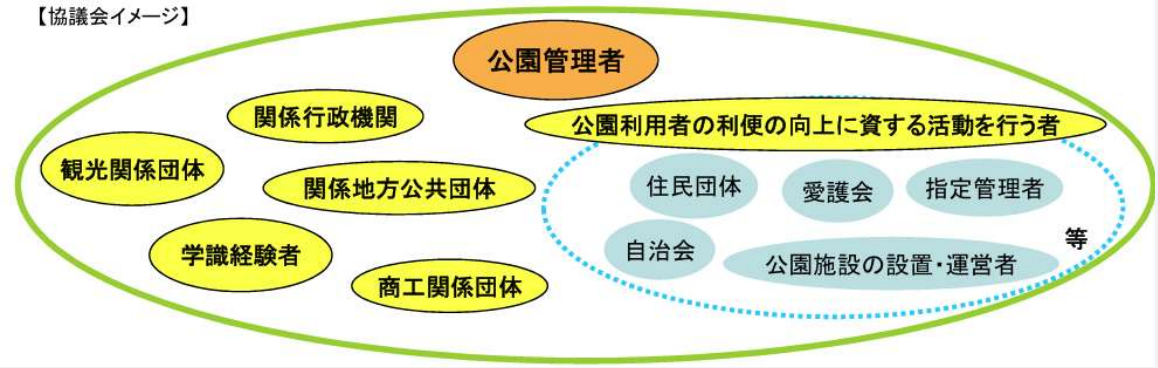
3-1-5　公園の柔軟な利活用の促進

公園のポテンシャルを最大限発揮するためには、多様化する利用ニーズに柔軟に応えられるように、公園ごとの特性等に応じて弾力化を図ることが重要です。

ボール遊び、自転車利用、スケートボード利用、花火、キャンプファイア、夜間利用、キッチンカー乗入れといった要望の多い利用ルールについては、公園ごとの特性を踏まえ、利用者や近隣住民等の理解を得ながら、柔軟な利活用により公園に賑わいが生まれるようなローカルルールづくりに努めます。

【コラム】公園の活性化のための協議会の設置

・平成 29 年（2017 年）の都市公園法の改正では、公園の活性化や魅力向上を図るため、協議会の設置が位置付けられ、公園の有効活用を推進することとされました。この制度は、公園管理者が公園利用者の利便性向上に向けた協議を行うため、自治会をはじめとする地域関係者と協議会を組織し、公園ごとのルールづくりや運営方法の検討を行うものです。



3-2　多様な主体による緑のまちづくり

市民や地域、企業、団体等の多様な主体との連携により、緑の充実したまちづくりの推進に取り組みます。

3-2-1　花と緑があふれるまちづくり

身近な場所に咲く花は、まちの景観を向上させ、市民の暮らしに潤いや安らぎをもたらしてくれる大切な存在です。

１月の「フラワーショウ」、４月の大池公園「桜まつり」、５月の「ランの道ウォーク」、６月の大池公園「花しょうぶまつり」、11 月の聚楽園公園「もみじまつり」など、年間を通して市民が身近に咲く花や緑にふれあえる機会を継続的に提供していきます。

「アダプトプログラム」を含めた共同花壇づくり等、市民団体等が主体となる仕組みの継続をし、活動に対する花苗や資材の配布等による支援をします。また、市民へ花苗を配布し、育てる機会を提供します。なお、配布する花苗は市内の福祉団体の協力を得て育成します。

「ランの道づくり植栽会」や「大池公園さくら再生プロジェクト」におけるワークショップ及び植栽会、園芸教室等の市民が参加できる学びのイベントの開催を継続します。

優秀な家庭花壇や共同花壇、学校・保育園花壇等を審査・表彰する「花壇コンクール」の開催を継続します。

これらの機会提供と合わせて、公園緑地等の花や緑を看板やパンフレット、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等、各種媒体により情報発信し、公園緑地等の利用を促進し、宅地の庭の花木など広く波及していくよう努めます。

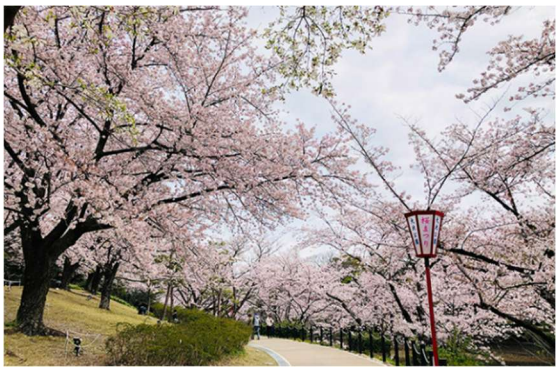


写真　さくらまつり



写真　もみじまつり

3-2-2　人と自然が共生するまちづくり

自然環境は私たちに多大な恵みをもたらします。食料や水、木材などの供給など、自然の恵み(生態系サービス)なくして私たちの暮らしは成り立ちません。自然共生社会を実現し、生物多様性を保全することは、こうした自然の恵みを将来にわたって享受し続けるためにも極めて重要です。

そのためには、私たちが生まれ育った地域や、深く関わりのある土地に息づく、人々の生活と深く結びついたふるさとの自然に市民がふれあい、理解を深めることで、愛着や誇りを持つことが大切です。

東海市エコスクールでは、自然観察会や生物調査等のイベントを開催し、自然との共生に関する学びの機会を継続的に提供します。

加木屋緑地の「ふるさと再生プロジェクト」において、専門家の指導を得て、ビオトープづくりや自然観察会、植栽会や外来種の駆除活動を体験する自然再生イベントを開催し、生物多様性に関する学びの機会を継続的に提供します。

「花壇コンクール」においては、在来種を活用した花壇やバタフライガーデン*といった生物多様性に寄与する部門の新設を検討します。

これらの機会提供に加えて、公園緑地等の生物に関する情報をパンフレットやホームページ、SNS、デジタルサイネージ等、各種媒体により発信し、生物多様性に対する市民意識を向上させ、生物が生息・生育しやすい自然環境の保全・再生に努めます。

第５章　緑化重点地区及び保全配慮地区

第５章　緑化重点地区及び保全配慮地区

5-1　緑化重点地区の設定

本市のめざすべき緑の姿を実現するため、以下の考え方に基づき、「緑化重点地区」を設定します。

■設定の考え方

都市緑地法

・「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画において、必要に応じて緑化重点地区を定める。

・市町村による重点的な緑化施策に加え、市民、NPO 法人及び民間企業等において、ボランティア活動の展開などそれぞれの立場での自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できるので、積極的な地区の設定を行うとともに、都市緑化基金の活用による支援を含め、当該地区における緑化の推進に向けた官民連携の方針を定めることが望ましい。

・比較的緑が少なく重点的に緑化の推進に配慮を加えるため緑化推進施策を定めるものであり、例えば、農用地区域及び保安林等については定めるものではない。

出典：都市緑地法運用指針(令和 8 年(2026 年) 4 月改正)

東海市

・以下の要件から緑化重点地区を設定する。

＜設定要件＞

・　緑の中核拠点（都市公園）を除く、東海市立地適正化計画で居住誘導区域及び都市機能誘導区域に設定されている区域

緑化重点地区の基本方針

- 多様な主体と連携して、積極的に緑化を推進する
- Well-being が実感でき、質の高い豊かな緑を創出する
- 拠点的な公園・緑地を有機的につなぐネットワークを形成する

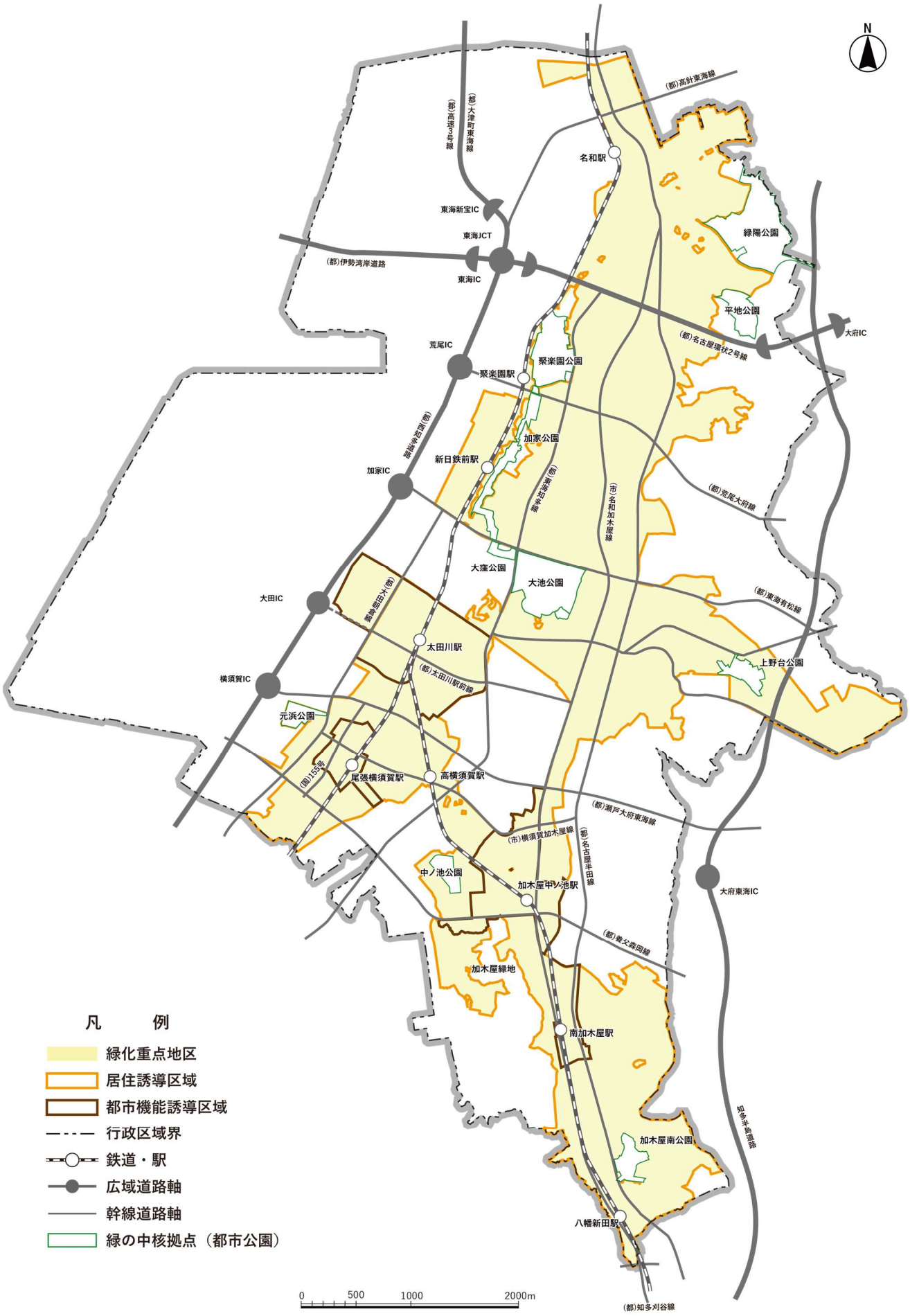

N
(都)高針東海線
(都)高速3号線
(都)大津町東海線
名和駅
東海新宝IC
東海JCT
(都)伊勢湾岸道路
東海IC
緑陽公園
平地公園
大府IC
荒尾IC
(都)名古屋環状2号線
聚楽園公園
聚楽園駅
(都)国道302号線
加家公園
新日鉄前駅
加家IC
(都)東海知多線
(市)名和加木屋線
(都)荒尾大府線
大窪公園
大池公園
大田IC
(都)大田知多線
(都)東海有松線
太田川駅
上野台公園
横須賀IC
(都)太田川駅前線
元浜公園
(国)155号
尾張横須賀駅
高横須賀駅
(都)瀬戸大府東海線
(市)横須賀加木屋線
(都)名古屋半田線
中ノ池公園
加木屋中ノ池駅
大府東海IC
(都)養父森岡線
加木屋緑地
南加木屋駅
知多半島道路
加木屋南公園
八幡新田駅
(都)知多刈谷線
凡　例
緑化重点地区
居住誘導区域
都市機能誘導区域
行政区域界
鉄道・駅
広域道路軸
幹線道路軸
緑の中核拠点（都市公園）
0
500
1000
2000m

図 緑化重点地区

5-2　保全配慮地区の設定

本市のめざすべき緑の姿を実現するため、以下の考え方に基づき、「保全配慮地区」を設定します。

■設定の考え方

都市緑地法

・「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画において、必要に応じて保全配慮地区を定める。

・風致景観の保全、生物多様性の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区等を保全配慮地区として定め、区域内の緑地の保全、市民緑地契約の締結、風致地区の指定、保存樹・保存樹林の指定、都市公園の整備、農地の保全や活用方策、市町村の条例に基づく緑地保全施策など、当該地区において講じる緑地保全施策について定めることが考えられる。

・市民緑地契約を締結することにより保全を図ろうとする緑地のみを対象として指定するだけでなく、自然的環境に富んだ地区全体を緑地以外の土地の区域も含めて指定し、多様な手法の組み合わせにより地区の自然的環境の保全を図ることが望ましい。

・主に、自然的環境に富んだ地区、市民緑地や条例による保全措置が必要な地区、農地の保全等を検討している区域を対象とする。

出典：都市緑地法運用指針（令和８年(2026 年)４月改正）

東海市

・以下の要件から保全配慮地区を設定する。

＜設定要件＞

・臨海工業地帯及び緑の中核拠点(都市公園)、緑化重点地区を除く自然的環境に富んだ地区

保全配慮地区における緑地保全への配慮のお願い

- 敷地内に既存の樹木があれば、土地利用に支障のない範囲で保全に配慮をお願いします。
- 敷地内にできる限り多くの樹木等を植栽するとともに、使用する樹木等は、在来種を中心に使用してください。
- 動植物の生育・生息環境の保全に配慮をお願いします。
- 生態系ネットワークの分断が避けられない場合は、代替の新たな緑地の配置等の配慮をお願いします。

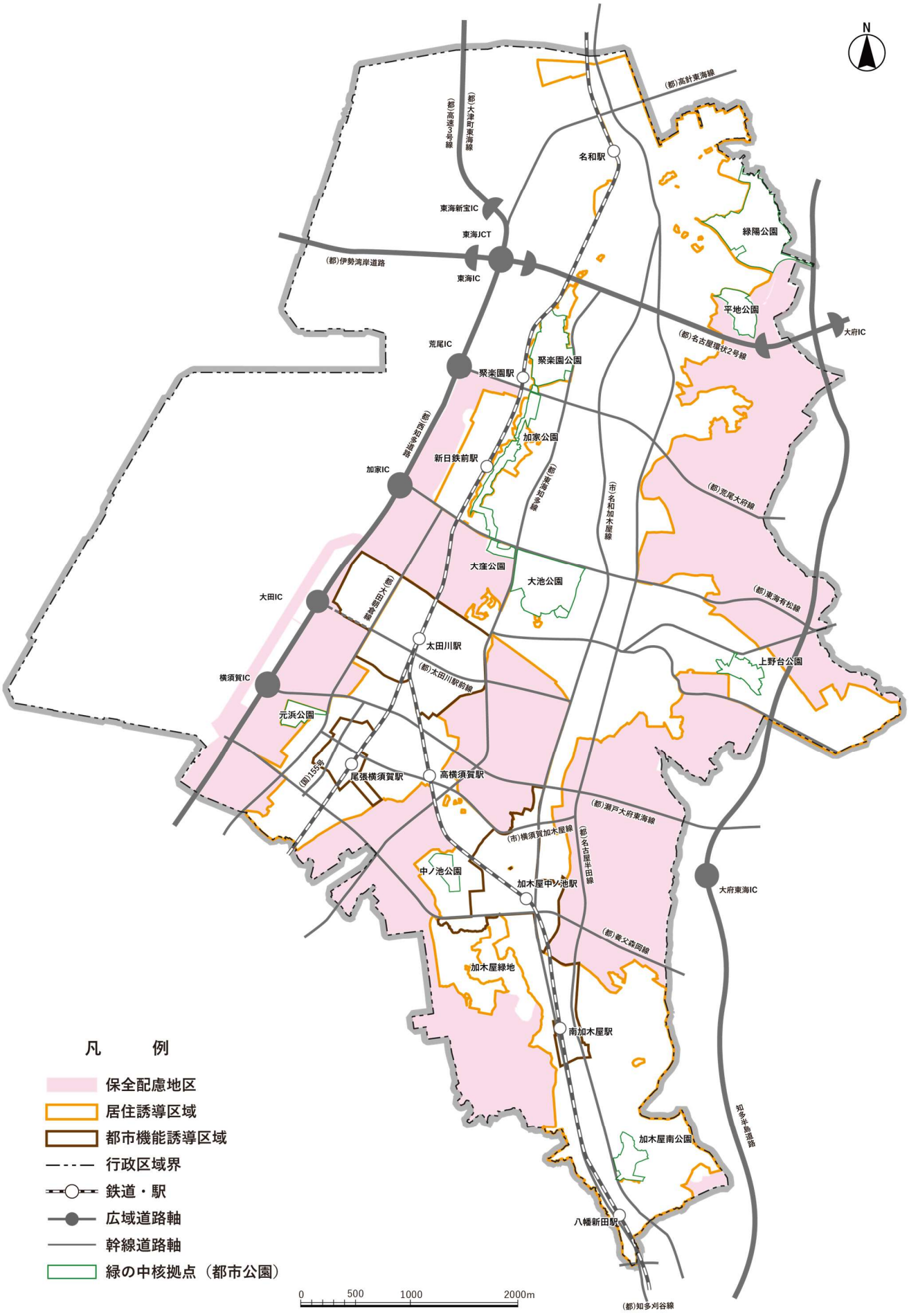
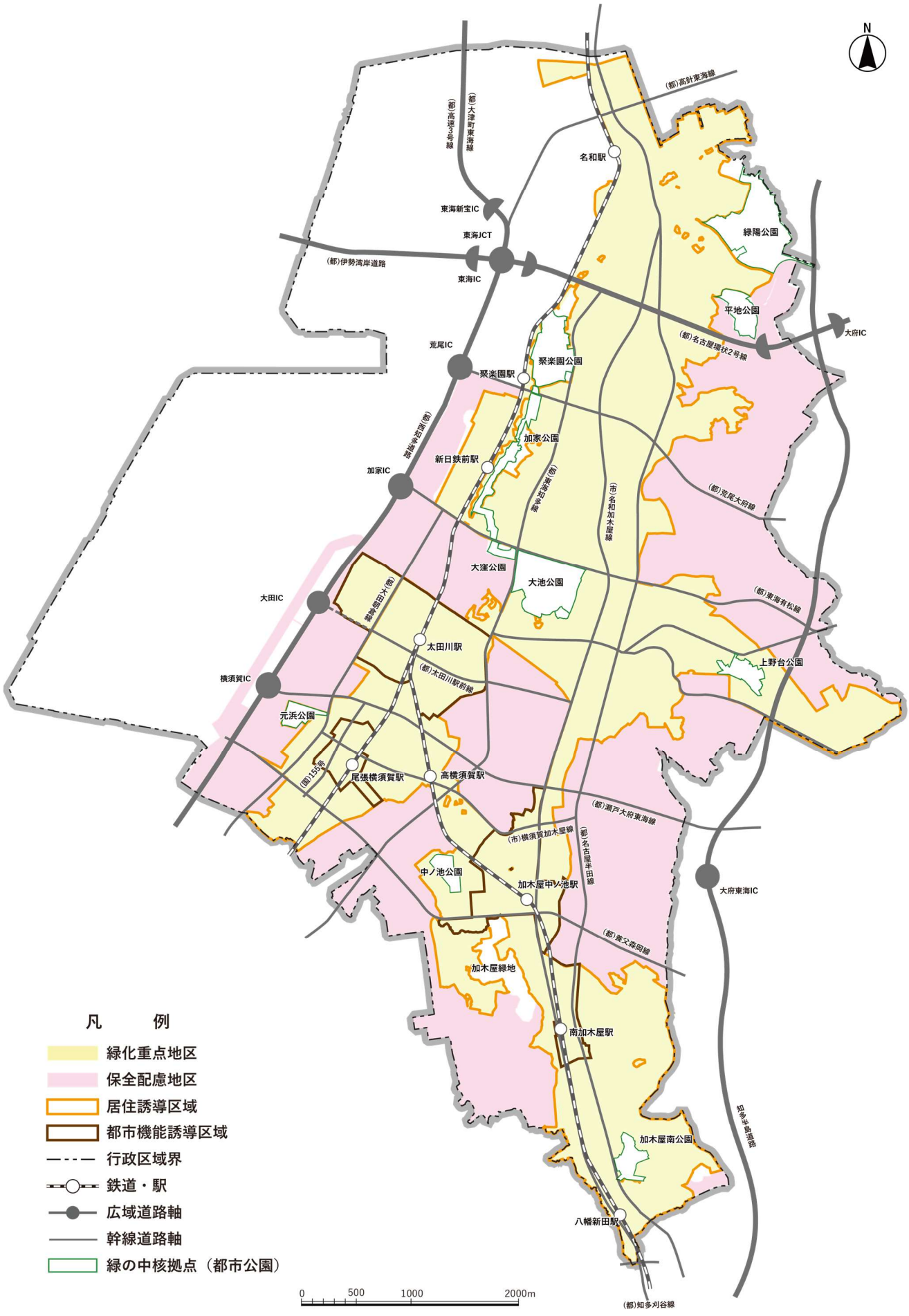

N
(都)高針東海線
(都)高速3号線
(都)大津町東海線
名和駅
東海新宝IC
東海JCT
(都)伊勢湾岸道路
東海IC
緑陽公園
平地公園
大府IC
(都)名古屋環状2号線
荒尾IC
聚楽園駅
聚楽園公園
(都)西尾東海線
加家公園
新日鉄前駅
加家IC
(都)東海知多線
(市)名和加木屋線
(都)荒尾大府線
大窪公園
大池公園
大田IC
(都)大田川東海線
(都)東海有松線
太田川駅
上野台公園
(都)太田川駅前線
横須賀IC
元浜公園
(国)155号
尾張横須賀駅
高横須賀駅
(都)瀬戸大府東海線
(市)横須賀加木屋線
(都)名古屋半田線
中ノ池公園
加木屋中ノ池駅
大府東海IC
(都)黄父森岡線
加木屋緑地
南加木屋駅
知多半島道路
加木屋南公園
八幡新田駅
(都)知多刈谷線
凡　例
保全配慮地区
居住誘導区域
都市機能誘導区域
行政区域界
鉄道・駅
広域道路軸
幹線道路軸
緑の中核拠点（都市公園）
0
500
1000
2000m

図 保全配慮地区



緑化重点地区および保全配慮地区

第６章　計画の推進に向けて

第６章　計画の推進に向けて

6-１　計画の指標

本計画の緑の将来像を実現するため、以下の指標を設定します。

❶ 【指標１】　緑被率
❷ 【指標２】　市民一人あたりの都市公園の面積
❸ 【指標３】　希少種の数
❹ 【指標４】　花や緑が豊かなまちづくりに対する市民の満足度
❺ 【指標５】　公園の整備に対する市民の満足度
❻ 【指標６】　多様な生物の生育・生息環境に対する市民の評価

施策と指標の関連を示します。

施策の方向性	施策の展開	関連する指標					
		❶	❷	❸	❹	❺	❻
【基本方針１】みどりをまもり　未来につなぐ　（緑の保全）							
1-1 骨格を担う緑の保全	1-1-1　西知多道路沿線の緩衝緑地の保全	○		○	○		○
	1-1-2　都市公園の保全	○	○	○	○	○	○
	1-1-3　公共施設緑地の保全	○		○	○		○
	1-1-4　民有地の植生やため池の保全	○		○	○		○
	1-1-5　街路樹等の保全	○		○	○		○
	1-1-6　河川沿いの緑の保全	○		○	○		○
	1-1-7　農地の保全	○		○	○		○
1-2 生物多様性の保全	1-2-1　生物の生息・生育環境の保全	○	○	○	○	○	○
【基本方針２】みどりをつくり　暮らしをつなぐ　（緑の創出）							
2-1 軸をつなげる緑の空間の整備	2-1-1　新たな緑の中核拠点となる公園の整備	○	○	○	○	○	○
	2-1-2　新たな市街地形成にかかる公園緑地の整備	○	○	○	○	○	○
	2-1-3　街路樹の設置推進	○		○	○		○
	2-1-4　河川沿いの緑の創出	○		○	○		○
2-2 都市緑化の推進	2-2-1　公共施設の緑化推進	○		○	○		○
	2-2-2　法制度を活用した民有地の緑化推進	○		○	○		○
	2-2-3　事業者等における緑化推進	○		○	○		○
	2-2-4　住宅地等における緑化推進	○		○	○		○
2-3 生態系ネットワークの形成	2-3-1　生物の生息環境をつなぐ回廊の形成	○	○	○	○	○	○
【基本方針３】みどりをいかし　人をつなぐ　（緑の活用）							
3-1 緑の空間の機能向上	3-1-1　歴史的･文化的･自然的資源を活用した公園緑地の整備	○	○	○	○	○	○
	3-1-2　公園の防災・減災機能の強化		○			○	
	3-1-3　地域課題に対応した公園機能等の再編	○	○	○	○	○	○
	3-1-4　公園の管理運営への民間活力の導入	○	○	○	○	○	○
	3-1-5　公園の柔軟な利活用		○			○	
3-2 多様な主体による緑のまちづくり	3-2-1　花と緑があふれるまちづくり	○	○	○	○	○	○
	3-2-2　人と自然が共生するまちづくり	○	○	○	○	○	○

6-2　数値目標の設定

本計画の緑の将来像を実現するための目標水準として、以下の数値目標を設定します。

【指標１】緑被率

指標	現況値 R7(2025)年度	目標値 R18(2036)年度
市街地[注1]の緑被率	**16.4%**	**16.4%**
緑被面積／区域面積	**502ha／3,066ha**	**―**
市全体の緑被率	**27.1%**	**26.1%**
緑被面積/区域面積	**1,175ha/4,342ha**	**―**

注１：市街化区域とする。

（目標設定の考え方）

本市の市街化区域には、緑被地の増加が難しい西側臨海部の工業地帯が含まれていることに加え、今後、市街地編入を予定している開発予定区域もあることから、緑被地が減少することが見込まれます。

開発等による緑被地の減少を最小限にとどめ、民有地の緑化等を推進し、現況の市街化区域の緑被率の維持を目標とします。

【指標２】市民一人あたりの都市公園の面積

指標	現況値 R7(2025)年度	目標値 R18(2036)年度
市民一人あたりの都市公園面積	**11.6 ㎡/人**	**13.2 ㎡/人**
都市公園面積/人口	**131.54ha /113,242 人**[注1]	―

注１：令和７年４月１日時点（住民基本台帳）

（目標設定の考え方）

都市公園法施行令では、一つの市町村区域内における都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準を 10 ㎡以上と定めています。本市では、既に 10 ㎡/人以上の都市公園の面積が確保できているため、既存の公園を維持しつつ、新たな市街地に必要な新設公園を整備することを目標とします。

【指標３】希少種の数[注1]

指標	目標値 R18(2036)年度
新たな希少種の確認数[注2]	**1**

注１：「レッドデータブックあいち」および「レッドリストあいち」に掲載されている種

注２：「レッドデータブックあいち 2020」および「レッドリストあいち 2025」において東海市を含むメッシュを生息域としていなかった種のうち、R18(2036)年度直近の「レッドデータブックあいち」および「レッドリストあいち」において東海市を含むメッシュが生息域となり、新たに希少種が確認された種数。（ただし、新たに絶滅の危機により、「レッドデータブックあいち」および「レッドリストあいち」への掲載対象種となった場合は除く）

（目標設定の考え方）

生物多様性の確保のため、既存の希少種の生息域を維持しつつ、環境改善により新たな希少種が東海市に定着することを目標とします。

【指標 4】花や緑が豊かなまちづくりに対する市民の満足度

指標	現況値 R7(2025)年度	目標値 R18(2036)年度
花や緑が豊かなまちづくりに対する満足度[注1]	**2.9 [注2]**	**3.0**

注 1：市民アンケートにより東海市のまちの現状について『花や緑が豊かなまちである』と思うかの質問に対して、4（高い）～1（低い）点の評価を加重平均した値とする。（無回答は除く）

注 2：「第 7 次東海市総合計画に関するアンケート調査（調査期間：令和 7 年 10 月～11 月）」より算定

（目標設定の考え方）

花や緑が豊かだと思っている市民の満足度は現状で比較的高い状態ですが、花壇の充実や都市の緑化、手入れの行き届いた植生による景観形成を図り、より市民全体の満足度を向上させることを目標とします。

【指標５】公園の整備に対する市民の満足度

指標	目標値 R18(2036)年度
公園整備に対する満足度[注１]	**3.5**

注１：市民アンケートにより『公園の整備に対する満足度』への回答として、5（高い）～1（低い）点の評価を加重平均した値とする。(無回答は除く)

（目標設定の考え方）

市民の公園整備に対する満足度は、適正な配置とともに施設や草花・花木の充実、イベント等による賑わい創出を図り、中間値以上を目標とします。

【指標 6】多様な生物の生息・生育環境に対する市民の評価

指標	目標値 R18(2036)年度
多様な生物の 生息・生育環境に対する評価[注１]	**3.0**

注１：市民アンケートにより『東海市において、多様な生物の生息・生育環境はととのっていると思いますか』への回答として、5（高い）～1（低い）点の評価を加重平均した値とする。(無回答は除く)

（目標設定の考え方）

多様な生物の生息・生息環境に対する市民の評価は、自然環境の維持・改善を図るとともに、身近な自然環境に対する理解を深めてもらえるよう普及啓発を図ることで、中間値を目標とします。

6-3　計画の推進体制

本計画を効果的かつ効率的に推進していくためには、**市民・地域、事業者、行政などの多様な主体**が、自らできることに主体的に行動していくとともに、各主体が責任と役割を踏まえて、ともに手を携え、相互を補完し、協力して進めていくことが必要です。

■施策の主体

施策の方向性	施策の展開	主な推進主体		
		市民・地域	事業者	行政
【基本方針 1】みどりをまもり　未来につなぐ　（緑の保全）				
1-1 骨格を担う緑の保全	1-1-1　西知多道路沿線の緩衝緑地の保全	○	○	○
	1-1-2　都市公園の保全	○	○	○
	1-1-3　公共施設緑地の保全	○	○	○
	1-1-4　民有地の植生やため池の保全	○	○	
	1-1-5　街路樹等の保全			○
	1-1-6　河川沿いの緑の保全			○
	1-1-7　農地の保全	○		
1-2 生物多様性の保全	1-2-1　生物の生息・生育環境の保全	○	○	○
【基本方針 2】みどりをつくり　暮らしをつなぐ　（緑の創出）				
2-1 軸をつなげる緑の空間の整備	2-1-1　新たな緑の中核拠点となる公園の整備			○
	2-1-2　新たな市街地形成にかかる公園緑地の整備			○
	2-1-3　街路樹の設置推進			○
	2-1-4　河川沿いの緑の創出			○
2-2 都市緑化の推進	2-2-1　公共施設の緑化推進	○		○
	2-2-2　法制度を活用した民有地の緑化推進	○	○	
	2-2-3　事業所等における緑化推進		○	
	2-2-4　住宅地等における緑化推進	○	○	
2-3 生態系ネットワークの形成	2-3-1　生物の生息環境をつなぐ回廊の形成	○	○	○
【基本方針 3】みどりをいかし　人をつなぐ　（緑の活用）				
3-1 緑の空間の機能向上	3-1-1　歴史的・文化的・自然的資源を活用した公園緑地の整備			○
	3-1-2　公園の防災・減災機能の強化	○		○
	3-1-3　地域課題に対応した公園機能等の再編			○
	3-1-4　公園の管理運営への民間活力の導入		○	○
	3-1-5　公園の柔軟な利活用	○	○	○
3-2 多様な主体による緑のまちづくり	3-2-1　花と緑があふれるまちづくり	○	○	○
	3-2-2　人と自然が共生するまちづくり	○	○	○

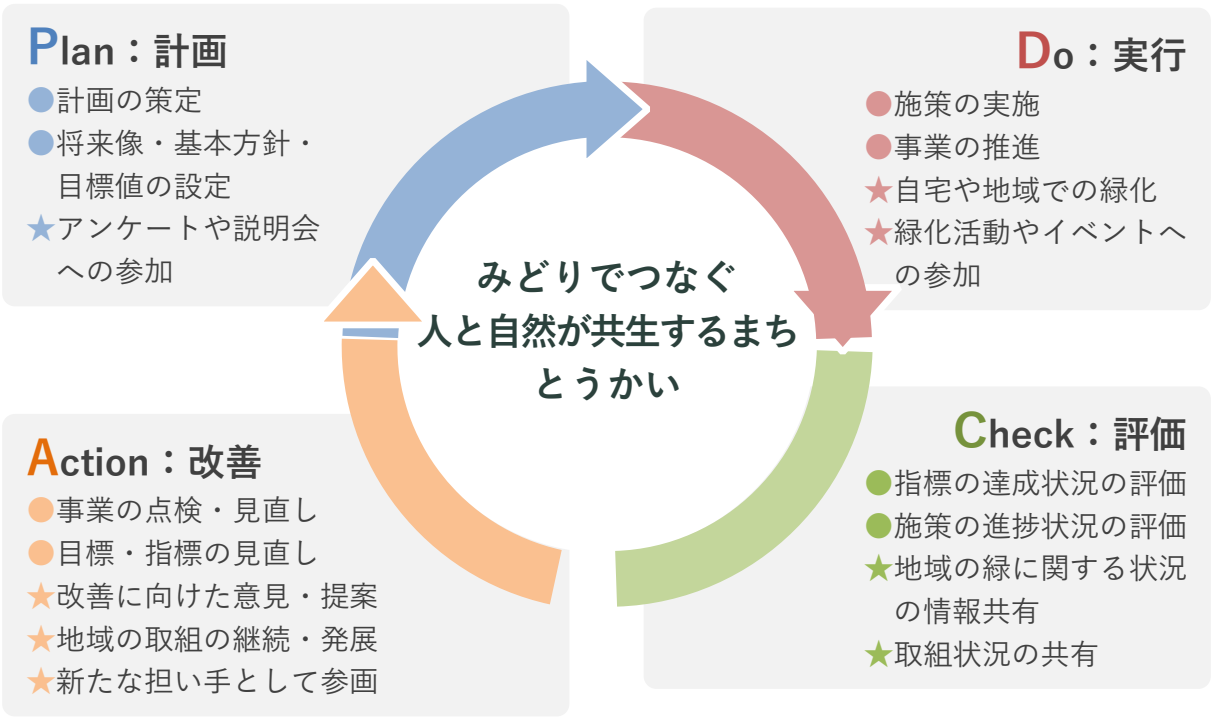
6-4　計画の進行管理

本計画に基づいて実施する施策・事業については、関係各課との横断的な連携により、効率的で実効性のある施策・事業の実施を推進します。

推進にあたっては、都市計画マスタープランや環境基本計画(東海市生物多様性地域戦略)などの関連計画や、社会情勢の変化との整合性を図り、多様化する市民ニーズなどに対応するため、PDCA サイクル*による進行管理を行い、柔軟的に計画を推進します。

本計画の事業の進捗状況を把握し、社会情勢の変化に対応するため、概ね 5 年後の令和 13 年度(2031 年度)を中間年次として、中間評価を行うものとします。また、法律の改正や国や県の計画の改定などの新たな動きに対応しては、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

■ＰＤＣＡサイクルによる進行管理のイメージ（★は市民に期待すること）



参考資料

参考資料

参考-1　計画の策定体制

（1）東海市緑の基本計画の策定体制

東海市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第１条　本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項を定める東海市緑の基本計画の策定にあたり幅広い意見を反映させるため、東海市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第２条　委員会は、委員６人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

学識経験者　１人
緑地保全関係者　１人
公園・街路樹関係者　１人
情報発信・交流関係者　１人
市内に住所を有する者　２人

(任期)

第３条　委員の任期は、委員に委嘱された日から令和９年(２０２７年)３月３１日までとする。

２　市長は、特別の理由があるときは、委員の任期中であっても解職することができる。

(役員)

第４条　委員会に委員長、副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第５条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会においては、委員長が議長となる。

３　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　委員会の意見は、これを尊重するとともに、東海市緑の基本計画の策定に反映させるように努めるものとする。

５　委員長は、必要と認めるとき、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第６条　委員会の庶務は、都市建設部花と緑の推進課において処理する。

(雑則)

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和８年(２０２６年)１月１５日から施行する。

■東海市緑の基本計画策定委員会名簿

職　名	氏　名	所　属	備考
学識経験者 （緑化）	はせがわ　あきこ 長谷川　明子	名古屋大学大学院環境学研究科　客員教授 大同大学　客員教授 尾張西部生態系ネットワーク協議会　会長 1級ビオトープ計画管理士 環境省　環境カウンセラー	
公園・街路樹 関係者	むらせ　さちこ 村瀬　幸子	東海市施設管理協会	
緑地保全 関係者	はない　たくや 花井　卓也	東海市造園建設業協力会	
情報発信・交流 関係者	まつもと　じん 松本　仁	知多メディアスネットワーク株式会社	
市内に住所 を有する者	よしつる　やすのり 吉鶴　靖則	自然環境調査関係者 ビオトープ計画管理士 学芸員	公募
〃	やまだ　しんや 山田　晋也	大池公園さくら守の会	公募

(敬称略、順不同)計６人

■アドバイザー

職　名	氏　名	所　属	備　考
県の職員	ゆあさ　たけし 湯浅　健司	愛知県都市・交通局都市基盤部 公園緑地課　課長	

参考-2　用語の説明

ア行

ESG 活動

企業が、環境(Environmental)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)*の３つの視点を考慮して持続可能な成長を目指す取組。

ESG 投資

企業の財務情報に加えて、環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)の非財務要素を評価し、長期的な企業価値や持続可能性を重視して投資先を選ぶ手法。

Well-being(うぇるびーいんぐ)

個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される。日本語では「幸福感」。

SDGs(えすでぃーじーず)

令和 12 年(2030 年)までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。地球上の「誰一人取り残さないこと」を誓い、17 の目標・169 のターゲットから構成。

ＮＰＯ(えぬぴーおー)

「Non-Profit-Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人は「特定非営利活動法人(NPO 法人)」。

OECM（おーいーしーえむ）

(Other Effective area-based Conservation Measures)

国立公園などの「保護地域」以外でありながら、生物多様性の長期的な保全に実質的に貢献している地域のこと。日本では環境省が「自然共生サイト」として認定し、国際データベースに登録。

屋上緑化

建物の屋上に植物を植える緑化手法。夏季の建物温度上昇を抑え、省エネルギーやヒートアイランド現象の緩和が期待されるほか、景観向上や生物の生息環境の創出にも寄与。

温室効果ガス

大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類。

カ行

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計が実質ゼロとなった状態。

外来種

人間の活動によって、本来その地域には生息・生育していなかった場所へ持ち込まれた生物種。

ガバナンス

行政、市民、事業者など、多様な主体が連携・協働しながら、緑に関する取組を適切かつ継続的に進めていくための仕組み。

緩衝緑地

①大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地

②都市公園の一つ。

（都市公園の種類は P.99 参照）

幹線道路

地域の主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。

官民連携

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

希少種

環境の変化などにより個体数が極めて数少なくなっている生物種のこと。

既存ストック

住宅・ビル・インフラなど、過去に整備され現在も使われている社会資本を指す言葉。

局所絶滅

ある生物種が地球上から完全に絶滅したわけではないものの、特定の地域や生息地からいなくなってしまうこと。開発や環境の変化によって生息・生育環境が失われることで発生し、生物多様性の低下や生態系ネットワークの分断につながるおそれがある。

グリーンインフラ

自然の多様な機能を活用した社会資本であり、 将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビー イング向上に貢献するもの。

広域緑地計画

都道府県が都市計画区域全域を対象として「緑の基本計画」を策定する一の市町村の範囲を超えた広域的観点から配置される緑地等の確保目標水準、配置計画等を示した計画。

公園施設長寿命化計画
安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から修繕・改築等の予防保全的管理を推進することにより、都市公園の公園施設の長寿命化を図るために策定する計画。

工場立地法
工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的とした法律。一定規模以上の工場を新設又は変更する際に、敷地面積に対する緑地面積率を定めて、事前に市へ届け出ることを義務付けるもの。東海市は条例により､緑地面積率を 10%以上とするよう設定。

交通結節点
鉄道駅などを中心に乗り継ぎ、乗り換え機能が集約する箇所で、鉄道駅、バスターミナル、自由通路、階段、駅前広場、歩道などによって構成されるもの。

交通ネットワーク
道路、鉄道、バスなどの交通施設が相互に連携して形成される交通体系。人や物の移動を円滑にし、地域間の結びつきを強め、利便性や防災性の向上、持続可能なまちづくりを実現するための重要な基盤。

コンパクトシティ
住宅、商業、医療、福祉、行政などの都市機能を一定のエリアに集約し、その拠点を公共交通で結ぶことで、持続可能なまちづくりを目指す都市政策。

サ行

30by30(さーてぃーばいさーてぃー)
令和 12 年(2030 年)までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。2022 年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」におけるグローバルターゲットの１つ。

在来種
地域に本来生息・生育している動植物種。地域固有の生態系を構成する重要な要素であり、生物多様性の保全や自然環境との調和を図る上で重要な存在。

里山
人々の暮らしと自然が長い時間をかけて関わり合いながら形成されてきた、集落周辺の森林、農地、ため池、草地などが一体となった地域環境。
山奥の自然そのものではなく、人が利用し管理してきた身近な自然を指す。

市街化区域
都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している、若しくはおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。土地や建物のルールを定めた用途地域※が原則として指定される。

市街化調整区域
都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

樹林地
樹木がまとまって生育している土地。生物の生息環境を提供するほか、景観形成、気温上昇の抑制、防災機能の確保など多様な役割を有す。

循環型社会
廃棄物などの発生抑制、循環資源の循環的な利用及び処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

生産緑地地区
生産緑地法に基づき、市街化区域内の保全する農地として指定されたもの。500 ㎡以上の農地等であり、基本的に指定後 30 年間は保全が担保される。

生産緑地法
市街化区域内において、良好な都市環境の形成に資する農地等を計画的に保全するための法律。指定された生産緑地は、農業生産の場として維持されるとともに、防災機能の確保、良好な景観の形成、都市環境の保全など、多面的な機能を担う。

生態系ネットワーク
森林や河川、公園などの自然環境をつなぎ、生物が移動・生息しやすい環境を形成する考え方。

生物多様性
様々な遺伝子を持った数多くの生物種が存在し、それらによって成り立つ生態系の豊かさやバランスが保たれていることを表す概念。

生物多様性地域戦略
生物多様性基本法に基づき自治体が策定する計画。地域固有の生態系や動植物の保全を図るとともに、自然との共生や持続可能な地域づくりを推進するための方針を示す。

生物多様性ポテンシャルマップ
愛知県の圏域全体のうち実際に指標種の生息が確認されている場所のほか、森や草地、水辺などの分布や広さといった環境条件から、指標種のすみかとして適している場所を予測して示した地図。

ゼロカーボンシティ
令和 32 年(2050 年)に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることをめざす旨を公表した地方自治体。本市は令和 4 年(2022 年)3 月 1 日にゼロカーボンシティ宣言。

総合戦略
中長期的な将来を見据え、人口減少や地域経済の縮小などの課題へ的確に対応し、地方創生を推進していくための戦略的なビジョンとなるもの。

タ行

第 3 次東海市環境基本計画
東海市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

代替ミティゲーション
開発などによる自然環境への影響を回避・低減してもなお残る影響を補うため、失われる自然環境の代わりとなる環境を創出・再生する措置。

第 7 次東海市総合計画
令和 6 年度から令和 15 年度までの東海市の総合計画。まちづくりの方向性と都市像を示した基本構想、各分野の施策を体系的・具体的に位置付けた基本計画、基本計画で位置付けた施策を実行する短期計画となる実施計画で構成。

脱炭素
地球温暖化の主な原因である二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスの排出量をできるだけ減らし、最終的に実質ゼロを目指すこと。

地域森林計画対象民有林
適正な森林の施業により木材生産、水源かん養、国土保全、環境保全等の機能が発揮されるよう保全及び整備を図る森林地域で国有林以外の森林。

地域制緑地
法令などに基づき、土地利用の制限を行うことで良好な自然環境や緑地を保全する区域。

地域防災計画
地震、風水害などの災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の予防、応急対策、復旧・復興など、防災に関する基本的な事項を定めた計画。

地球温暖化
人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象。

地区計画
地域の特性に応じて、建築物の用途や形態、道路や公園等の配置に関する方針を定める都市計画制度。良好な住環境や景観の形成を図ることが目的。

ちびっこ広場
児童の健康増進と情操を豊かにすることを目的にブランコ・すべり台等遊具を設置した児童の遊び場。

デジタルサイネージ
案内や広告、防災情報などを効果的かつ迅速に伝達することが可能であり、公共施設等で広く活用されている電子ディスプレイを用いた情報発信媒体。

東海市緑化審議会
東海市における緑化の推進や緑地の保全に関する重要事項について調査・審議する附属機関。

都市機能
鉄道・バス等の公共交通、道路等の基盤、商業・業務地の立地、各種行政サービス等、都市生活を行う上での各種サービスの総称。

都市計画区域
都市計画法その他法令の規制を受けるべき土地の区域。都道府県が指定。

都市計画道路
都市の将来像を見据えて円滑な交通と良好な都市環境を形成するため道路の機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の 4 種別に分類し、都市計画に定めるもの。

都市計画マスタープラン
都市計画法に基づく都市計画・まちづくり分野の総合的な指針として、市町村の都市計画に関する基本方針を定めた計画。

都市公園
都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
（都市公園の種類は P.99 参照）

都市公園法
都市公園の設置及び管理に関する基本的事項を定めた法律。

都市のレジリエンス
自然災害や気候変動等による被害を受けても、都市の機能や生活環境を維持し速やかに回復できる力。

都市緑地
①都市の緑地。
②都市公園の一つ。
（都市公園の種類は P.99 参照）

都市緑地法
都市における緑地の保全や緑化を推進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。

土地区画整理事業
道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

ナ行

ニューノーマル
社会環境の変化により生まれた新しい様式や価値観、行動様式のこと。

ネイチャーポジティブ
日本語で「自然再興」といい自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

農業振興地域

農業の健全な発展を図るため、優良な農地を確保・保全し、農業生産基盤の整備や農業振興施策を計画的に進める区域として、市町村が定める地域。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」において積極的な農業施策の展開と農地の保全を図るために指定された区域。

ハ行

バタフライガーデン

チョウの食草や蜜源植物を植栽し、チョウが生息しやすい環境を整えた庭。

PDCA サイクル

Plan、Do、Check 及び Action の四つの言葉の頭文字をつなげた言葉で、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。 Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(見直し)の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する取り組み。

ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えることからヒートアイランド。

ビオトープ

特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な、ある限られた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間と把えられることが特徴。生物を意味する Bio と場所を意味する Tope とを合成したドイツ語。

風致地区

都市の風致を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都道府県知事が都市計画に定める地域地区。

壁面緑化

建築物の壁面を利用して植物を育成する緑化手法。景観の向上に加え、建物の表面温度の低減やヒートアイランド現象の緩和に寄与する。

保安林

水源の涵養、土砂災害の防止、防風等の公益的機能を維持するために指定された森林。森林法に基づき、土地利用や伐採等に一定の制限が設けられている。

マ行

緑のオープンスペース

人々の休息、レクリエーションの場や災害時の避難所などになる公園や広場などの敷地内で建物等によって覆われていない空地のこと。

緑の回廊

分断された個体群の保護と遺伝的多様性の確保など、希少な野生生物の生育・生息地等を保護・管理する保護林を中心にネットワークを形成し、野生生物の移動経路として重要な役割を果たす。

緑の基本方針

国が、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 40 号）を踏まえ、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（緑の基本方針）を令和 6 年 12 月に策定。この基本方針に基づき、都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定や内容の一層の充実を促すもの。

ヤ行

遊休農地

「農地法」、「農地の保護や権利に関する法律」によって定められた、現在そして将来的に耕作の見込みがない農地。

用途地域

都市内における住居、商業、工業の市街地の大枠としての土地利用を定めるもので 13 種類に区分され、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定する。

（用途地域の種類は P.99 参照）

予防保全

施設や設備の不具合を未然に防ぐため、計画的な点検や補修を実施する維持管理手法。

ラ行

立地適正化計画

人口減少や高齢化社会に対応するため、居住や都市機能を適切な場所へ誘導し、持続可能な都市構造の実現を図る計画。

流域治水

河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めてひとつの流域として捉え、流域に関わる自治体や地域住民などが協力し、水害対策を行う取組のこと。

緑被地

樹林地・草地・農耕地・水辺地及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地、若しくは緑で被覆されていなくても自然的環境の状態にある土地の総称。

緑被率

上空から見た際の平面的な緑地の量に関する指標であり、緑地に覆われている土地（緑被地）の面積割合。

レッドデータブックあいち

希少な野生生物を保護し、生物多様性の保全を図っていくため、愛知県内で絶滅のおそれがある野生生物の分布状況や生息・生育状況をまとめた資料。

レッドリストあいち

レッドリスト掲載種を中心に、分布状況、生育・生息環境、減少要因、保全上の留意点などを解説した資料。

■用途地域の種類

	用途地域	特徴・制限
住居系	第一種低層住宅専用地域	低層住宅のための地域。小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅、小中学校等が建てられる。
	第二種低層住宅専用地域	主に低層住宅のための地域。小中学校の他、150 ㎡までの一定の店舗が建てられる。
	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅のための地域。病院、大学、500 ㎡までの一定の店舗等が建てられる。
	第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅のための地域。病院、大学等のほか、1,500 ㎡までの一定の店舗や事務所等、必要な利便施設が建てられる。
	第一種住居地域	住居の環境を守るための地域。3,000 ㎡までの店舗、事務所、ホテル等が建てられる。
	第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックス等が建てられる。
	準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設等の立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。
	田園住居地域	農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域。住宅に加え、農産物の直売所等が建てられる。
商業系	近隣商業地域	まわりの住居が日用品の買い物等をするための地域。住宅や店舗のほかに、小規模の工場も建てられる。
	商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店等が集まる地域。住宅や小規模の工場も建てられる。
工業系	準工業地域	主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかはほとんど建てられる。
	工業地域	どんな工場でも建てられる地域。住宅や住居は建てられるが、学校、病院、ホテル等は建てられない。
	工業専用地域	工場のための地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテル等は建てられない。

■都市公園の種類

	種　別	内　容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で１箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で１箇所当たり面積２ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で１箇所当たり面積４ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積４ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ１箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ１箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに１箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、１箇所当たり面積概ね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあってはその設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、１箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20ｍを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
広場公園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的に配置する。

参考 国土交通省 HP「都市公園の種類」

東海市緑の基本計画

令和９年３月

発行：東海市
編集：東海市　都市建設部　花と緑の推進課
〒476-8601　東海市中央町一丁目１番地
TEL：052-603-2211・0562-33-1111
FAX：052-601-2707
E-mail：hanamidori@city.tokai.lg.jp